

米は朝鮮物産の大宗にして又輸移出品の首班たるを以て其の改良に關しては夙に種々の施設を行ひ大正四年二月に米穀検査規則を發布して輸移出米の検査を施行し漸次良好の成績を挙げ來れるも既往の成績に鑑み大正六年九月之を改正せり爾來米穀の改良大に進み聲價著く向上して廣く内地に取引せらるるに至り同十二年七月再び該規則を改正して白米検査を全鮮(江原、咸北を除く)に施行し玄米の検査等級に一階級を加へ異年度産米の混淆を禁止し且不良米の輸移出を嚴重に取締りたる等從來不備と認むる事項を改めたり現行検査の要點を擧ぐれば(一)道知事より朝鮮産玄米及白米を輸出、移出又は他の道に搬出せむとする場合は検査を受くること(二)検査は道地方費の事業として行ふこと(三)検査等級は玄米は特等以下四等の五階級に、白米は特等以下等外の四階級に分ち不合格米は輸出、移出又は他の道に搬出を禁止し、白米の等外は輸出又は移出することを禁止せること(四)容量は玄米の一呎四斗(口米最低五合)白米は一呎四斗(口米最低五合)一袋二斗(口米最低二合)とせること(五)検査の方法は吸入は見刺法に依り布袋入は解口し石の粒數検査は抜検査の方法に依り之を行ひ検査を爲したる米には其の包装に検査證印及道名記號を押捺すること(六)米穀検査は當分の内

江原道及咸鏡北道には施行せざること等なり

大豆は米に亞ぐ重要農作物にして其の改良は最も緊要なるものあるを以て米穀検査規則に準し大正六年九月より之が検査を施行し更に大正十一年七月米穀検査規則改正に伴ひ大體同令に準し之を改正し検査等級を五階級と爲し異年度産大豆の混淆を禁止し且大豆の異品種混入制限を嚴にして其の程度を高めたり
 小麥は黃海道、平安南道(漢城 大正七年四月より 平康 同 十年八月より)菜豆豌豆は咸鏡北道(大正九年六月より)小豆及菜豆は咸鏡南道(大正十一年五月より)何れも道令を以て之が規則を設け同様検査を施行せり

玄米検査成績表 (呎)

年次	總檢査數	合 格				不 合 格 數	合 格 率
		特 等	一 等	二 等	三 等		
自大正八年十一月至同九年十一月	三、八四、五〇〇	九、一〇六	二、八七六	一、〇〇、〇二九	三、二二七、六六六	一、三、二五五、六三三	三〇、八、五一一
自大正九年十一月至同十年十一月	四、〇三、〇〇〇	一〇、四一六	三、〇一六	一、一七、七七一	三、七七一、六八三	一、三、七五九、二〇二	三〇、八、五一一
計							
不 合 格 數							
合 格 率							

年次	總檢數	格				格不 數合	格不 數合
		特等	一等	二等	三等		
自大正十年十一月 至同十一年十一月	五、九七九、〇〇八	一六、八一八	六三、一〇五	三〇〇、三〇一	一、〇一四、七五八	一〇八、七二〇	一、一三三、四四四
							四四、八八六
							〇

大豆検査成績表 (収)

年次	總檢數	格				格不 數合	格不 數合
		特等	一等	二等	三等		
自大正八年十一月 至同九年十一月	一、四三三、三八〇	三、〇三三	三三、三三三	一三三、三三三	一、〇六六、六八〇	一一、〇九、六九五	三、六八九
自大正九年十一月 至同十年十一月	四、〇〇〇、四一四	一六、五三六	一六、七五九	三九、七五七	三、〇三、〇三〇	一、〇三、八八七	八四、五三七
自大正十年十一月 至同十一年十一月	三、一三六、七六〇	一四、五五六	一六、五三三	三九、七五七	三、〇三、〇三〇	一、〇三、八八七	七五、四四五
							〇

第六節 勸農機關

農業は朝鮮の産業中最重要な位置を占め國民の經濟は一に繋りて其の振否如何に在るを以て之が改良指導の途を講ずる爲勸農機關を設く即ち左の如し

イ 勸業模範場

- 一本場 明治三十九年京畿道水原に設置し産業の改良發達上に資する調査、試験農事の模範、實地指導、講習、講話、種苗、蠶種、種禽、種畜の配付等を行ふを主要の目的とす
- 二西鮮支場 黃海道沙里院に在り大正九年三月の創設にして専ら朝鮮に於ける畑作物の調査試験を行ふを目的とす
- 三蕨島園藝支場 京城府外蕨島に在り園藝模範場と稱し明治三十九年八月の創立に係り明治四十三年十月官制を改正して之を支場と爲せり園藝に關する試験及模範的栽培を行ひ廣く公衆の觀覽に供しつつあり
- 四木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り明治三十八年朝野の有志相謀りて棉花栽培協會を設立し紡績原料に適せる陸地棉を朝鮮南部一帯に普及せしめむことを企畫し之が經營の實行に就き當時の日韓兩國政府に請願し當時の勸業模範場木浦出張

所を設けられたるを濫觴とし爾來幾多の變遷を經今日に於ては棉花に關する試験調査、種子の馴化、栽培等を行ひつつあり

五洗浦牧羊支場 江原道平康郡洗浦に在り大正二年度より創設準備に著手し綿羊の蕃殖、配付を主なる目的とし蒙古羊を輸入して「メリノー」種との雜種試験を行ふ

六木浦棉作支場龍岡出張所 平安南道龍岡郡龍岡に在り大正九年三月本場直轄の出張所として創設し同十二年四月木浦棉作支場の出張所となせり主として朝鮮在來棉花の試作、試験を行ふを目的とす

七蘭谷牧馬支場 江原道淮陽郡蘭谷面に在り大正五年四月の創設にして蒙古牝馬を基礎とし飼養及蕃殖試験を行ひ朝鮮に適する馬種を産出し之が普及を圖るを目的とす

八蠶業試験所 水原に在り原蠶種の製造配付及蠶業に關する試験、調査を行ふ從來此等の事業は主として龍山支場に於て行ひ來りしも大正三年四月龍山支場を廢止すると同時に専ら本所に於て之を行ふこととなれり

九女子蠶業講習所 水原に在り本所は明治三十八年七月創設の舊大韓婦人會養蠶講習所の後身にして同四十三年四月官立となり四十四年二月勸業模範場龍山支場附屬となし大正三年四月同場を廢止すると共に同年十一月水原に移轉せり講習期間は十箇月にして蠶業に關する學理及實地を講習し大正十二年の卒業生は二十三名にして之に從前の卒業生を加ふるときは其の總數三百二十名に及べり

口 道種苗場

種苗場は京城、清州、公州、全州、光州（濟州島に支場を設く）大邱、晉州、海州平壤、定州（江界に支場を設く）春川、咸興（德源、安邊、北青に支場を設く）鏡城（城津、會寧、穩城に分場を設く）の十三箇所に設けられ各其の所在道廳の地方費の經營に屬し農産の改良増殖に關する試験及調査、種苗、種卵、種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する模範、農具の貸與農事に關する講習、講話、傳習及實地指導を行ひつつあり

ハ 道原蠶種製造所 各道に一箇所宛を設置す原蠶種の製造を爲すと共に蠶業に關する試験調査を行ひつつあり

二 道蠶業取締所 朝鮮蠶業令の實施に依り其の執行機關の一として大正八年五月各道に一箇所宛を設置し蠶病の豫防及蠶種、桑苗の生産販賣に關する取締を爲すを目的とす

ホ 道種馬所 咸鏡北道の設立にして慶源郡雄基に在り種馬はサラプレツト種ハニーの雜種及蒙古種を飼養し附近の地方馬に種付して改良を圖りつつあり

ヘ 朝鮮農會 明治三十九年の創立に係り朝鮮に於ける農林業の發達を圖るを目的となし本會を水原に置き各地に十二の支會を設けしも大正十年九月其の組織を改革して専ら農業の改良發達を圖るを以て目的となし同時に事務所を京城に移せり同會は農業に關する調査研究を行ひ毎月一回内鮮文兩種の會報を發刊し講習會、講演會を開催し品評會、共進會、展覽會、競技會を開催する等官民の間に介在して農業の指導奨掖に努めつつあり

第七節 重なる當業者と其の施設

一 不二興業株式會社 明治三十八年其の前身會社たる藤本合資會社の事業を繼承し

て以來漸次事業を擴張し目下本社を京城に置き全羅北道、平安北道並江原道に於て約一萬二千町歩の農場を有せり同社長藤井寛太郎は蒙利區域約三萬町歩に亘る三箇所の水利組合を管理し朝鮮に於ける水利事業界の功勞者なり同社の所有する土地面積及業績を擧ぐれば左の如し

不二興業株式會社事業一覽表

項目	面積	事業資金	反當事業資金	毎年改良增收額	着手年月	完成年月	摘 要
全北農場	一、五〇〇町	一〇〇,〇〇〇圓	六町六十六錢土地購入費	三〇,〇〇〇圓	明治三十七年	大正五年	内八百町歩は臨盆水利組合區域内
臨盆水利組合	三、四〇〇町	五五〇,〇〇〇圓	十六町十七錢	八五,〇〇〇圓	同四十二年	明治四十四年二期	組合財産として周廻十里の貯水池あり
西鮮農場	三、〇〇〇町	一、五〇〇,〇〇〇圓	第一期工事費十五圓其後利息共十七圓弱	成熟后粗一、六、〇〇〇圓	大正元年	大正十五年工事完成	總面積四千二百町歩中三百町歩未成あり
同干拓地	五〇町	一、一五〇,〇〇〇圓	同	同	大正十一年	大正十五年工事完成	總面積九百五十町歩
大正水利組合	六、二〇〇町	二、〇〇〇,〇〇〇圓	三十二圓二十錢	一、四〇,〇〇〇圓	大正五年	第一期完成大正七年	内三千二百町歩は不二農場

事業名	面積	事業資金	反當事業資金	毎年改良増収額	着手年月	完成年月	摘 要
同區域擴張	1,200	1,200,000	擴張のみ百六圓二十錢全面積に對し四十圓四十錢	4,000	大正十一年	大正十二年末	内七百五十町歩は不二農場
沃津農場	1,200	2,400,000	百十八圓強	成熟后概 5,000	大正八年	大正十二年工事完成	總面積二千五百町歩
同信託地	800	2,400,000	三十一圓強	3,000	同	大正十二年	萬項江沿岸草地なり
益沃水利組合	9,500町	5,000,000圓	錢五十二圓六十	15,000	大正八年	大正十二年春	
鐵原農場	3,500	6,500,000	烟膏 四十圓 烟 三圓	5,000 未定	大正十年	大正十二年工事完成 大正十四年事業完成	内千六百町歩中央水利組合内
中央水利組合	8,800	4,000,000	五十圓	200,000	大正十一年	工事完成 大正十二年	
總 計	41,100	19,500,000	千拓六十六圓 水利四十六圓	同 200,000			面積及毎年増収額は重複を避けて計算せり

上記の如く不二興業株式會社に依りて既に改良を行ひたる土地或は工事中に屬せる土地面積四萬一千百五十町歩此事業資金一千九百五十四萬三千圓に達し之が完成の

結果は毎年穀七十萬三千石を増收し得る見込なり

二 東山農事株式會社朝鮮支店 同社は岩崎久彌の經營に成れる東山農場(朝鮮)拓北農場本場(淺茅野)及三菱合資會社新潟事務所屬の業務を繼承して大正八年十一月一日營業を開始し水原に本據を置き全州、榮山浦に支場を設け資本金壹千萬圓(此株式拾萬株、拂込額七百萬圓) 番田約五千五百町歩を擁し農林牧畜業、土地の委託管理賃貸借並其の附帶事業を經營せり同社所有地は殆ど小作に附し其の數約四千二百人、小作人組合百八十個以上に達せり小作方法は番は主として打租法、田は賭租法を採用し舍音を全廢して從來の弊害を矯正すると共に優良小作人の表彰、家計整理資金の貸付(拾個年年賦償還年七朱)等地主小作人の利害休戚を共にするに努めつつあり

三 東洋畜産興業株式會社 同社は大正七年十月朝鮮に於ける耕牛預託事業の發達を圖り一面畜産業の開發畜産物の利用を計らむか爲東洋拓殖株式會社を中心として各關係者出資の下に資本金貳百萬圓半額拂込済を以て創立せられたるものにして爾來朝鮮産牛皮の改良と販路の開拓に努め内地、南北滿洲に朝鮮牛皮輸移出の途を開け

り又耕牛貸付は中小農家の借受希望者大正十二年末現在貸出頭數一萬六千餘頭其投資金額九十二萬餘圓に上り貸付方法は努めて農家の便宜を計り貸付料の低下を計るため中小農家に「契」を組織せしめ之に對して貸付を開始し其の他石鹼、膠等畜産物利用工業を経営せしも大正十一年五月業績に鑑みて資本金を半減し一面に於て新規資本を充實し新規事業の計畫に着手し先づ種豚の育成、優良犢種牛の預託育成、畜産物加工工業に力を注げり

四 朝鮮製絲株式會社 同社は京城東大門外に在り大正九年三月京城製絲株式會社及朝鮮商事株式會社を合併したるものにして資本金百萬圓、敷地壹萬餘坪、繰絲工場百八十八坪、繰絲機二百臺並ランカシャ式徑七尺長三十尺の汽罐を有し養蠶に従事すると共に中、西、北鮮の諸地より原繭を蒐集して乾繭製絲を行ふ其の製品一年約三萬斤に達し主に十四デニール輸出向生絲にして濞澤商會特約の下に横濱市場を経由して外國へ輸出しつつあり

第十章 商業

第一節 朝鮮人の商業

古來朝鮮人取引の大部分は市場に於て行はるゝを各地一般の慣例とし近時店舗を常設して商業に従事する者漸次増加するに至りしも市場は依然地方重要の商業機關となり大正十一年末に於ては全鮮を通じて其の數一千二百三十六取引額一億一千一百萬圓以上に達せり此等の市場は大概毎月五六回定期開市せられ附近の住民は勿論遠く八九里の遠地より來集して日常物資其の他の賣買を行ひ其の設置變更は地方經濟に影響する所尠からざるを以て大正三年九月市場規則を發布し市場組織及監督に關する詳細の規定を設けたり市場には客主、居間、監考、典當の取引機關あり

イ客主 本來の業務は委託を受けて取引を爲し又は手形の引受、割引、貸金及貨幣の交換等を爲し併せて華客を宿泊せしむるものにして其の商行爲とする所恰も内地に於ける問屋業に類せり其の委託販賣をなす貨物は大概穀物、煙草、牛皮等にして

客主は絶えず市場の相場を通報し委託者は機を見て其の所有貨物を客主に送り指定價格を表示して販賣を委託し之と同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し委託者の指定價格を以て販賣したるときは所定の口錢其他諸經費を控除して殘額を委託者に交付するものとす

□居間 賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口錢を受くるを本業とする者にして恰も内地の仲立人と異ならず常に客主の店舗に出入し其の依頼を受けて賣買者を探索紹介し賣買成立の曉に於て報酬として口錢を得るものなり又居間には一定の出入客主を有し其の使用人となりて周旋の勞に當るものあり稍客主業と相似たるも客主は委託者の爲に賣買を紹介すると同時に表面自ら取引の當業者となりて權義の主體たるに反し居間は單に賣買業を紹介するに止まり取引に關して何等關與する所なし

ハ監考 地方に依りて其の取扱ふ商品一定せざるも市場取引の米穀は賣買者自ら之を升量せず必ず監考の升量を受け其の手数料として一升到充たざる端數の米穀を收受するの慣習あり然ども市場規則の發布と共に今や殆ど其の跡を絶つに至らむとす

る狀況に在り

二典當業者(質屋業) 多くは金貸業者の一部分が兼業として之を營み純然たる典當業は殆どなし典物は概ね金銀細工、衣冠並家具、什器等にして貸金の比準は借主の信用に由り異なるも評價の三割乃至五割を以て普通とし期限は一定せざるも普通の典物に在りては三箇月を以て一期とし金銀の如き價格異動の少きものに在りては稍長し細民に融通する場合に在りては時期の頗る短きものあり然れども何れも利息支拂に由り延期し得ると及流質となりたる場合に典當權者當然に典物を賣却處分し得るとは内地質屋業と異なることなし

其他商業機關として市場取引、契等に關する慣行あるも行政の刷新と共に漸次舊來の面目を改めつゝあり

又朝鮮人の商店は近來概ね内地人商店と名稱を同うするに至りたるも尙舊來の名稱を踏襲するものあり其の主なるものを擧ぐれば左の如し

毛物 塵 毛皮及毛皮製品並主なる朝鮮雜貨を賣る店
鞋 塵 鞋を賣る店

布 木 塵 織物類を賣る店

笠子宕巾網 笠子(平常用うる帽子)宕巾(馬毛にて編みたる官員の冠、笠子の下に著く)網巾(馬鬣にて製したる巾、頭髮の亂れざるやう額に纏ふもの)を賣る店

鍮器 塵 銅器及眞鍮製食器家具等を賣る店

藏 塵 簞笥、衣盒等を賣る店

瓮器 塵 素焼物を賣る店

砂器 塵 陶磁器を賣る店

冊 肆 本屋

銀 房 銀細工屋

玉 房 玉細工屋

飯饌假家 日用食料品(主として乾物)を賣る店

乾劑藥局 漢藥を賣る店

貝物 塵 玉製裝身具を賣る店

喪頭都家 喪具を賃貸する家をいふ

賁物 塵 主として冠婚葬祭の儀式に用ゐる衣裝器具を賃貸する店

福徳房 土地家屋の賣買、貸家の仲介等を業とす

典當局 内地の質屋

第二節 内地人の商業

併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城、仁川、釜山、馬山、群山、木浦、大邱、元山、清津、平壤、鎮南浦、新義州等内地人の集團地を中心として其の附近を範圍とせしも併合以來諸般施設の發展と共に今や都鄙の別なく到る處之を見るに至れり内地人の商業は穀物、海産物、牛皮等朝鮮物産の輸移出或は各種雜貨、綿絲布類、酒醬油、砂糖、燐寸等の移入貿易を主とし各種商品の卸賣小賣に従ふ者亦多く日用雜貨及米穀、吳服、煙草、酒醬油、文房具、菓子、荒物、青物類の商品は概して京城、仁川、釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せらる

第三節 商業地

各道に於ける主なる商業地を掲ぐれば左の如し

道

主要商業地

- 京畿道 京城、水原、開城、永登浦、仁川、平澤、安城、利川、漣川
- 忠清北道 清州、堤川、忠州、永同、芙江
- 忠清南道 大田、江景、公州、鳥致院、洪州、禮山、天安、論山、成歡
- 全羅北道 群山、全州、苴浦、南原、金堤、裡里、井邑
- 全羅南道 木浦、羅州、榮山浦、咸平、光州、麗水、順天、濟州
- 慶尙北道 大邱、金泉、慶州、安東、浦項、尙州、倭館、慶山
- 慶尙南道 釜山、東萊、龜浦、金海、密陽、蔚山、馬山、鎮海、統營、晉州、河東、居昌
- 黃海道 載寧、黃州、兼二浦、沙里院、新幕、海州
- 平安南道 平壤、安州、鎮南浦、廣梁灣、成川
- 平安北道 新義州、義州、龍巖浦、車鞮館、宣川、定州、江界

- 江原道
- 咸鏡南道
- 咸鏡北道

- 春川、江陵、鐵原、原州、平康
- 咸興、元山、北青、西湖津、永興
- 清津、鏡城、羅南、會寧、城津、雄基

第四節 會社

從來朝鮮に於ける會社の設立は明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用し來りたるも近時朝鮮人經濟力の發展著しく知識の程度一般に向上して會社に關する理解亦進歩し且朝鮮に於ける内地人の企業漸次其の發展を見るに至りしを以て大正九年四月一日該令を廢止せり但し取引所、保險業、有價證券の賣買若は其の仲立業を目的とする會社に限り其の事業の性質上一般の自由に放任するときは種々の弊害を伴ふの虞あるを以て之が取締に關する特別法令の發布を見るに至る迄當分従前の會社令を適用せらる

會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し殊に近來各種工業を目的とする大會社の設立せらるゝもの多きを加ふる傾向を示せり

朝鮮に本店を有する會社		大正十一年十二月末日	
種別	會社數	資本金	拂込資本金
内地人合資會社	四七	六、二六四、一〇〇	五、八六六、三五〇
設立株式會社	一五	七、六八〇、〇〇〇	六、六八八、一六一
計	三三	一三、九四四、一〇〇	一二、〇三四、六六一
朝鮮人合資會社	五九	三六、三五五、三三〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
設立株式會社	一〇	一、三四八、九八〇	〇
計	九	三七、〇〇四、三一〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
內鮮人合資會社	一	—	—
合同經營株式會社	四	一、九八〇、〇〇〇	八二、三五三、五六九
計	三	一、九八〇、〇〇〇	八二、三五三、五六九
外國人株式會社	三	二、〇〇〇、〇〇〇	八二、三五三、五六九
計	三	二、〇〇〇、〇〇〇	八二、三五三、五六九
總計	一〇七	五七、〇〇八、四一〇	三六、七九六、四六九

種別	總計	
	合名會社	合資會社
大正八年末	三三	六、八八八、六〇〇
大正九年末	一八	八、九〇四、四八〇
大正十年末	五九	三六、三五五、三三〇
總計	一〇〇	五二、七四八、四一〇

朝鮮に支店を有する内地又は外國會社		大正十一年十二月末日	
種別	會社數	資本金	拂込資本金
内地會社	三	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
合資會社	二	三、〇一〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇
株式會社	一	五、八五〇、〇〇〇	五、八五〇、〇〇〇
計	六	八、八六〇、〇〇〇	八、八六〇、〇〇〇

第五節 商業會議所

商業會議所は商業に關する重要な機關たるに拘らず從來何等據るべき法規なく其の事業上及監督上遺憾少からざりしを以て大正四年八月朝鮮商業會議所令を發布し同十月より之を實施せり同令施行前に在りては商業會議所の内地人の設立に係るもの十一月朝鮮人の設立せるもの十四を算し多くは府制施行地に於て内鮮人各別に之を設立し又朝鮮人の設立せるものにして殆ど商業會議所存立の意義を有せざるもの尠からざりしも同令の施行に伴ひ之を整理して一地區一商業會議所となし内鮮人の共同を以て商工業の進歩發達を圖らしめ其の組織權限及監督に關しては一律に之を規定し以て會議所自體の地位資格を明にし所期の目的を達成せしむるに便し併せて適當の監督を加へ諸種の弊害を誘起するが如きことなからしめたり同令に基き商業會議所を設立せるもの現今京城、仁川、群山、木浦、釜山、大邱、平壤、鎮南浦、元山の九箇所となす

第六節 商品陳列館



所議會業商城京

商品陳列館は京城府永樂町に在り大正元年十一月三日の創設にして總督府の經營に係る敷地約一千四百坪、本館は煉瓦造二階建にして階上階下を通じて四百餘坪外に平家建四十五坪あり三百餘坪の庭園は玄關前噴水を中心として全館を圍繞す

イ施設 本館は廣く朝鮮産物を網羅して朝鮮の産業狀況を明にし以て朝鮮産物利用の途を圖ると共に一面多額の輸入ある内地及外國商品を募集陳列し當業者をして産業の改善、商品の選擇及販路の擴張に資せしめつつあり又大正九年十月より大阪市立市民博物館の一部を借受け朝鮮生産品を系統的に陳列し且統計圖表及説明等を掲げ一般の觀覽に供しつつあり

ロ陳列品 陳列品は當業者より陳列並販賣の希望を以て委託せられたる物、同じく陳列の希望を以て寄贈せられたる物及本府に於て参考上必要と認め購入又は製作加工したる物の三種とす最近の調査に依る陳列品の類別及點數は左の如し

陳列品點數

大正十二年九月末日

種別	朝鮮産	内地産	外國産	合計	種別	朝鮮産	内地産	外國産	合計
農産品	四九	三	二	五五	化學製品及藥劑	七	三〇	六	三九
林産品	一五	三	一	一九	携帶品及裝身具	二九	三三	一	六三
礦産品	三	三	一	七	文房具及玩具	五	一四	一	二〇
水産品	一六	八	一	二五	他製造品其の	三	五	一	九
織物及其の製品	九	八	三	二〇	飲食品	三	四	三	一〇
窯業製品	三〇	九	三	四二	機械器具	三	四	三	一〇
金屬及玉石製品	一五	九	三	二七	雜工品	三	四	三	一〇
漆器及木竹製品	一	五	三	九	參考資料	八	六	一	一五
紙及其の製品	一四	三	一	一八	總計	二七	三九	三九	一〇五

ハ出品及寄贈 本館に出品又は寄贈を爲さむとする者は所定の申込書用紙（申出に依り本府より交付す）に其の品名、數量、賣價其の他參考となるべき事項を記載し口頭又は書面を以て申込むものとす本府は之に對し即時其の諾否を通知す出品物の荷造及運搬費は出品人の負擔とし返送に要するものは本府に於て支辨し寄贈品の荷造及運搬費は本府に於て支辨す

ニ委託販賣 販賣を委託せられたる出品物は出品人の希望に依り廣く之を紹介する爲に附屬賣店を設け本府は確實なる商人を指定して販賣せしむ但し販賣手数料は販賣價格の割にして賣上代金は當分（五圓未滿は五圓に達したるとき）翌月七日迄に送付せしむ又關稅は便宜賣上金の内より納付の手續を爲すものとす
ホ陳列館附隨事業 陳列館に於ける前各項施設の外各種品評會商品展覽會等を直營し又は民間當業者をして經營せしめ以て産業の増進を助成し或は地方に巡回陳列を爲し且館内に圖書室を設け主として産業に關する圖書雜誌を備付隨意觀覽せしめつゝあり

第七節 度量衡

朝鮮在來の度量衡は一定の標準なく甚だ亂雜を極め取引上の弊害不便尠からざりしを以て明治四十二年（隆照三年）九月現行度量衡法を制定し

イ度量衡の名稱、命位は内地度量衡法と同一とし
ロ度量衡器の製作、販賣は之を政府の專業とし

ハ樞要の地方に於て相當の資産を有し信用確實なる者を指定して委託販賣を爲さしめ

ニ醫療用、測量用及學術用等の特殊の用途に供するものは内地官廳の檢定を経たるものに限り之が移入販賣を特許し

ホ樞要の地方に於て相當の技術を有する者に度量衡器の修理を特許し

ヘ各道及各府に檢定官吏を置きて度量衡の事務に従事せしめ

ト時時度量衡器の檢定及計量上の取締を行ふ

の制を採り爾來地域を定めて順次に之を施行し明治四十五年六月を以て全鮮に之が施行を完了せり爾來年々多數の度量衡器を普及し民間に於ても正確なる器物を使用するの便利を認め商工業者は勿論一般農民に於ても亦之が使用に習熟し檢定及取締と相待て計量上の弊習次第に改善せらるるに至れり

第十一章 工業

第一節 朝鮮人の工業

朝鮮の工業は高麗時代に於て一たび其の發達を見當時の建築及陶磁器等の今猶殘存せるもの尠からず爾來國力と共に次第に衰微し繼に機業、窯業、製紙、醸造、金屬品の製作等小規模の工業僅に其の片影を留むるのみ而も技術幼稚に其の製造に使用する器具亦不完全にして製品の見るに足るものなく日常必需品の大部分は之を輸入に俟つ状態なりしを以て本府に於ては夙に工業の奨勵に努めたる結果機械器具の改善、技術の進歩、産額の増加等近來漸く見るべきものあり就中織物を始め鑄物、指物類は著しく其の面目を改め其他新工業品の製造に指を染めむとする者年に多きを加ふるに至れり

イ 機業 機業は朝鮮に於ける最重要なる工業なるを以て其の改善發達を圖る爲主要産地に於ては道に機業教師を置き實地指導の任に當らしめつゝあり

一木綿織物 綿布は各地到る處に産出せざるなく就中全南、慶尙南北道、平安南
北道黃海道及京畿道の産出最も多く朝鮮全土を通じて大正十一年度に於ける産額
五百五十萬反に達し其の多くは農家婦女子の副業的産物にして棉花を手紡し居織
機にて製織する平織白木綿の粗なるものなり近來紡績綿絲を用ゐるボタン織機又
は足踏織機を以て製織するもの漸次増加し又小規模の工場を經營するもの各地に
散見するに至れり

二絹織物 平安南北、慶北、咸南及江原道に産出し多くは明紬と稱する平絹の類
にして平安南道成川、徳川、平安北道泰川、寧邊、熙川、江原道鐵原、咸鏡南道
永興の紬最も名あり皆織り上げの後灰汁を以て精練して染色を施し男女の衣料に
供す一箇年の産額約三十四萬反に及べり

三麻織物 咸鏡南道、慶尙南北道、全羅南道、全羅北道、江原道、平安北道、忠
清南道等の産出最も多く重要な産物の一なり皆白無地にして麻を清水に浸し日
光に晒して天然漂白を行ひ纖維を割きて細絲となし居織機を以て製織し夏の衣料
喪服、帆、袋及雜用に用ふ全鮮産出額苧布、麻布を合せて三百四萬反に達せり

口 窯業 高麗時代に於て隆盛を極めし窯業も其の後時勢の變遷と共に衰微し殆ど見
るべきものなく唯各地に於て極めて粗造なる日用品の製造を見るのみなりしも近時
漸く復興の曙光を見るに至れり

朝鮮には陶磁器の原料頗る豊富にして慶南の河東、山淸、固城の各郡及黃海道海州
郡に高嶺土、平安南道の大同郡、黃海道の遂安郡、江原道の楊口郡、慶尙北道の靑
松、慶山二郡に磁石、咸鏡北道の會寧、鏡城、明川、城津の各郡に耐火粘土を産す
るが如きは實に斯業の天恵にして長石、珪石の産地亦乏しからず

ハ 製紙業 製紙は朝鮮工業中有望なるもの一にして慶尙北道慶州、慶尙南道三嘉
陝川、全羅北道全州には之に従事する者多く産額亦尠ならず原料は總て楮を用ふ
由來朝鮮人の製紙方法は頗る簡易にして張板を用ゐず晴天を選び河岸に於て漉洒抄
製し河原又は温突にて乾燥す其の産出額一箇年約二百六萬圓にして高麗紙と稱し大
部分は朝鮮に於て消費せらるるも悉紙用、衣服中入用、包装用其の他雨傘、團扇、
合羽用として支那に輸出せらるるもの毎年二十萬圓内外あり又近來和洋紙の需要増
加するに従ひ朝鮮人にして其の製造に従事するもの漸次増加するに至れり

二 金・銀・銅 朝鮮人は古來眞鍮製の器具を多く使用し食器、金盃、火鉢、便器等概ね眞鍮を以て製作せられ其の製作に従事する者各處に多し鐵器類は鍋、釜及農具を主要なるものとし就中釜は堅牢を以て名あり婦人の裝飾品たる指輪、笄、簪等の銀又は眞鍮製品は各所に製作せらるるも加工彫刻の見るべきもの少し

ホ 雑工品

一 華筵 京畿道江華島、全羅南道寶城の特産物として知られ慶尙北道金泉は蔴を以て名あり無地織なるものあり雲鶴模様、福、藎等の文字を織出せるものあり近來内地人に於ても亦大邱に製筵合資會社を設立し朝鮮産莞草を用ゐ高麗筵及墨表を製造し朝鮮産業貿易株式會社は京城に工場を建設し主として輸出尙莞草織物編物の製造を爲しつつあり

二 木竹細工、籐、扇子、煙管竹等の竹細工品は巧妙にして全羅南道潭陽の竹器及羅州の籐は其の名高し木工品は櫃、篋、漆器等あるも見るに足るものなし唯漆器中慶尙南道統營地方に産する螺鈿細工は産出多からざるも雅致ある工芸品として推賞する價值あり

ハ 醸造業 朝鮮人の飲用する酒類は藥酒、濁酒、白酒、燒酎、過夏酒、梨薑酒、甘紅露、松筍酒等種類多しと雖藥酒、白酒、濁酒、燒酎及過夏酒は其の主要なるものにして需要者多く従て醸造高も各酒を通じて百五十五萬石に上るべし

一 藥酒 小麥麴、糯米、粳米等を混合して醸造せるものにして他酒に比し品質良好なり黃海道以南殊に京城附近に於て汎く飲用せられ酒中の珍として宴會、祭日等は必須のものとしせらる其の優良のものは果實酒に類する味を有し酒精分十乃至二十パーセントを有し帶黃赤色を呈す然ども耐久性なく貯藏し難きを以て多くは冬期用酒として醸造せらる

二 濁酒 小麥粉及粗麴を蒸し又は煮たる粳米、粳米に水を加へて醸造せるものを揉潰して濾過せる白濁液にして一般下層社會の嗜飲物たるが故に需要頗る多し腐敗し易きを以て四季を通じて醸造す

三 燒酎 小麥、粗麴、粳米、糯米及黍等を以て醸造せるものにして各地に於て飲用せらる酒精度比較的低く三十度内外を普通とし北方に到るに従ひ其の度を増し五十度に達するものあり京城以南に在りては夏季のみ之を飲用するが故に製造高

僅少なれども北鮮地方に於ては四時常に飲用し醸造高従つて多く最近會社組織により本品の製造を爲すものあるに至れり

四白酒 藥酒と濁酒の混成物にして之に水を混じて稀薄となせるものなり濁酒に近し

五過夏酒 小麥麴、麥芽、糯、燒酎を加味して醸造せるものにして恰も内地の味淋に似たり其の酒精分は十乃至十八パーセントにして他酒に比し飲用量多からず六其の他 紅酒、甘紅露、梨薑酒等の諸酒は孰も燒酎を基とし之に糖蜜類を加味したる混成酒に過ぎず

第二節 内地人の工業

内地人經營の工業は未だ大成の域に達せざるも漸次堅實なる發達を遂げつつあり精米鐵工、煉瓦、瓦製造、醸造、電気、製材、製革業等を其の主なるものとし近來製粉、製糖、パルプ製紙、紡績、セメント、陶磁器、燐寸、製鐵等の事業に資本を投下する者亦散見するに至れり

イ 精米業 朝鮮人收穫米の多くは粃の儘にて賣買せられ稀に食用として白米の賣買せらるるものなきにあらざるも粃より直に精白したる一種の中白米に過ぎず然るに粃は輸移出に不便多く中白米は内地人の口に適せざるのみならず滿洲方面に對しては精米の輸出を利益とするを以て京城、仁川、木浦、群山、釜山、平壤等の主要地に於ては内地人にして粃摺業或は同業を兼ねたる精米業を營む者尠からず

ロ 鐵工業 朝鮮に於ては從來鍛冶職の傍ら小道具の製造諸機械の修繕を營むに過ぎずして機械を應用し大規模の工場を經營せる者甚だ少かりしも農業、鑛山業の勃興に伴ひ農具、鑛山用機械の需用を喚起し延いて斯業の發展を促したり且つ朝鮮人の勞銀低廉なるを以て其の前途極めて有望なり

ハ 窯業 朝鮮人は食器及便器に金屬器を使用する慣習ありしも近來漸時陶磁器を用ふるの傾向を生じ各地優良なる陶土に富むを以て内地人の之に著目して各所に窯業の勃興を見るに至れり釜山牧の島に設置せられたる朝鮮硬質陶器株式會社は其の最大なるものにして海外輸出品の製造を目的とせり其の他古雅なる高麗燒を復興して内地人の嗜好に充てむとするものあり鎮南浦の富田儀作京城海市商會の製出する擬

高麗燒陶器の如き是なり又全羅南道、黃海道海岸並其の附近島嶼は珪砂の存在豊富なるも未だ硝子製造業の勃興を見るに至らず此等は皆内地に移出せられて硝子製造の原料に供せらる

二 煉瓦及瓦製造 全土到る處原料に富み麻浦、永登浦等に於ては監獄作業として煉瓦土管製造の經營せらるゝものゝ外内地人及支那人の經營せるもの多し唯燃料に乏しき爲陶器業と同じく其の發展を阻害せらるゝ憾なき能はざるも建築業の進歩と共に有望なる一事業なりとす

ホ セメント業 朝鮮に於ける「セメント」の需用は逐年増加せるも之が供給は内地及滿洲に仰ぎて未だ鮮内に於て其の生産に着手するものなかりも五六年前小野田セメント株式會社は平安南道江東郡勝湖里附近に於て石灰石の粘土を豊富に包藏せるに着眼して工場設置の計畫を立て大正六年に起工して同八年に竣工し蒸汽「タービン」千八百馬力の動力を備へて以來一箇年生産「セメント」三十五萬樽に達し今や製品の試験時代を過ぎて營業時代に入り鮮内需要に應ずるの外支那方面に輸出するに至れり

ハ 醸造業 内地人の移住と共に清酒の需要激増したるを以て近時内地人の各地に於て清酒醸造に従事する者頗る多く殊に京城、仁川、釜山及馬山等主なる醸造地に於ては大規模の設備によりて經營する者尠からず由來朝鮮は原料の安價に加ふるに労働賃銀低廉にして且腐敗の虞少なきを以て收益多く且販路廣汎賣捌容易なるを以て研究改良を加ふれば其の前途頗る有望なるべし

内地人酒類醸造高

年 度	製造場數	醸 造						合 計
		清 酒	燒 酎	酒 味	淋 酒	混 合 酒	其 他 酒	
同 九 年 度	四九一	五四、八七	一、七〇九	六、三〇一	一、〇二	一、三三	一、五九	八、二〇
同 十 年 度	四四四	四八、〇九	八、七〇一	五、四八	二、一八	四、九七	一、四	六、四九
同 十 一 年 度	六五二	五七、六五	一四、六四八	四、九	一、八	二、〇八	一、五九	七五、三九

備考 二種以上の酒類を製造する者は一箇所として製造場數を計算せり

ト 醬油味噌製造業 近時漸く隆盛を致し漸次内地移入品を防遏するに至れり殊に味噌の醸造は頗る盛にして朝鮮内の供給に對して最早移入を仰ぐの必要なく醬油も亦近來京城、仁川、釜山、平壤、大田等に於て内地品に劣らざる良品を醸出するに至り爲に從來内地よりの移入に係りし醬油は痛撃を加へられたるの觀あり原料は豊富にして而も低廉なるを以て該業の前途亦有望なり

チ 製糖業 朝鮮には從來砂糖の生産なかりしも勸業模範場其の他に於て試験の結果平安南道及黃海道の甜菜栽培に適せるを認められ爾來製糖業の計畫せらるゝこと久しかりしが偶々歐洲戰爭當時糖價の暴騰に促迫せられて朝鮮製糖株式會社の成立を見たり幾くならずして同社は大日本製糖株式會社と合併せられ大正九年平壤に於て始めて製糖工場を設立し平安南道黃海道に亙りて約三十萬町歩に原料甜菜を栽培せり同工場の動力は蒸氣「タービン」六百七十馬力一日消化甜菜六百噸生産砂糖七十二噸にして毎年十一月より二月の間に於て朝鮮内原料の製造に従事し其の他の時期に於ては臺灣、瓜哇より粗糖を輸入し精糖を製造し其の一日消化粗糖八十噸生産精糖七十六噸四分に上り兩者の生産を合して年額約三萬一千噸に達すと云ふ

リ 電氣事業 曾つて米國人「コールプラン」の經營に屬して京城、龍山間の電車及電燈事業を營みたる韓美電氣會社は其の後龍山に日韓瓦斯會社(資本金七十萬圓)設立せられて京城、龍山間の瓦斯事業を經營するに及び四十二年八月同社の買収する所となり電氣及瓦斯事業は其、獨占に歸せり是れ即ち現今の京城電氣株式會社とす其の他各地方に於ける主なる都市は概ね電燈の設備を有するに至り會社組織を以て電氣事業を開始するもの漸く増加するに至れり

ヌ 製材業、交通機關の整備に伴ひ各地著しく建築事業旺盛となり一面造船業の發達は益用材の需要を喚起したるのみならず從來朝鮮に於ける需要の大半は内地材、北海道材の占むる所なりしも近來材質優良にして價格低廉なる鴨綠江材に壓倒せらるゝに至りしより益斯業の隆盛を來し前途最も有望なり

ル パルプ業 朝鮮に於てパルプ製造業を經營するものは王子製紙株式會社朝鮮分社及朝鮮纖維工業所の二者となす

王子製紙株式會社朝鮮分社は平安北道新義州に在りて鴨綠江上流の木材を原料とし「サルファイドパルプ」を製造し工場動力一千三百馬力一箇年一萬五千噸を産す又朝

鮮纖維工業所は慶尙南道龜浦にあり洛東江沿岸及黃海道方面の菁草を原料として製造し工場動力二百五十馬力年産額三千五百噸に達せり總て朝鮮生産バルブは内地に移出せられ製紙原料に用ひらる

ヲ 製革業 從來朝鮮に於ては大規模の製革業を營む者なかりしも内地に於て皮革の需要増加せると朝鮮に於て原料牛皮の豊富なるとは斯業の勃興を促がして明治四十四年九月永登浦に於て朝鮮皮革株式會社設立せられ百萬圓の資本を以て百五十馬力の機關を具へ一箇年に數萬枚の牛皮を使用し軍需皮革、クローム革、靴底革の製造販賣を主とし其の他靴及諸革具、調帶類の製造販賣を營みつゝあり又忠清南道大田に大田皮革株式會社あり設備未だ大規模ならざるも年々健實なる發展を遂げ前途頗る有望なり

ワ 石鹼製造業 從來石鹼の多くは殆ど輸入品にして其の使用亦内地人を始め一部朝鮮人に限られたるが如きも近來漸次需要を増加し加ふるに朝鮮は一面豊富なる原料を抱擁するを以て京城、釜山、平壤等に於ては既に工場を設け事業に従事する者あるに至れり

カ 繰綿業 全羅南道を主とし南鮮五道に於て陸地棉の栽培奨勵せらるゝと共に原棉の産出額増加したる爲規模大なる繰綿工場の各地に於て企畫せらるゝもの頗る多く特に木浦府は斯業の中心地として殷盛を極め米の群山に對し棉に木浦の名あり

内地人經營工場

大正十一年十二月末日

種別	工場數	資本金	職工數	生産額
染織業	三	11,150,000	1,241	1,222,000
製絲業	八	11,150,000	1,106	1,211,000
製綿業	一五	11,000,000	1,129	1,240,000
製紙業	二	1,000,000	38	1,216,000
パルプ製造業	四	1,000,000	39	1,166,000
皮革及皮革製品業	五	1,000,000	102	1,251,000
蠶絲業	二五	1,700,000	4,011	1,258,000
蠟燭業	四	500,000	24	525,000
石鹼製造業	二	3,500,000	181	500,000

中央試験所は明治四十五年の創設に係り其の業務を分析、應用化學、染織、窯業、醸造及衛生の六部に分ち朝鮮の工業及衛生の進歩に必要な諸般の調査試験に従事し併て一般の依頼に係る此等事項の試験、分析、鑑定を施行し又地方廳或は當業者の請求に應じ各地に職員を派遣して産業の指導啓發に努めつゝあり其の既に公にしたる試験及調査成績の主たるものは朝鮮油脂試験、油脂乾燥劑試験、製紙試験、漆汁採取試験朝鮮産石炭試験、靱殻より製する醋酸製造法、新羅織、柞蠶織及柞蠶交織、朝鮮絹糸より製する三八紬製造、染料として「シンナム」楓葉の利用、朝鮮産槐花の色素、朝鮮に於ける陶磁器原料調査、咸北道粘土調査、硝子原料調査、清酒釀造、山葡萄酒及薄荷、火酒製造、杏實酒及山櫻酒製造、葡萄酒製造、各種罐詰類製造、岩泉ラジウムエマナチオン測定、朝鮮金剛山中の藥用植物調査、「チモール」製造、長白山附近の藥用植物調査等なり

第四節 地方工業傳習所

機業、製紙、繩索製造其の他副業として最も適當なる簡易工業を朝鮮人に普及するの

目的を以て恩賜授産事業、地方費事業及個人又は組合事業にして政府の補助を得簡易なる傳習事業を経営する者尠からず今各道に於ける傳習所數を種類別に揚ぐれば左の如し

種別	地方工業傳習所數							
	忠清南道	慶尙北道	慶尙南道	平安南道	平安北道	江原道	咸鏡南道	合計
機業及染色製糸業	-	-	-	-	-	-	-	三
製紙業	-	-	-	-	-	-	-	三
一般工業及漆器業	一	三	三	一	一	一	一	五
合計	一	三	三	一	一	一	一	五

大正十一年十二月

第五節 工業所有權の保護

従來朝鮮には工業所有權保護の制度存せざりしを以て帝國政府は明治四十一年八月米國と條約を締結して米國は其の本國に於て朝鮮人に對しても工業所有權の保護を與ふ

ると同時に發明、意匠、商標の保護に關しては朝鮮に於ける治外法權を撤廢し日本國は内地に行はるゝと同様の法令を朝鮮に施行し以て米國人の發明、意匠、商標を朝鮮内に於て保護すべきことを約せり仍て帝國政府は同年八月十六日を以て韓國特許令、同意匠令、同商標令を施行し四十二年十一月一日より韓國實用新案令を施行し統監府特許局に於て之を管理し此等に關する一切の事務を處理せしめたりしも併合と同時に韓國特許令外三令並統監府特許局を廢止し新に特許法、意匠法、商標法、實用新案法を朝鮮に施行し工業所有權保護に關する事務一切は特許局に屬したり而して従前の四令に依りて既得せられたる權利は特許法外三法に依りて設定せられたるものと同一に看做され其の權利の効力は我領土全部に及ぶと共に本國に於て既得せられたる權利は當然に朝鮮に於ても其の効力を保有するものと爲せり統監府特許局設置以來其の廢止に至るまで(自明治四十一年八月至同四十二年八月)に取扱ひたる事件數は特許四百六十八、意匠百二十三、商標千百十四、實用新案五十九合計一千七百六十四件に上れり

第六節 工業獎勵

篤志者にして工業事業を企畫する者又は有益なる工業を經營するも事業創始の際收支償ふ能はざる者に對しては總督府又は地方廳は金品を補助し以て工業の發達に助めつゝあり又曩に併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられたる恩賜金の利子の一部を以て從來一般に副業として行はるゝ機業、製紙業等の改良を計り或は從來全く存せざるも將來有望なる副業たるべき繩呌製造等の技術を傳習せしむる爲三箇月乃至六箇月の短期を以て習業し得べき工業の傳習所を各地に設け或は實地指導を爲す爲巡回教師を置く等各種の方法を講じて手工業の改良發達を圖りつゝあり

第七節 勞 銀

歐洲戰後内鮮人を通じて勞銀昂騰し殊に朝鮮人に於て其の著しきを見るに至れり從來朝鮮人は生活程度の低きと能力少なかりし爲勞銀亦隨ふて低廉なりしも諸工業の勃興に伴ひ内鮮兩地共に鮮人勞働者の需要劇増し爲に其の勞銀の昂騰を致せり左に朝鮮主要地に於ける勞銀を揭示すべし(本表は大正十年、同十一年及同十二年六月に於ける平均額と大正十年を一〇〇と假定したる大正十一年及同十二年六月の指數にして大正

十年の總平均指數一〇〇に對し大正十二年は一、〇二即ち二厘の高率を示し更に之を内鮮人別にすれば内地人一、〇一朝鮮人一、〇四に於ては前者は一厘後者は四厘の高率を示せり)

職 業 名	種 別	銀 (左傍は指數 ※印は賄付貨銀を示す)		
		大正十年六月平均	大正十一年六月平均	大正十二年六月平均
大 工(家 作)	朝 内 地 人	三・五三	三・八五	三・七一
左 官	朝 内 地 人	三・〇三	三・〇九	三・〇九
石 工	朝 内 地 人	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

職 業 名	種 別	銀 (左傍は指數 ※印は賄付貨銀を示す)		
		大正十年六月平均	大正十一年六月平均	大正十二年六月平均
家 根 草	朝 内 地 人	三・〇〇	三・〇三	三・〇〇
疊 刺 師	内 地 人	三・一六	三・一六	三・一〇
表 具	内 地 人	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇
鍛 冶 職	朝 内 地 人	三・三三	三・〇〇	三・〇〇
洗 滌 職	朝 内 地 人	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇
和 服 裁 縫	内 地 人	一・五八	一・六一	一・五〇
洋 服 裁 縫	内 地 人	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
朝 鮮 服 裁 縫	朝 鮮 人	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

下男 (月給)	仲仕	農作人		擔軍 (背負人夫)	人力車夫	地方
朝鮮地人	朝鮮地人	朝鮮地人	朝鮮地人	朝鮮地人	朝鮮地人	朝鮮地人

100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

職名	種別	大正十年六月平均	大正十一年六月平均	大正十二年六月平均
靴職	朝鮮地人	100.00	100.00	100.00
活版植字	朝鮮地人	100.00	100.00	100.00
理髮職	朝鮮地人	100.00	100.00	100.00
杜師 (月給)	內地人	100.00	100.00	100.00
醬油製造職 (月給)	內地人	100.00	100.00	100.00
平足	朝鮮地人	100.00	100.00	100.00

職 業 名	種 別	大正十年六月平均	大正十一年六月平均	大正十二年六月平均
下 女 (月 給)	内地人 朝鮮人	※ 一〇・九 一・六〇	※ 一四・六 一・八七	※ 一〇・三 一・六〇

第八節 重なる當業者と其の施設

一、朝鮮紡織株式會社 同社は大正六年十一月の創立に係り朝鮮に於ける綿布の自給自足に資する爲朝鮮産棉花を利用し線糸布類の製造を目的とせるものにして資本金五百萬圓工場敷地を釜山府凡一洞に定め大正十一年一月工事を竣了し紡機一萬五千錘織機五百臺を以て操業に着手せり、本事業の如き大規模の機械工業は朝鮮に於て未だ其の例を見ざる所にして將來朝鮮工業の發展に影響する所頗る大なるものあるを以て朝鮮總督府は會社成立以來補助金を給して之を保護せしも大正十一年度末に至り工女の養成工場の整頓等略完了したるに依り補助を打切り今や會社自體に於て收支經濟の自立を圖りつゝあるも未だ大なる利益を收め得るに至らず現在從業者數

内地人五十餘名鮮人約一千五百名一箇年の製産額綿糸一千捆綿布約八萬反を算し製品は操業當時商標の周知充分ならざる關係上市場に於て他の商標に比し多少價格低かりしも今や鮮内は勿論遠く南滿洲方面に於ける主要市場に販出して取引せらるゝに至れり

二、南朝鮮製紙株式會社 同社はパルプ製紙及苧草栽植を主たる目的とし大正十一年六月資本金一百萬圓を以て設立せられ會社神戶鈴木商店が洛東江沿岸及黃海道地方に自生せる苧草の採取權を得て之を採取し苧草パルプの製造を營み來れる慶尙南道東萊郡龜浦面に於ける纖維工業所を繼承して株式會社に組織變更せるものなり苧草パルプは他の木質パルプに比して優良の特質を有し内地市場に歓迎せられ今や同社は極力苧草の栽植及パルプの製出増加に努めつゝあるも會社成立後日尙淺く未だ大に其の成績を擧ぐるに至らず現在一箇年の製出高約一千噸を算し製品は盡く内地に移出せらる

三、小野田セメント株式會社平壤支社 同社は大正六年六月石灰石及其他のセメント原料の豊富優良なる平安南道江東郡勝湖里に製造支工場の建設に着手し同八年十

二月竣工し蒸汽「タービン」一千八百馬力の動力を以て操業に従事し従業者約六百名
 鋭意製造業を繼續しつゝあり最近一箇年間に於ける生産高約三十五萬樽を算し品質
 優良にして一般需要者に歓迎せられ鮮内の需要は勿論内地へ移出して大に其の聲價
 を博しつゝあり最近内地方面よりの供給減と共に益々事業擴張の企畫中なり
 四 大日本製糖株式會社平壤支社 同社は大正八年一月平壤に於て設立せられたる朝
 鮮製糖株式會社と大日本製糖株式會社との合同に依れるものにして大正九年十二月
 工場の竣工と共に甜菜糖の製出と南洋粗糖の精製に従事し今や従業者數約百五十名
 一箇年の製出高約一千七百萬斤を算し朝鮮に於ける需用高の約半額を生産するに至
 れり

第十二章 貿易

第一節 總說

朝鮮の貿易は併合後政府の産業上に於ける諸般の施設と民間企業の勃興とに因り漸次
 増進の趨勢を示し殊に歐洲戰亂以來急劇の伸暢を遂げ大正九年の財界動搖に伴ひ一時
 頓挫したるも十年以後は漸次回復せり

輸移入品價額

年	貨物		金銀地金		合		計	輸移入
	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入		
大正十年	千円 三二八、三七七	千円 三三三、三三一	千円 七三、六六六	千円 二、五九九	千円 三三、五七〇	千円 三三、八八〇	千円 四六〇、〇五〇	千円 八、三三〇
同 十一年	千円 三二五、四〇四	千円 三三六、〇〇四	千円 七〇、七一九	千円 七、五五	千円 三三、三三三	千円 三三、六八〇	千円 四七六、一七六	千円 三、四三三
同十二年九月迄	千円 二七五、八七〇	千円 一九〇、〇六六	千円 三七四、九五五	千円 三、九五六	千円 三三、七	千円 一七九、八三六	千円 一九九、三三三	千円 三七九、一四九
備考	千圓未満切捨とす以下の各表亦同し							

前掲の如く數年以來半島の貿易は總體に於て増進したるも之を輸出と輸入とに區別すれば前者は大正十一年に至り多少の減退を示し後者は之に反して増進せり輸出の減退は米、銑鐵、木材、生絲、海苔等價額の増加ありしに拘らず、小麥の不作等に依り出荷劇減せるを主として鐵條竿及板、肥料、鐵鑛、大小豆、紅蔘等何れも不況なりしに基因し輸入の増進は金巾類及諸機械等減少したるものなきにあらざりしも滿洲粟、木材、支那麻布、外米、軌條類の増進著しかりしに因れり又最近大正十二年(九月迄)に於ては輸出貿易は滿、生絲及滿洲產柞蠶糸(朝鮮にて輸入手續せるもの)の對内地移好況を主因とし前年同期に比し二百六十二萬餘圓の増大を見輸入貿易も亦粟、石炭、「セメント」、肥料等の好調に依りて三百五十七萬餘圓を増進せり

第二節 國別貿易

朝鮮貿易の對手國は廣く世界の各方面に涉れるも内地との關係最密接となす今大正十一年の貨物貿易額を觀るに輸出貿易の九割二分及輸入貿易の六割三分は内地朝鮮

間の貿易に屬し外國貿易は輸出八分輸入三割七分に過ぎず又諸外國中主要なるものは輸出に在りては支那及露領亞細亞にして輸入に在りては支那、北米合衆國、英吉利、英領印度、蘭領印度、露領亞細亞、佛領印度等と殊に注目し値するは歐洲大戰中殆んど杜絶したる對獨貿易の復活に在り

主要通商國貿易價額國別

年	(一) 輸 移 出											
	内地	支那	英領印度	露領印度	佛領印度	露領亞細亞	暹羅	英吉利	獨逸	北米合衆國	其の他諸國	通 計
大正十一年	一、七〇、三三三	一、九七、九四四	一、九七、九四四	一、九七、九四四	一、九七、九四四	一、九七、九四四	一、九七、九四四	一、九七、九四四	一、九七、九四四	一、九七、九四四	一、九七、九四四	一、九七、九四四
同十二年九月迄	一、五九、四三五	一、六六、六六六	一、六六、六六六	一、六六、六六六	一、六六、六六六	一、六六、六六六	一、六六、六六六	一、六六、六六六	一、六六、六六六	一、六六、六六六	一、六六、六六六	一、六六、六六六

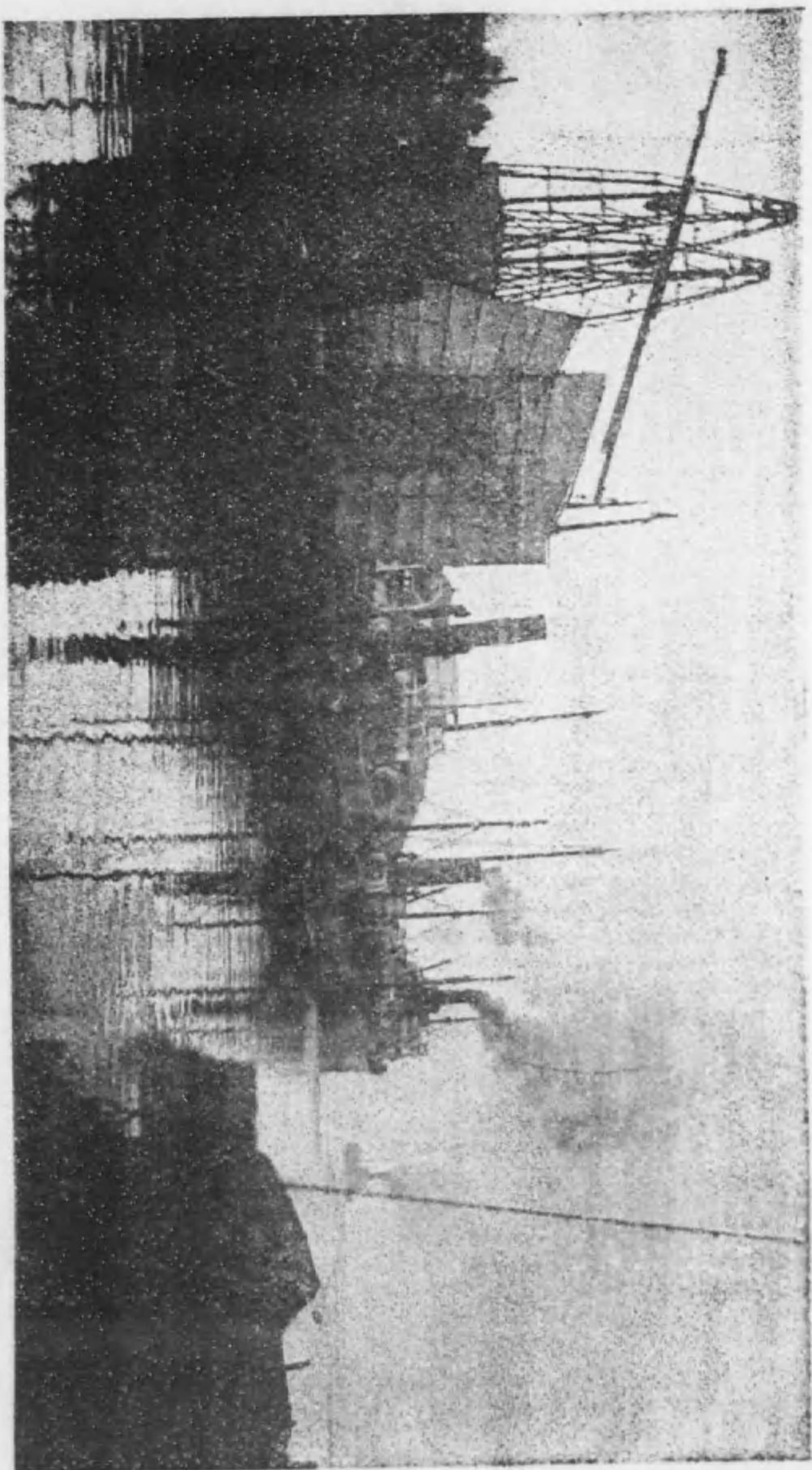
年	(二) 輸 移 入											
	内地	支那	英領印度	露領印度	佛領印度	露領亞細亞	暹羅	英吉利	獨逸	北米合衆國	其の他諸國	通 計
大正十一年	一、五、四三三	五、〇二八	三、五二二	一、五三七	一、四四	三、六	三、八	七、八〇八	一、〇二	一、四、三三三	一、〇二	三、三六二
同十二年九月迄	一、五、四三三	五、〇二八	三、五二二	一、五三七	一、四四	三、六	三、八	七、八〇八	一、〇二	一、四、三三三	一、〇二	三、三六二

年	内地	支那	英領 印度	葡領 印度	佛領 印度	露領 亞細亞	暹羅	英領 利	暹逸	北米 合衆國	其の他 諸國	通計
同 十一年	一、〇、三、三、七	六、三、七、七	四、五、〇	三、三、五、四	一、〇、〇	八、六、〇	四、八、〇、六	九、三、三	一、八、〇、六	三、三、三、三	三、三、三、三	三、三、三、三
同十二年九月迄	一、八、四、三、三	六、八、八、五	五、〇、〇	三、一、五、五	一、〇、〇	八、四、〇	四、六、六、〇	八、八、六	八、八、六	三、三、三、三	三、三、三、三	一、九、〇、六

大正十一年對内地移出の増加せるは米、鉄鐵、木材、生絲等の好況に基因し、對支那輸出の減少せるは米及紅蔘の出減に由り露領亞細亞に對する輸出の減退は米及煙草の不振に基けり對内地移入の増加は米、護謨靴、綿花等の好況を主因とし支那より輸入の増進せるは粟、麻布、木材等の劇増を告げたるに因り又米國より輸入の増加せるは主として軌條類及葉煙草等の入増に基因せり

第三節 港別貿易

朝鮮に於ける開港は仁川、釜山、元山、鎮南浦、群山、木浦、清津、雄基、城津、新義州、龍岩浦の十一港なるも馬山及鎮海は内地朝鮮間貿易船の出入を許し又京城、大邱平壤には税關出張所を置きて開港より保税運送に依る貨物の輸移出入を取扱ひ其の他



頭 埠 南 鎮

陸接國境地方に於て指定せる四十六箇所の交通地點に税關出張所を設置し更に大正十二年四月對内地移入税の大部分撤廢せらるゝと共に一部移入税殘存の貨物其の他の爲に二十箇所の指定港を設け税關出張所を置けり(後節税關の項参照)以上の諸港中釜山港は貿易額第一位を占め仁川港之に亞ぐ此の兩港は實に朝鮮の二大關門にして釜山港は内地朝鮮間貿易の樞要となり仁川港は支那其の他歐米諸外國貿易の中心となれり其の他輸移出に在りては鎮南浦、群山、元山、木浦、新義州等輸移入に在りては京城、新義州、元山、鎮南浦、平壤等之に亞ぐ

港	輸 移 出			輸 移 入		
	大正十年	同十一年	同十二年	大正十年	同十一年	同十二年
仁 釜 山	四三、四三三 千円	三三、三六五 千円	三〇、八八五 千円	三三、八八五 千円	六、六三二 千円	四〇、四四九 千円
川 山 山	六四、〇〇九 千円	五、三三〇 千円	六、三三九 千円	五〇、五〇〇 千円	五、三三四 千円	五三、三三五 千円
元 山	五、八八七	四、四四六	二、九四五	八、五三三	二、三六四	九、一六四
					三九七	

港	輸移入			輸移出		
	大正十年	同十一年	同十二年	大正十年	同十一年	同十二年
鎮南浦	三六、八五九	三二、八四四	九、八四四	九、四五一	七、三三三	七、三六七
京城	三、四〇三	三、四〇三	一、三〇六	三、八二八	四、〇〇九	一六、一〇七
群山	三〇、一六六	三二、一七二	二〇、一七二	六、五三〇	七、六八七	六、一三六
木浦	九、八七四	一一、〇二九	一〇、四三三	四、〇三三	五、六八八	三、九六五
大邱	三、九五九	五、七七二	九、四〇六	九、〇八七	八、五八一	三、五五八
馬山及鎮海	三、六二一	四、一〇三	五、〇〇〇	三、八八二	三、八〇〇	三、一〇九
城津	一、九五九	一、五七二	一、〇〇一	五、五〇〇	三、五三〇	三、四〇二
帶津	四、〇七二	四、〇五八	四、五九四	三、六二七	三、六四四	七、五四六
雄基	三、六二五	一、三三三	二、〇五二	三、〇〇〇	八、五一一	五、七二二
新義州	三、四〇三	四、〇〇一	一、五八八	三、八八八	三、八七一	三、三三三
龍岩	五、三三三	三、七七二	四、三九〇	三、一三三	〇、一一一	四、七七二
平壤	一、七七一	二、一四一	一、三三三	九、一六八	一〇、三三三	五、三三三
其他	三、五五五	三、六八九	一〇、八九三	二、〇七五	四、〇九二	三、八二七
總計	三二八、三七七	三二五、四四四	一五八、八七〇	三三三、三六一	三五六、〇四四	一九九、〇八六

最近に於て釜山港の輸移出不振を示せるは海路運賃低減の結果鐵道沿線發の米穀の出荷概ね仁川方面より積出さるゝに至りしに由るものにして之が反面仁川、群山に於ては何れも増進を示し其の他木浦は綿、大邱は生絲の好況に由りて輸移出増進を告げしも鎮南浦は穀類及鐵材鐵鑛等の出荷不振なりし爲著しく減少し元山、新義州及龍岩浦等も亦減退を示せり輸移入にありては鎮南浦、大邱、龍岩浦等若干減少を呈したるも仁川、新義州及釜山を初め其の他の諸港に於ては粟、外米等の安價食糧及建築材料の入津多かりしを以て概ね増進せり

第四節 輸移出重要品

朝鮮の輸移出品は農産物鑛産物及水産物を主とし就中米、大豆、魚類は實に三大貿易品たり其の他鐵、牛皮、棉花、紅蔘、繭、生絲、金鑛、鐵鑛、石炭、生牛、肥料、海藻等は何れも重要な輸移出品にして最近に於ては海苔の増加亦顯著なるものあり

輸移出重要品價額

品名	大正十年	同十一年	同十二年 九月迄	品名	大正十年	同十一年	同十二年 九月迄
米	九三、八三	九五、八五	七三、三三	鐵	一、七九	一、七九	一、七九
大豆	三三、八七	三三、〇三	三三、九四	牛	二、七九	二、七九	二、七九
鮮魚	三、六二	三、〇三	九、七九	皮	一、〇八	一、〇八	一、〇八
海苔	九、三六	一、六四	二、四三	鉛	五、〇〇	一、〇九	一、〇九
紅薯	三、三三	一、六三	二、二五	草	八、八二	九、三九	四、三三
石炭	一、八〇	一、三三	七、〇四	牛	一、三三	一、三三	一、三三
繅絲	三、五九	三、五五	四、七六	類	三、五三	三、五三	三、五三
生絲	二、四七	三、八三	六、七六	肥料	一、五〇	一、五〇	一、五〇
生蠶	二、四〇	三、九九	三、一七	木	七、三六	六、四六	六、四六
蠶	二、四九	一、〇七	一、五四	材料	三、八八	四、三〇	三、六四
蠶	二、四九	一、〇七	一、五四				

第五節 輸移入重要品

朝鮮の産業は農業を主とし工業は古來極めて幼稚なるを以て輸移入品は多く工業製造

品に屬し就中綿織物は實に輸移入貿易品の大宗たり其の他小麦粉、砂糖、酒、石油、
藥材、綿絲布、麻織物、絹織物、紙、鐵、鐵道材料、機械、石炭、木材及板等之に次
ぎ輒近企業の發達に伴ひ各種原料品の輸移入益増進の趨勢を示せり

輸移入重要品價格

品名	大正十年	同十一年	同十二年 九月迄	品名	大正十年	同十一年	同十二年 九月迄
米	九三、八三	九五、八五	七三、三三	安全	一、三三	一、三三	一、三三
小麦	三、〇三	三、〇三	三、〇三	全	一、三三	一、三三	一、三三
砂糖	三、〇三	三、〇三	三、〇三	打	一、三三	一、三三	一、三三
酒	三、〇三	三、〇三	三、〇三	綿	一、三三	一、三三	一、三三
生絲	二、四七	三、八三	三、一七	及	一、三三	一、三三	一、三三
生蠶	二、四〇	三、九九	三、一七	織	一、三三	一、三三	一、三三
蠶	二、四九	一、〇七	一、五四	糸	一、三三	一、三三	一、三三
石炭	一、八〇	一、三三	七、〇四	及	一、三三	一、三三	一、三三
繅絲	三、五九	三、五五	四、七六	打	一、三三	一、三三	一、三三
生絲	二、四七	三、八三	六、七六	綿	一、三三	一、三三	一、三三
生蠶	二、四〇	三、九九	三、一七	及	一、三三	一、三三	一、三三
蠶	二、四九	一、〇七	一、五四	織	一、三三	一、三三	一、三三
蠶	二、四九	一、〇七	一、五四	糸	一、三三	一、三三	一、三三

品名	大正十年			同十一年			同十二年		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
支那布	五、三九五	八、七〇三	五、二〇四	三、八〇七	四、七六三	二、九〇六	一、三三六	一、〇〇四	
毛織物	三、八〇七	四、七六三	二、九〇六	九、六九九	九、九〇九	五、七七七	一、八〇八	一、八七七	
絹織物	九、六九九	九、九〇九	五、七七七	八〇五	一、一五六	八、五	一、六〇四	一、三三三	
紙類	五、〇四四	五、三〇〇	八、五	八、七六七	三、八五	一、三三三	一、三三三	一、三三三	
石炭	八、七六七	七、九七八	三、八五	七、〇八五	三、八五	八、六二	六、九六六	四、五五三	
その他	二、〇三二	二、四三五	三、一九	三、一九	七、〇八五	六、五三	三、一四七	七、九〇五	
品名	大正十年			同十一年			同十二年		
陶磁器	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一、三三六	
鐵條及板	一、八〇八	一、八〇八	一、八〇八	一、八〇八	一、八〇八	一、八〇八	一、八〇八	一、八〇八	
鐵板	一、六〇四	一、六〇四	一、六〇四	一、六〇四	一、六〇四	一、六〇四	一、六〇四	一、六〇四	
鐵道建設用材料	一、九六一	一、九六一	一、九六一	一、九六一	一、九六一	一、九六一	一、九六一	一、九六一	
機械類	八、六二	八、六二	八、六二	八、六二	八、六二	八、六二	八、六二	八、六二	
肥料	七、九四五	七、九四五	七、九四五	七、九四五	七、九四五	七、九四五	七、九四五	七、九四五	

第六節 貿易船舶

朝鮮開港に於ける貿易船舶の出入港は歐洲戰亂中船腹不足の爲幾分減退を示せしも休戦後漸次回復し來れり而して此等貿易船舶は大部分日本船にして内地朝鮮間の貿易に従ふ外國船は極めて僅少に其の大部分は支那戎克とす

貿易船舶入港

年	隻			噸		
	汽船	帆船	合計	汽船	帆船	合計
大正十年	四、八四六	一一、五七七	一六、四二三	三、六六六	三、〇二二	六、六八八
同十一年	五、一四五	一〇、〇〇九	一五、一六四	四、三三九	一、六六	六、〇〇五
同十二年九月迄	四、八三六	一一、七七八	一六、六一四	三、九九九	一、五九	五、五八八

第七節 税關

朝鮮に於ける開港は明治九年十月釜山を以て嚆矢とし同十三年五月元山同十六年一月仁川を開港し次で明治十六年釜山、元山及仁川の三港に税關を設置し同三十年鎮南浦及木浦の二港同三十二年群山、馬山及城津の三港を開港し同時に税關を増設せり其の後我が保護政治時代に入るや其の施設の一端として同三十九年京義鐵道開通後に於ける鮮滿貿易の爲税關支署を新義州に設置し京城、平壤及大邱に税關出張所若は保税貨物取扱所を設けて鐵道連絡貨物其他保税回送貨物に對する通關事務の取扱を開始し又鴨綠江口なる龍岩浦は三十七八年戰役後事實に於て開港と爲りたるを以て同港に新

義州税關支署の出張所を設置し次で四十一年北鮮地方に於ける交通貿易の發展に資せむが爲新に清津港を開港とし税關支署を設置したり
併合後は以上の外更に新義州を開港とし従來の開港中馬山浦は明治四十四年一月以後之を閉鎖せるも之と同時に内地臺灣及樺太と朝鮮との間に通航する船舶は税關の特許を受けて馬山浦及行巖灣に出入するを得しめ馬山税關支署は依然之を存置し鎮海には翌四十五年一月税關支署を設置せり其後大正十年六月更に雄基を開港して税關支署を設置し同時に龍岩浦に於ては従來の税關出張所を税關支署に改め又内地臺灣及樺太と朝鮮との間に通航する船舶の馬山浦及行巖灣出入に關する税關の特許は時勢の進展に伴ひ大正十年九月二十八日以後之を要せざることとせり即ち現在の開港は仁川、釜山、元山、鎮南浦、木浦、城津、雄基、新義州及龍岩浦の十一港なりとす
大正十二年四月二日以降移入税の一部撤廢に伴ひ殘存移入税出港税及消費税等に關係ある移出入貨物は従來の開港の外朝鮮總督の指定したる港を経由出入し得ることとなしたる結果長生浦、方魚津、馬山浦、鎮海、長承浦、統營、三千浦、彌助里、麗水、巨文島、城山浦、甘浦、九龍浦、浦項、道洞、注文津、長箭、西湖津及新浦の十九箇

港を指定し其地に税關出張所を設置す其後大正十二年九月更に新昌を追加して目下二十港を算す平安北道新義州停車場より咸鏡北道豆滿江口に至る陸接國境に於て貿易の爲め指定せる交通地點は平安北道二十三箇所咸鏡南道四箇所咸鏡北道十九箇所にして之に税關出張所を設置せるが國境貿易の進展に應ずるに爲め大正十二年四月より更に平安北道に七箇所、咸鏡北道に六箇所の増設を行ふと共に會寧税關出張所を税關支署に昇格せり
以上の外鮮滿國境列車直通に關する日支協約の成立に伴ひ明治四十四年十一月以後南滿洲鐵道安東停車場には税關官吏を派出せしめて鐵道聯絡貨物に對する通關事務を取扱はしめつゝあり

□ 朝鮮の名山 □

□ 白頭山 九、〇五五尺 咸鏡北道と滿洲とに跨る朝鮮

(五山の北嶽)

□ 漢 拏 山	六、四三五尺	全羅南道 濟州島
□ 智 異 山	六、三二〇尺	慶尙南道 (五山の一南嶽)
□ 妙 香 山	六、三〇〇尺	平安北道 (五山の一西嶽)
□ 金 剛 山	五、四〇五尺	江原道 (九山の一東嶽)
□ 五 臺 山	五、一五八尺	江原道
□ 太 白 山	五、一五一尺	江原道
□ 俗 離 山	三、四八八尺	忠清北道
□ 九 月 山	三、一四八尺	黃海道
□ 三 角 山	二、七五九尺	京畿道 (五山の一中嶽)

第十三章 林 業

第一節 林政の沿革竝林況

朝鮮は林野の總面積約一千五百八十八萬町歩を算し全土の約七割一分を占め世界に稀なる山國なるに拘らず古來林政不備にして特殊の保護林たる封山等を除くの外は所謂公山と稱し一般人民の自由樵採に委して顧みざりしのみならず李朝の末に至り保護林制度亦廢たれ人民は到る處濫伐を縱にして或は火田を起し或は急斜地を開墾し其の大部分は荒廢に歸して僅に陵園墓附屬の森林及鴨綠、豆滿兩江の流域等に於て林相見るに足るべきものありしに過ぎず其の結果延て産業の發達を妨げ國土の保安を害する處と甚大なりしを以て舊韓國政府は隆熙二年(明治四十一年)一月森林法を發布して一般山野の保護整理増殖を圖り盛に殖林を奨勵し次で明治四十四年六月總督府は新に森林令を布き從來の森林法を廢して國土の保安、危害の防止、水源の涵養、公衆衛生及魚附又は風致上必要ありと認むるものは之を保安林に編入して伐採開墾若は放牧を爲す

ことを得ざらしめ又永年禁養林讓與の途を開き以て愛林の美風を助長するに努め或は造林貸付の特典を設けて造林事業促進の策を講ぜり

道名	林相別面積			計	全面積に對する林野の割合
	成林地	稚樹發牛地	無立木地		
京畿道	三三〇	四三五	三	七六八	五・五
忠清北道	九九	二六六	三六	三六一	七・一
忠清南道	四三	一八八	八九	三二〇	五・七
全羅北道	三三	二四	五	六二	六・二
全羅南道	三三	五〇	一八	九七	六・九
慶尙北道	一八	五五	三六	一〇九	六・九
慶尙南道	一三五	四六	二〇	一八一	七・一
黃海道	一三六	六四	五	二〇五	六・〇
平安南道	三三	六二	五	九九	六・六
平安北道	八九	一〇八	三	一九〇	八・四
江原道	六七	九〇	三六	一九〇	七・三
合計	一、四八	五、二〇	五五	一、五、八三	七・一

大正十二年三月末日

道名	成林地	稚樹發牛地	無立木地	計	全面積に對する林野の割合
京畿道	一、四八	五、二〇	五五	一、五、八三	七・一
忠清北道	八八〇	三三〇	四八	一、二、六八	七・九
合計	五、四八三	七、三二五	三、二二六	一、五、八三	七・一

備考 單位千町歩

即ち全面積大凡一千五百八十八萬町歩の内成林地（疎生又は散生地を含む）は約三分の一に止まり殘地の内約三分の二は天然生稚樹の生育地にして三分の一は草生又は禿裸地に屬せり

半島の氣候は南北に於て差等あり隨て北寒帶より南暖帶に到る迄各種の樹木を生じ其の分布亦地方に由り同しからず北部鴨綠江及豆滿江の兩流域上流地方其他の高山に於てはクウヒ、テウセンカラマツ、テウセンハリモミ、タウシラベ、テウセンマツ、シラカバ等を主として鬱蒼たる樹木を形成し中部より南部に互りてはテウセンアカマツ多く又クロマツ、ナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ハンノキ、クリ等を生じ最南部に至ればカシ、シヒ等の常綠樹及竹林の存生するを見る概して森林樹木の種類に富み其の數七百種の多きに達せり從て造林樹種は比較的容易に之を選択し得べし

第二節 森林保護

國有林野の保護に關しては舊韓國政府に於て京城府内の森林に對して特に四保護區を設け以て其の取締を行ひしも明治四十五年五月總督府令を以て國有森林山野保護規則を制定し地方長官をして國有森林山野保護の責任者たらしむると共に特に保護の急要を感じたる京畿外八道の重要林野十六箇所には保護區を増設して各保護區に山林監守及山林監守補を配置し次で大正二年九月保護の必要ある十二箇所の森林に對し山林監視所を新設して専ら國有林野の保護取締に當らしめ更に大正六年度に四箇所、同七年度に一箇所、大正八年度に二十七箇所、大正十一年度に十五箇所を増設し現に六十六箇所(内六ヶ所は山林課出張所長兼務の保護區なり)の森林保護區あり又大正八年度には從來の山林監守、山林監守補に代ふるに道森林主事及森林監守を以てし同時に森林主事に對しては刑事令に依り司法警察權を付與せられたるも森林監守は元來司法權を有せざる爲保護取締上遺憾とする所あるを以て大正十年八月府令を以て該制度に刷新を加へて從來の森林監守全部を森林主事に改め以て保護の實を擧ぐるに努め其の他の國有林野に對しては從來の如

く一般警察官憲をして保護取締の任に當らしめつゝあり且森林令に於ては地元住民に對し其の連帶の責任を以て國有林野の保護を命じ報酬として之に林産物の一部を讓與することを得るの制を設け大正三年一月以降之を實施して大正十二年九月末日迄に其の箇所數四百五十六、區域面積百九十二萬六千九百九十六町歩に上れり又私有林野に在りても單に私人の保護に委するに於ては動もすれば濫伐に流れ林野の荒廢を招くの虞あるを以て道知事は森林令に基き道令を發して之が保育並伐採を制限し以て其の取締を勵行したる結果成績漸次良好に向ひ林相年を逐て改善せらるゝものあるに至れり

第三節 殖林事業

明治四十年以降國費を以て京城附近其の他に造林を行ふと同時に一般に種苗の無償下付を爲し地方費及恩賜金經營に屬する苗圃に於ても亦苗木の下付を行ひ各道に於ては地方費模範造林を造成すると共に一面に於て國有林野の内存置を要せざる部分は民間に造林貸付を爲し事業成功の後無償にて付與し得ることゝし大に造林の獎勵を行ひた

る結果民間に於ける殖林事業は最近異数の發達を遂げ各地に大小の企業家簇出して空前の盛況を呈せり就中住友吉左衛門、東洋殖殖株株式會社、株式會社中村組、三井合名會社、今井五介、半田善四郎、多木久米次郎、咸鏡北道地方費經營、大寶農林部、山下合名會社、田中友吉、西鮮造林合資會社、小泉新兵衛等は既に大規模の造林を行ひ其の他内鮮富豪の造林計畫を樹つるもの多く大正十年度に於ける官民の植栽面積四萬八千餘町歩に達し之を併合當時明治四十三年度の四千餘町歩に比して約十二倍の激増を示せり蓋し朝鮮の林野は一般に荒廢せるも概ね其の地質造林に適し樹木生育状態の如きも亦内地と殆ど異なる所なく且造林用樹種の多種にして北部寒帯より南部暖帯に亘りて生ずる七百種の樹木中喬木に屬する針葉樹十九種、闊葉樹百三十餘種の外竹類三種等ありて其の選定に苦しむが如きことなく人夫賃比較的低廉に造林費を軽減し得貸付を受け得べき林野は各地に散在し加ふるに朝鮮各地共木材の高價なると同時に木材の大消費國たる支那に近接せる等殖林事業の將來頗る有望に屬せるを以てなり

(借地造林に關する手續等に就ては本府に於て刊行せる「借地造林手引」あり造林樹種の選定養苗及造林方法等殖林上の注意に關しては「殖林手引」「樹苗養成指

針」主要樹種の造林業に付ては「主要樹種造林費調」等の冊子あるを以て企業者は先づ之に就て一般的概念を得るを便とす)

朝鮮の林野副産物は多種にして其の用途極めて廣し其の主要なるものは樹實類に於ては栗、胡桃、松の實、銀杏等樹皮類に於てはハキ、シナノキ、ナラ、カシワ、アベマキ等にして皆相當の生産額あり又漆樹は殆ど全土に涉りて生育に適し漆液の品質も亦内地上等品と伯仲の間に在り且採漆容易なると勞銀比較的低廉なるとの爲漆業亦漸く勃興の機運に向ひつゝあり椎茸、五倍子、藥料楓葉等も相當の生産額を有せり

イ 官公營苗圃事業 官公營苗圃は明治四十三年度に於ては十一箇所面積六十二町歩を設置したるに過ぎざりしも爾來歲と共に増設し大正十一年度末には其の數八十七箇所此の面積二百五十五町歩に達せり即ち左の如し

官公營苗圃一覽

年 度	國 費 經 營		地 方 費 經 營		合 計	
	箇 所	積 積	箇 所	積 積	箇 所	積 積
同 九年度末	三箇	五八・七町	四箇	一七・八町	六箇	三九・五町

年 度	國 費 經 營		地 方 費 經 營		合 計
	箇 所	面 積	箇 所	面 積	
同 十 年 度 末	三	三・七	四	一八・四	三・七
同 十 一 年 度 末	四	三・二	三	一八・九	三・五

此等苗圃の一部分は尙ほ創設時代に屬するものもあるも大正十一年春の生産苗數一千七百三十五萬餘本の多きに達せり

地方費經營樹苗圃一覽

大正十一年春季

道 名	苗圃數	面 積	播 種 施 業		成苗見込數
			播 種	播 條 床 替 据 置	
京 畿 道	四	三・六	一	一	一、四〇五
忠 清 北 道	七	一六・五	一	一	二、五三三
忠 清 南 道	三	一六・〇	一	一	三、〇一五
全 羅 北 道	三	一三・二	〇	一	一、五三三

道 名	苗圃數	面 積	播 種 施 業		成苗見込數
			播 種	播 條 床 替 据 置	
全 羅 南 道	一	一三・一	一	一	一、四〇五
慶 尙 北 道	四	一五・三	一	一	二、五三三
慶 尙 南 道	二	三・一	一	一	三、五八
黃 海 道	三	一五・五	一	一	三、〇一五
平 安 南 道	三	二・六	一	一	八、五〇
平 安 北 道	二	六・一	一	一	四、三〇
江 原 道	一	七・五	一	一	八、五二
咸 鏡 南 道	二	八・九	一	一	五、二六
咸 鏡 北 道	四	一一・五	一	一	一、八三八
總 計	三九	一八〇・九	三六〇	三三九	一八、四〇〇

□ 官公營苗圃の養田數漸次増加せるも殖林事業の發展は其の産苗數の配付のみを以て之を充すこと能はざるを以て各所に私營苗圃の開設を奨勵し爾來漸次其の盛況を見るに至り其の生産成苗數は明治四十三年度には五百四萬餘本に過ぎざりしも大正十一年春には一億一千七萬本に上り過去十餘年間に於て約二十二倍となれり又既往に於ける私營養苗は概ね個人經營に屬し小規模のもの多かりし

も近年は殖林組合、林業契等の組合苗圃、殖林企業者造林用の大苗圃又は販賣を目的とする苗木商の大苗圃等續々設置の氣運に向へり

私營苗圃生産苗概數

大正十一年春季

道	成苗數		幼苗數		合計	道	成苗數		幼苗數		合計
	千本	千本	千本	千本			千本	千本	千本	千本	
京 畿 道	八、五七〇	一三、〇七六	三、四七六	三、〇七六	六、五五二	黄 海 道	四、六八八	一六、三二二	二、〇〇〇	二、〇〇〇	六、六八八
忠 清 北 道	二、七七八	三三、二九	三、〇七六	三、〇七六	六、一五二	平 安 南 道	八〇八	六三六	一、四三六	一、四三六	二、八四四
忠 清 南 道	一、五九八	一七、六九	三、〇七六	三、〇七六	六、一五二	平 安 北 道	六二五	四〇一	一、〇二六	一、〇二六	一、〇五二
全 羅 北 道	五、七〇〇	一七、八七	一八、五七	一八、五七	三、七四七	江 原 道	二、四四六	三、六六一	六、〇三四	六、〇三四	一三、〇六八
全 羅 南 道	一、五九〇	一七、七三	三、〇七六	三、〇七六	六、一五二	咸 鏡 南 道	七、九七六	六、〇三四	一三、〇一〇	一三、〇一〇	二六、〇二〇
慶 尙 北 道	一、七〇一	四、九六九	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	咸 鏡 北 道	五、二二〇	一五、〇六一	二〇、二八一	二〇、二八一	二五、五〇一
慶 尙 南 道	一、八〇三	三六、九六一	四、五〇八	四、五〇八	八、〇一六	總 計	二一〇、一五四	一、〇五、〇三三	一、〇五、〇三三	一、〇五、〇三三	二、一〇〇、〇六六

備考 統計に於て數符合せざるは四捨五入の結果なり

官公營殖林事業 殖林事業の官公營に屬するものは國費及地方費の經營にして前

者は明治四十年以降後者は明治四十四年以降毎年引續き實行しつゝあり

官公營殖林事業

年	國		地 方		合 計	
	植栽面積	植栽本數	植栽面積	植栽本數	植栽面積	植栽本數
大 正 九 年	一、三、八	六、六	一、〇、九	一、五、七	二、四、七	八、一
同 十 年	一、〇、〇	一、一、一	一、九、〇	一、三、二	二、九、〇	二、四、三
同 十 一 年	一、〇、〇	一、一、一	一、九、〇	一、三、二	二、九、〇	二、四、三

一 國費經營事業 造林の模範を示し風致の増加を圖り且植栽に關する試験を行ふを目的とし明治四十年京城白雲洞及平壤牡丹臺の二箇所殖林を開始し爾來水原、太邱、開城にも造林を行ひたりしも近年に至り京城附近に於ける荒廢山野の造林に主力を注ぎ砂防植栽及普通植栽を行ひつゝあり植栽樹種はアカマツ、クロマツ、及ニセアカシヤを主としヤマハンノキ、クスギ、白楊類之に次ぎ其他試植せる種類亦少からず明治四十年以降大正十年春に至る十六箇年間に於ける植栽面積五千四百餘

町歩にして植栽苗數一千六百十六萬本に達し播種高十八石に上れり
 二地方費經營事業 明治四十四年江原道に於て施行し大正元年には忠北、全南、慶北及江原の四道に同二年には更に京畿、忠南、全北、黄海、平南及平北の六道を加へ同三年には慶南及咸南を除きたる各道に於て、同四年以降は各道に於て實行しつゝあり明治四十四年以降大正十一年に至る十二箇年に於ける植栽面積は三千百四十二町歩餘其の植栽苗數一千四百二十三萬本に達しアカマツ、クロマツ、クスギ、ニセアカシヤ、クリ及白楊類を主とせり

右の外大正二年以來天然稚樹發生地に補植を行ひ之を保育禁養せる面積大正十一年に於て三千二十六町歩餘に達せり

天然稚樹發生地保育成績

年	國		地方		合計	
	保育面積 町	補植本數 千本	保育面積 町	補植本數 千本	保育面積 町	補植本數 千本
大正八年	1	1	2,666	1	2,667	1

年	國		地方		合計	
	保育面積 町	補植本數 千本	保育面積 町	補植本數 千本	保育面積 町	補植本數 千本
同九年	1	1	2,666	1	2,667	1
同十年	1	1	2,666	1	2,667	1
同十一年	1	1	2,666	1	2,667	1

二 私營殖林事業

民間に於ける殖林事業は近年長足の進歩を爲し造林企畫者各地に簇出し就中釜山學校組合及其他の私營殖林事業にして既に相當の成績を擧げ斯業の參考に資すべきもの尠からず近來地方住民中亦殖林の實行者勃興して新に植栽を行ふのみならず天然生の稚樹發生を保育禁養し極めて僅少なる經費に依りて比較的廣大なる殖林の實を擧げつゝあり大正十一年に於ける植栽及播種造林面積は四萬六千六百九十七町に上り其の植栽本數一億四千三十九萬餘本播種量十三石に達せり
 木 記念植樹 愛林思想を涵養し殖林の事業を奨勵せむが爲明治四十四年四月三日併合後第一回の神武天皇祭日を期し朝鮮全道を擧げて記念植樹を實行し大に好結果を收め總本數四百六十五萬二千本に達せり爾來回を重ねるに従ひ益好況を呈し大正十一年に於ける第十二回の記念植樹の如きは總本數千三百八十五萬五千本を算し之を第一回舉行の際に於ける植付本數に比すれば約七百二十萬三千本を増加し約三倍に

及び第一回より第十二回に至る植付本数は一億八千八百二十八萬五千本の多きに達せり又從來記念植樹に於ける植栽用苗木は國費、地方費及恩賜金經營苗圃に於ける生産苗の無償下付を得て之に充てし爲下付苗木不足の結果天然苗の移植を行ふもの多く植栽後十分の成績を擧ぐる能はざるの憾ありしも植林思想の普及に伴ひ漸次其の不利益なるを知得し豫め團體又は地方富豪、篤農者等に於て苗木を購入して植栽に供するに至り頗る良好の成績を收めつゝあり

御大典記念植林事業 大正四年秋季に於て舉行せられたる御即位の大典を記念せむが爲植林事業を計畫實行したるもの尠からざるも就中道、面又は學校組合等の公共團體の經營に屬するものは一面造林の模範を示すべき趣旨に依り一定の制限面積内に於て國有林野を讓與することゝなし大正十年春季迄に一萬三千三百四十五町歩四千八百二十八萬本を植林せり

種苗配付 明治四十二年以降は民間植林獎勵の爲國費地方費及恩賜金經營苗圃に於て養成せる苗木及購入種苗の配付を行ひたるも大正七年以降此等配付種苗は主として地方費苗圃に於て養成したる苗木及購入種苗を用ゆることゝし大正十一年春に於ける其の配付數は種子二十三石苗木約一千七百一萬本に達し逐年増加しつゝあり其の主なる樹種はアカマツ、クロマツ、ニセアカシヤ、クヌギ、白楊類及クリ等となす

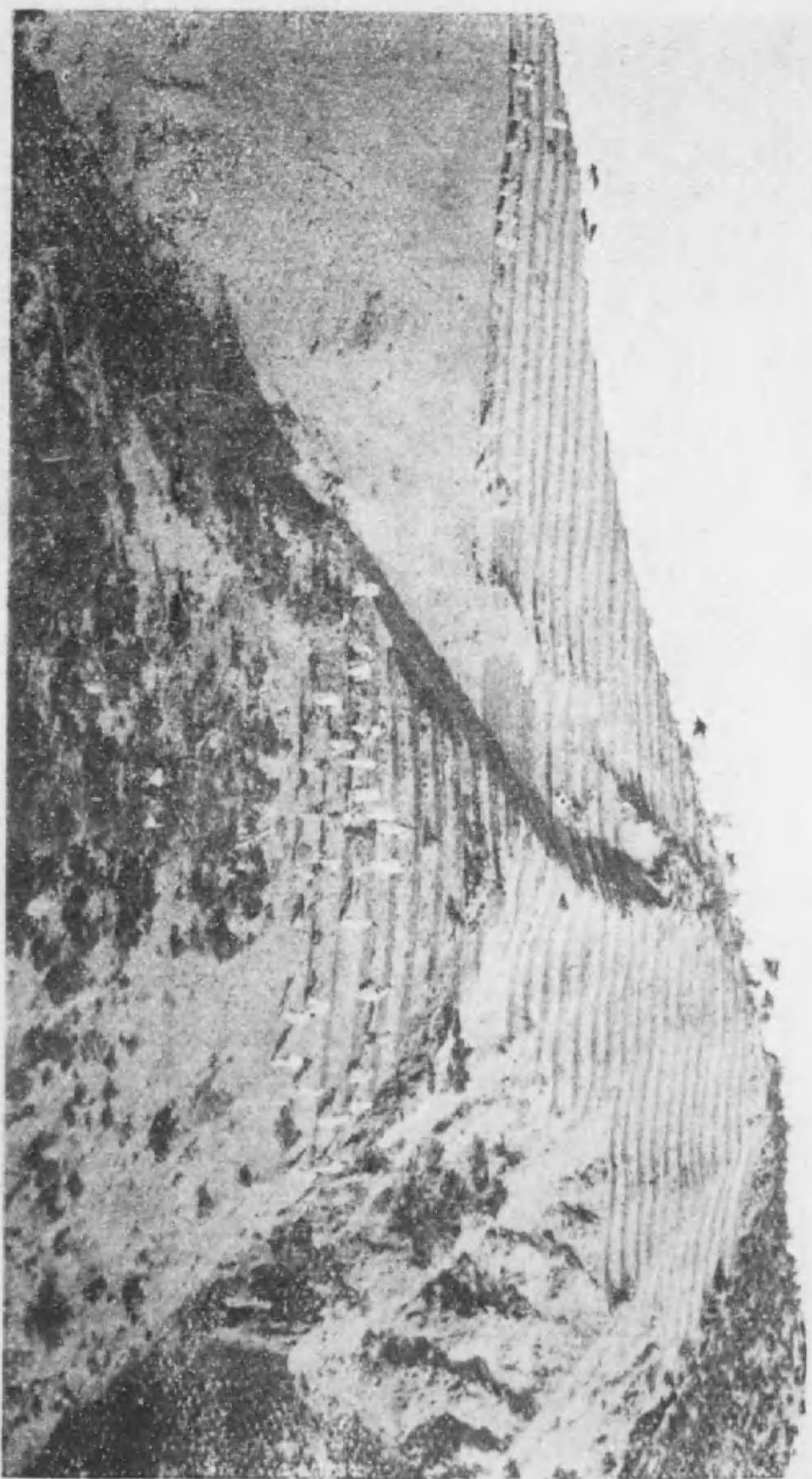
第四節 治山事業

治水に關係を有する荒廢山野の復舊事業は巨額の經費を要するものなるを以て先づ試驗的に小規模の作業を行ひ漸次擴張するを得策と認め大正七年度に於ては忠清南北海道地方費に補助金五萬圓を交付し錦江支流美湖川流域の砂防造林を實行せしめ大正八年度より年額十萬圓の補助金を慶尙北道及全羅北道の各地方費に交付し該地方費をして洛東江流域の一部並嶺津江流域中の荒廢山野に於て事業を開始せしめ大正十年度迄に砂防植栽 千九十二町歩 五百七十三萬本 普通植栽 一萬三千百七十六町歩 四千八百八十四萬本 天然稚樹地補植 一萬二千六百五十町歩 千八百三十一萬本 の植林を行ひ將來に於ては全鮮に互つて荒廢山野の治水上復舊を要すと認むる地域に

對し主要河川流域荒廢地四十七萬町步中約二十三萬五千町步を先づ第一期事業として三十箇年を以て復舊造林を行ふこととし砂防工事は國に於て施行し造林は地方費より補助金を交付して林野の所有者占有者をして實行せしむるの方針を採り特に當面の急施を要する漢江、錦江、洛東江、蟾津江、榮山江、東津江、城川江及大同江の八大河川流域七萬四千八百八十三町步を十箇年の繼續事業として大正十一年度より實施せり

第五節 不要存國有林の讓與豫約付造林貸付

國有林野に於ける造林事業の經營に關し舊森林法に於ては單に部分林又は貸付の制を設けたるに過ぎざりしも現行森林令は朝鮮の現狀に鑑みて此等の方法を廢し新に造林貸付に關する特典を設け努めて造林を奨勵し急速に荒廢山野の救済を圖らむとする趣旨に出で造林の目的の下に貸付したる國有林野は事業成功の曉貸付期間の滿了と否とに拘らず無償にて借受人に付與することとせられ此の特典を開いて以來出願者の激増を見るに至れり



泥質林造防砂面下南郡昌居道南尙邊

造林貸付

年度	貸付件数	面積	年度	貸付件数	面積
大正九年度	1,000	突、森町	大正十一年度	1,000	八、〇〇〇町
同 十年度	一、二三	空、森			

第六節 國有林野區分調査

朝鮮に於ける森林山野は明治四十二年中林籍調査を行ひたる結果其の分布の概況及面積の概要を知ることを得たるも尙國有私有の區分不明にして不便を感ずること甚しきを以て速に其の區分を立て且國有林野の要存、不要存の區分を調査するの必要あり仍て明治四十四年度より之が調査に著手せり今其の概況を示せば左の如し

イ 調査の方針 營林廠所屬要存豫定林野約二百二十萬町歩は大正二年度より大正十一年度に至る十年間に同廠の事業として調査し其の他の要存豫定林野約三百五十萬町歩と第一種不要存林野約一百萬町歩計五百五十萬町歩は本府の事業として明治四

十四年度より開始し主として権利關係の複雑なる地域、荒廢甚しくして民間造林の急施を要する地域及河川水源地に於て保護上重要な地域より着手し大正十三年度を以て完了する豫定なり

□ 實施の方法 要存豫定林野に對しては境界を定め標識を設け五萬分一見取圖及圖書を作製し其の副本を關係道、府、郡、島又は警察官署に送付し又第一種不要存林野に對しては查了後直に造林貸付等の處分を要するを以て各箇所毎に境界を査定し標識を設けたる上簡易なる實測を行ひ六千分一圖及調書を作製して其の副本を關係道、郡、島に送付せり

ハ 實施の成績 明治四十四年度以降查了したる面積は本府調査區域四百二十七萬三千七百餘町步營林廠區域二百二萬六千八百餘町步合計六百三十萬五百餘町步に達せり

國有林野調査成績

年 度	本府調査面積	營林廠調査面積	計
大正九年迄	三、九六四、九四〇	一、三七七、三七〇	五、三四一、六一〇
同 十 年	二、一四一、四一〇	一四八、六六八	二、二九〇、〇七八
同 十 一 年	二、三三三、三三三	三〇〇、〇〇〇	二、六三三、三三三
同 十 二 年 八 月 迄	四、二二四、二二四	一	四、二二四、二二四
計	一〇、六六三、一〇六	一、〇七六、六六八	一二、七三九、七七八

年 度	調査面積	年 度	調査面積
大正九年迄	二、四六六、二六六	同 十二年八月迄	二、四六六、二六六
同 十 年	二、一四一、四一〇	計	二、四六六、二六六
同 十 一 年	二、三三三、三三三		
同 十 二 年 八 月 迄	四、二二四、二二四		
計	一〇、六六三、一〇六		

尙前記區分調査の外造林貸付、讓與及賣却の民願に基き特に處分上必要な調査を行ひたるもの左の如し

年 度	調査面積	年 度	調査面積
大正九年迄	二、四六六、二六六	同 十二年八月迄	二、四六六、二六六
同 十 年	二、一四一、四一〇	計	二、四六六、二六六
同 十 一 年	二、三三三、三三三		
同 十 二 年 八 月 迄	四、二二四、二二四		
計	一〇、六六三、一〇六		

第七節 林野整理調査

朝鮮に於ける林野の所有權又は占有に基く權利關係は古來曖昧にして猝かに判明し難く若し現状の儘推移せむか如何に植栽造林を奨励するも其の目的を達すること容易ならざるを以て此等の權利關係を明かにする爲大正六年度より林野の整理調査を施行して其の權利關係を確定し一面別途施行しつゝある國有林野の區分調査と相俟て國有林野管理上の根本政策を確立すると共に一般林業の開發を期せむとし初め先づ林野に對する權利思想の發達顯著なる南部より調査を開始して漸次北部に及ぼし今や全鮮に亘りて調査を行ひ其の調査終了の部分は順次査定公示を爲し忠清南北二道は既に完了し其の査定公示を行ひたる地域にして不服申立期限を経過し既に權利の確定せるもの千五百五十一面に達せり事業開始以來の成績を示せば左の如し

林野調査成績

年 度	實 地 調 査		査 定 公 示	
	府 面 數	筆 數	府 面 數	筆 數
大 正 十 年 度 迄	11,038	1,639,129	9,201	1,111,828
同 十 一 年 度	11,171	1,777,877	10,291	1,232,001
同 十 二 年 八 月 迄	10,811	1,597,508	11,000	1,247,100
累 計	33,020	4,014,514	31,492	3,590,929

第八節 國有林經營

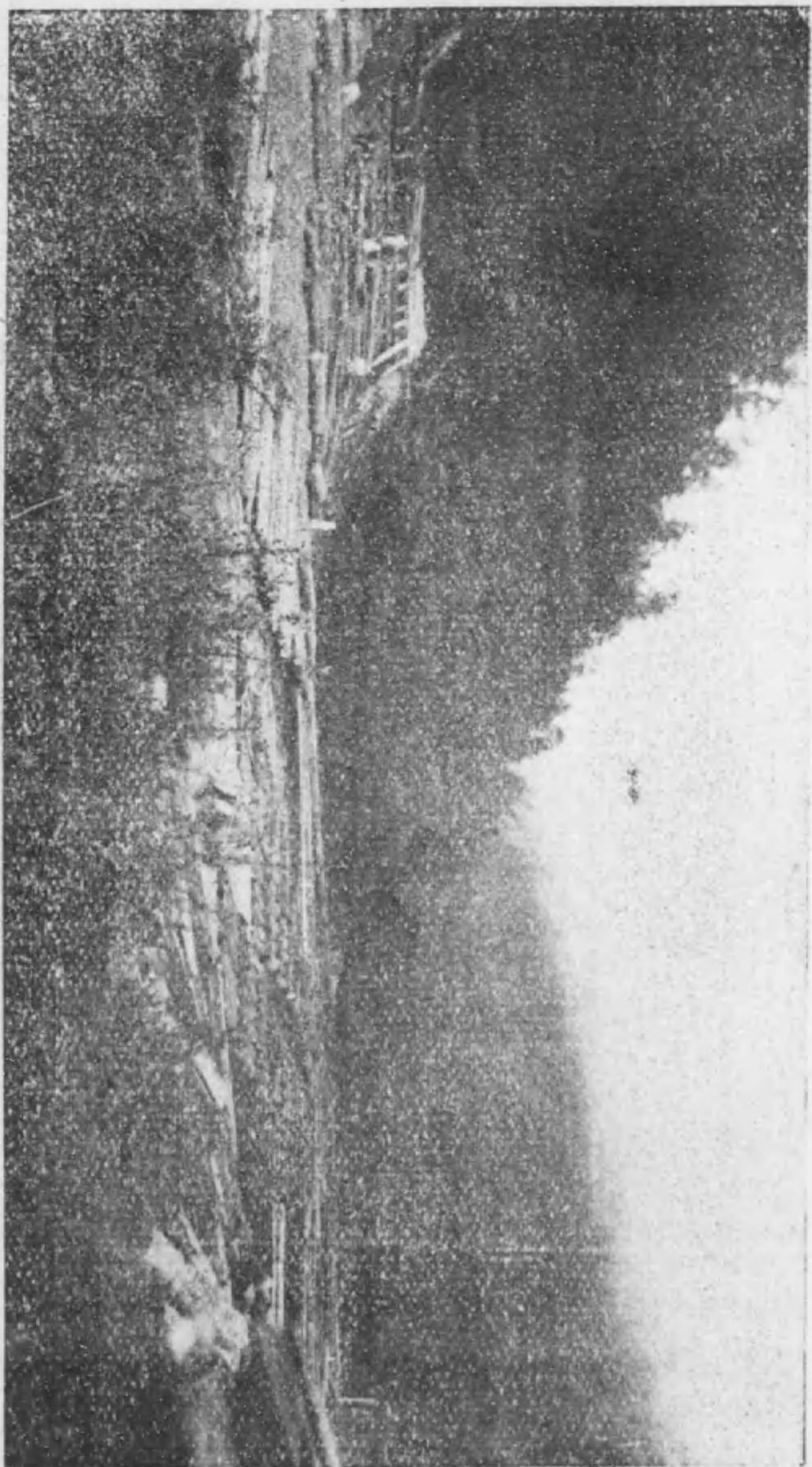
一 總督府直轄

國有林野(要存豫定林野)中要存豫定林野は約五百三十萬町歩(大正演習林として貸付)に達する見込にして其の内鴨綠、豆滿兩江流域に屬する約二百十八萬町歩の林野に對しては營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ(二營林廠參照)一方營林廠所管外の林野三百十二萬町歩の區域に對しては從來地方長官をして之が保管の責に任せしめ保護機關として森林保護區並山林監視所等を設け専ら保護取締を爲さしむるの外何等積極的施設を爲したることなかりしも歐洲大戰勃發以來經濟界の異常なる發達に伴ひ木材の需要頗る増加し林産物の拂下を出願するもの日に相踵ぐの状態を呈し來りたるのみならず

公用又は公益事業に必要な用材の供給不足を告ぐるに至りたるを以て老齡林は之を伐採搬出して一般の需要に應ずると共に未立水地及伐採地に對しては漸次造林を行ふの必要を認め此等に對する應急施設として右要存豫定林野約三百十二萬町步中差當り緊急を要する林野約百三十萬町步に對し大正八年度に於て十箇所、大正九年度に於て九箇所、大正十年度に於て七箇所、大正十二年度に於て三箇所の山林課出張所を特設して其の經營機關と爲し植伐實行に當らしめつゝあり

二 營 林 廠

營林廠は鴨綠、豆滿兩江流域に屬する二百十八萬餘町步の林野を管理經營する特別官廳にして明治四十四年四月統監府時代の創設に係り本廠を新義州に置き伐木、造林、運材、製材、販賣、林産物處分並國有林調査等森林經營に關する一切の業務を掌理し鴨綠江流域に於ては惠山鎮、中江鎮の二箇所に支廠を新步坡鎮、高山鎮の二箇所に出張所を豆滿江流域に於ては茂山、會寧の二箇所に出張所を設け又別に京城龍山に出張所を設置して森林經營を實行せしむ其の所管區域の廣大なるに比し經營機關の充實せざりし爲施業に關する調査周密を缺き又伐木運材等の直營事業も已むなく請負に附し



鴨綠江上流の森林

種別	鴨綠江流域		豆満江流域		合計	
	面積	積材	面積	積材	面積	積材
針葉樹	杉	一八、一六	〇	六、五五	二四、七一	二四、七一
	松	九、四五	〇	一一、七	二一、二二	二一、二二
落葉樹	計	二七、九六	三	一七、二六	四五、二二	四五、二二
	計	二六	三六、四六	一〇	四、四四	四六、九〇
總計	二六	六四、四二	一〇	二四、一七	三六、五九	一〇〇、六一

右主要樹種の大要を擧ぐれば左の如し

一 紅松 テウセンマツ即ち朝鮮五葉松の俗稱にして直徑三尺以上の大材尠からず其の材質は内地産扁柏材と青松材との中間に位し木理直通色澤佳良にして反張伸縮すること比較的少なし加ふるに工作を施し易きを以て各種建築用材家具用材枕木用材等として近來其の需要激増せり

二 杉松 タウヒ、タウシラベ及テウセンハリモミを併せたる俗稱にして略北海道のエゾマツ、ト、ドマツに類似す材質は紅松に比し稍劣るも價格低廉工作容易なるが故に廣く建築用材、函材、木板其他製紙原料、燐寸軸木及包装用經木原料と

して需要多し

三 落葉松 テウセンカラマツの俗稱にして樺太のシコタンマツに類似す樺太産は細丸太を主とし大材尠きも廠材には直徑二尺内外の材稀ならず年輪緻密材質強硬にして且耐久力に富むを以て建築、橋梁、船艦、枕木、電柱等に適す

四 赤柏松 イチキ又アラギの俗稱なり蓄積多からざるも材質の優美なるは古來針葉樹中の王と稱せられ上等の茶粥、机、箱類、火鉢、茶器、杖、箸、櫛等の小細工に用ゐられ又良材は天井板、床柱等に用ひて雅致あり

五 檀木 ヲノフレカンバの俗稱にして材質樑材よりも堅く從來車輛材として需用多く近來は床柱、杖、盆、度量衡器、櫛等各種の新品用途を開きつゝあり

六 其の他の樹種 潤葉樹中マンシウグルミ、エンジュ、ハリギリ、キハダ、ヤチダモ、ニレ、マンシウシナノキ、カバ類、ナラ類、テウセンヤマナラシ、ドロノキ類等種々あるもドロノキ類マンシウシナノキ及テウセンヤマナラシは燐寸軸木材として伐採するの外未だ盛に利用せらるゝの時機に達せず

伐木運材及著筏 鴨綠江流域に在りては威鏡南道甲山、三水、長津の各郡及平安

北海道厚昌、蔭城、江界郡内、豆満江流域に在りては茂山郡内の森林より主としてテウセンカラマツ、テウセンマツ、タウヒ、タウシラベ、テウセンハリモミ等の丸材、角材、電柱、丸太、小丸太及鴨緑江流域よりテウセンヤマナラシ、ドロノキ類シナノキ類を伐採しつゝあり此等の伐採は秋冬の兩期間に於て之を行ひ運材は一部は輕鐵に依り大部は冬季地上の積雪及結氷を利用して牛曳、木馬、修羅等に依りて江岸なる編筏工場に搬出し初夏の解氷を俟つて流下す流筏は通例五月より開始するも六月より九月に至る四箇月の間最も盛にして十月下旬に至りて終了す水流急速にして比較的作業困難なる上流に於ては内地人筏夫を使用し流勢緩にして比較的容易なる下流に於ては主として朝鮮人筏夫を使役し少數の内地人筏夫をして之を指導監督せしめつゝあるも近來内地人筏夫の缺乏に依り多少急流の區域に於ても鮮人筏夫を使用するの必要を生じ之が養成を圖りつゝあり

年 度	伐 木	運 材	著 筏
大 正 九 年 度	三三、八七	三三、八六	三三、九三
同 十 年 度	四二、一〇一	四九、八六	四四、六五
同 十 一 年 度	四七、〇九	四九、九三	三六、〇六

伐木、運材及著筏

年 度	伐 木	運 材	著 筏
大 正 九 年 度	三三、八七	三三、八六	三三、九三
同 十 年 度	四二、一〇一	四九、八六	四四、六五
同 十 一 年 度	四七、〇九	四九、九三	三六、〇六

ハ 標流木整理 明治四十二年三月鴨緑江採木公司与標流木整理方法に關し協定を遂げ朝鮮側に漂著せしものは營林廠に於て支那側に漂著せしものは採木公司に於て整理することゝし更に大正三年中委員を設け整理上同一歩調を取るの協定を遂げ次で大正七年二月豆満江の漂流木整理に就きても亦間島延吉道尹と商議して同一歩調に依ること協定し爾來以上の方法に基き整理し來りたりしも大正七年六月朝鮮水難救護令及附屬法令を改正し鴨緑江豆満江の漂流木に關しては營林廠長其の職務を行ふことゝなれり

漂流木整理表

年 度	繰越 数	拾得 数	拾得漂流 木流失 数	返還 数	廠材受入 数	残 数
大正九年度	100,000 <small>尺</small>	123,300 <small>尺</small>	8,100 <small>尺</small>	48,000 <small>尺</small>	83,500 <small>尺</small>	9,900 <small>尺</small>
同 十年度	99,700 <small>尺</small>	33,600 <small>尺</small>	6,500 <small>尺</small>	8,600 <small>尺</small>	17,700 <small>尺</small>	15,600 <small>尺</small>
同 十一年度	15,600 <small>尺</small>	26,600 <small>尺</small>	8,200 <small>尺</small>	15,200 <small>尺</small>	27,800 <small>尺</small>	11,000 <small>尺</small>

二 製材 製材は第一第二の二工場に於て各種建築用材、函材等を製作し大正六年度に於て製材法に一大改善を加へし以來著しく製材歩留及製材能力を増進し一日の製材力約五百尺縮となれり

年 度	製材 数	製材に要せし資材	歩 留	合
大正九年度	143,315 <small>尺</small>	328,433 <small>尺</small>	43.6%	0.62
同 十年度	159,824 <small>尺</small>	373,666 <small>尺</small>	42.8%	0.59
同 十一年度	181,559 <small>尺</small>	331,439 <small>尺</small>	54.8%	0.57

ホ 販賣 歐洲戦争後一般財界の好況は諸事業の勃興と共に建築界未曾有の活況を呈し加ふるに朝鮮一箇師團増設用材及土木部用材の大部分は廠材を使用せる結果枕木板類其の他木材の需要益増加し廠材の生産力を以て之が需要を満足せしむること能はざるの状況なりしも近時財界不況の影響を受けて其の需要減退せり

ハ 立木拂下 現今に於ける拂下出願の趨勢及之が拂下許可に關しては歐洲戦争後一般に木材の需要著しく増加し従て立木の拂下を出願する者亦頗る増加せり然るに一面廠直營業力、輸送力、勞力等の關係上拂下出願の全部を許可し難き事情あるを以て鮮外は勿論鮮内に於ける需要に對する出願と雖慎重調査の上之が拂下許可を爲爲せりされど近時財界不況の影響を受けて此等の出願漸く減少せり

ト 森林保護 從來派出所員をして本務の傍森林保護に従事せしめたるも其の成績充分ならざるを以て大正九年十月六十箇所の森林保護區を設け營林廠森林主事を配置すると共に司法警察權を附與し専ら森林保護の成績を擧ぐるに努めつゝあり

第九節 林業試驗

朝鮮は大陸の氣候に支配せられ山野荒廢の進度森林植物の種類及分布、林相の行進等内地と著しく其の趣を異にし従て殖林上に試験及調査を要する事項尠からざるを以て本府は大正二年より京城及抱川郡光陵に苗圃を設け専ら朝鮮産主要樹種の養苗に關する研究を行ひ併せて森林植物の調査を施し來りたるも尙ほ林業全般に涉りて研究する能はざりしを以て大正九年より完備せる林業試験場の設立に着手し大正十一年八月京城府外清凉里に本場を創設し造林、保護、利用及施業の各係に分ちて組織的に諸般の調査及試験業務を開始し抱川郡光陵其の他の試験林及支場又は出張所の經營事業を四箇年計畫とし今や着々其の完成の歩を進めつゝあり（既往に於ける調査の結果は樹苗養成指針第一、第二冊として發刊し又森林植物編第一輯乃至第十四輯、金剛山外十數箇所の植物誌其の他朝鮮巨樹名木誌、漢方藥用植物誌等を公にせり）

第十節 重なる當業者と其の施設

一 三井合名會社 同會社の朝鮮に於ける林業經營は大正二年に始まり爾來今日に到



(里涼清郡陽高道畿京) 場 驗 試 業 林 府 督 總 鮮 朝

るまで十ヶ年を閲せり初め黄海道金川郡今川面に事務所を設置せしも大正七年京城に農林事務所を設け京畿道漣川、清平川、汝山（農事）黄海道金郊、海州、慶尙北道尙州、清河、江原道春川、洪川に派出所を設けて直接經營に従ひ其の經營林野總面積六萬二千四百二十五町歩耕地九百六十一町歩に上り京畿六郡、黄海六郡、慶北四郡、江原五郡の四道一十一郡に分布し現在經營林野は國有林貸付地三萬三千九百九十三町歩民有林を買收したるもの二萬八千四百三十二町歩計六萬二千四百二十五町歩にして林野の分布狀況を示せば左の如し

道	國有林貸付地	民有林買收	計
京畿道	1,100,000 町歩	1,100,000 町歩	2,200,000 町歩
慶尙北道	1,100,000 町歩	1,100,000 町歩	2,200,000 町歩
黄海道	1,100,000 町歩	1,100,000 町歩	2,200,000 町歩
江原道	1,100,000 町歩	1,100,000 町歩	2,200,000 町歩
計	4,400,000 町歩	4,400,000 町歩	8,800,000 町歩

年 度	國有林貸付地		民有林買收地		計		植 栽 樹 種
	面 積	本 數	面 積	本 數	面 積	本 數	
大正九年度	五〇三町歩	二、一四一	一七	八	五二〇町歩	二、一四九	カラマツ、アカマツ、クヌギ、アカシヤ、ポプラ
大正十年度	九〇三	三、四八一	一	二	九〇四町歩	三、四八三	カラマツ、アカマツ、クヌギ、カラマツ、アカシヤ
大正十一年度	一、二九九	三、三〇〇	一、六	五	一、三〇五町歩	三、三〇五	カラマツ、アカマツ、クヌギ、カラマツ、アカシヤ
大正十二年度	七二五	一、七二〇	元	八	七三四町歩	一、七二八	カラマツ、アカマツ、クヌギ、アカシヤ

二 住友合資會社 大正六年住友總本店は各道に互りて未處分國有林野の實査を行ひ翌七年春忠南、慶北、平南、江原、咸南及咸北の六道に於て造林の目的を以て拾四萬町歩の國有林野貸付を出願し同八年總本店内に林業課を置きて朝鮮及内地の林業を統轄せしが同十年會社組織に變更の後林業所なる特別機關を大阪に置きて其の業務を繼承し前記出願地の漸次許可せらるゝに従ひ咸鏡南道に於ては大正八年十月咸興邑内に慶尙北道に於ては同年同月盈德郡寧海に江原道に於ては同九年八月伊川郡邑内に咸鏡北道に於ては同十年三月鏡城邑内に平安南道に於ては同十一年二月价川

郡軍隅里に事務所を設け一定の計畫に基き造林事業に着手し更に京城に出張所を置きて殖林經營に従事せり同社經營林野は盡く國有林貸付地にして總面積六萬四千四十二町歩に及へり分布狀況左の如し

事業所名	道		事業所名	道	
	面 積	本 數		面 積	本 數
慶尙北道	一三、一六六町歩	成鏡南道	二五、一二一町歩		
平安南道	一〇、四九七	咸鏡北道	一〇、八九八		
江原道	四、三六〇	計	六四、〇四二		
寧海	五、四町歩	咸興	一〇、五町歩		
隅里	三、〇	鏡城	一、四		
伊川	二、二	計	一九、八		

年 度	新 植		補 植 本 數
	面 積	本 數	
大 正 九 年	700町	1,662千本	1千本
大 正 十 年	1,435	3,868	584
大 正 十 一 年	1,736	3,088	1,000
大 正 十 二 年	1,122	2,645	76

三 株式會社中村組 株式會社中村組は大正五年十月の設立に係り之と同時に營業の一部たる農林業の經營に着手し爾來今日に及び現在經營林野國有林貸付地二萬七千二百六十二町步私有林買收地五千百十九町步計三萬二千三百八十一町步にして其の分布狀況地方別に左の如し

道 名	國有林貸付地	私有林買收地	計
京 畿 道	57町	1町	58町

道 名	國有林貸付地	私有林買收地	計
惠 徳 道	1	3,868	3,868
全 羅 南 道	1	1,555	1,555
平 安 南 道	13,768	3,768	17,536
江 原 道	8,758	8,758	17,516
咸 鏡 北 道	4,633	4,633	9,266
計	27,895	5,119	33,014

造林成績

年 次	植 栽 面 積	植 栽 本 數	補 植
大 正 九 年	1町	633千本	1千本
大 正 十 年	1,435	1,134	4
大 正 十 一 年	1,736	1,405	1,000
大 正 十 二 年	967	1,409	20

四 株式会社大寶農林部 株式会社大寶農林部は明治三十九年九月一日大寶合資會社として創立せられ明治四十一年五月三十一日現組織に改め本社を愛知縣名古屋市東區葵町三十七番地に置いて内地朝鮮臺灣比律賓の各地を事業地とし主として農林業を經營し現在代表社員として大寶彌男一、大寶陣、監査役として大寶正鑒、大寶眞作之に當れり朝鮮に於ける事業は大正二年十二月京畿道坡州郡外二郡の國有山野八百十七町步餘の貸付を受けて其の造林事業經營に着手せるを、初めとなし大正三年九月に於て慶尙南道南海郡に於て國有山野三千五百六十四町步餘大正四年三月に於て江原道平康郡に於て同一千二百九十一町步餘、大正十一年一月に於て同道淮陽郡に於て一千八十三町步餘の貸付を受け着々造林事業を經營して既に京畿道坡州郡外二郡に跨れる貸付造林地は大正十一年七月を以て全部成功の上讓與を許可せられ其他亦兩三年を期して成功を告げんとす總面積地方別分布左の如し

道名	面積	道名	面積
京畿道	七三町	江原道	三、四二町
慶尙南道	三、五六五	計	七、七七一

又大正三年以降大正十年に至る造林成績を検するに京畿道に於て新植四百五十七町步、五十四萬一千本、補植六萬本、慶尙南道に於て新植二千六百九町步、四百八十七萬七千本、補植二十七萬三千本、江原道に於て新植七百三十町步、百八十六萬四千本、補植十三萬八千本に上れり

五 半田農林部 半田善四郎の經營に係り大正八年三月以來主として林業經營の目的を以て同部を京城に置き各種の施設と共に斯業に經驗を有する技術者を採用し國有林野の出願及讓受其他私有林の買受到着手し現に經營せる林野は國有林貸付地二萬二千五百十二町步、私有林買收地二百七町步、合計二萬二千七百十九町步に達し其の地方別分布左の如く

道名	國有林貸付地	私有林買收地	計
京畿道	三、三三七町	三町	三、三三七町
忠清北道	八〇	一	八〇
全羅北道	一、四八五	一	一、四八五

道名	國有林貸付地	私有林買收地	計
全羅南道	五、三〇〇	—	五、三〇〇
慶尙北道	一、七二五	—	一、七二五
慶尙南道	一、七二	—	一、七二
江原道	一、六三〇	—	一、六三〇
黃海道	三、九七一	—	三、九七一
咸鏡南道	二、三〇〇	—	二、三〇〇
計	三三、五三二	三〇	三三、五六二

大正十二年春季迄に於ける總造林面積新植四千四百六十六町歩、七千九百二十三萬九千本、補植三十萬六千本に達せり

六 東洋種苗木株式會社沃川苗圃 同會社の直營に係る忠清北道沃川苗圃は大正六年沃川郡各面長全部を組合員として養苗事業を開始せしも資金其他の關係上一切の事業を大正八年十二月、日鮮殖産株式會社に引續き尋て大正十一年八月本社設立と同時に

に更に之に繼承せしむ從來一般的に需要多き赤松、クロ松、クヌキ苗等を主として養生せしも時運の趨勢に伴ひ需要は益々増加するを以て大正十三年春期には京畿道内に一箇所、黃海道又は平安南道中に一箇所の苗圃を増設し毎年一千万本以上の出苗を生産する豫定なり

事業成績 (生産苗圃)

年度別	樹種	數量	樹種	數量
大正十年	赤松	一、一〇〇、〇〇〇本	赤松 幼苗	一、一〇〇、〇〇〇本
	黒松	一、〇〇〇、〇〇〇	黒松 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
十一年	クヌキ	五、〇〇〇、〇〇〇	クヌキ 幼苗	一、七〇〇、〇〇〇
	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
十二年	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
十三年	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
十四年	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
十五年	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
十六年	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
十七年	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
十八年	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
十九年	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
二十年	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇
	クマギ	一、〇〇〇、〇〇〇	クマギ 幼苗	一、〇〇〇、〇〇〇

年 度	苗 種	播 種 量	幼 苗 移 植 成 苗 原 路 價 格
七 年	黒 松	三 斗	1 本
八 年	同	八 斗	1 本
九 年	同	一 石	本 道 各 郡
十 年	同	一 石 四 斗	同
十 一 年	同	二 石 五 斗	同
十 二 年	同	五 石	同

第十四章 鑛 業

第一節 鑛政の沿革

舊韓國時代に於ては鑛業に關する法規の何等依據すべきものなく鑛業行政亂雜を極めたりしが統監府の設置と共に明治三十九年七月新に鑛業法及砂鑛採取法を制定公布し内地人官吏を聘して局に當らしめ始めて鑛業に關する施設改善の端を開きてより漸く朝鮮に於ける鑛業の基礎を確立するに至り總督府に於いても亦同法を襲用し來たりしも爾來鑛業の發展に伴ひ改正の必要を認め大正四年朝鮮鑛業令を制定し次いで朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を發布し大正五年四月より之を施行して外國人の新に鑛業權を取得するを禁し新發見の重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ鑛業權を物權として不動産に關する規定を準用し鑛業上必要なる土地の使用收用に付土地收用令中の規定を準用する等鑛業權の保障を確實にし以て益鑛業の發達を促進せしめむことを期し其の後更に數次の改正を加へ關係規則を發布せり其の主なるものを擧ぐれば大正

七年十二月金鑛、銀鑛、鐵鑛、砂金及び砂鐵の鑛産税を免除し大正十年十二月鑛區の分合に因る場合を除くの外鑛業權設定の登録ありたる月より起算し三年間の鑛區税を半減し大正十二年一月新に鑛業に關する技術官派遣規則を發布して鑛業技術に關する調査設計又は鑑定の委託に應ずる制度を設けたる等は是れなり

第二節 鑛業の概況及特許鑛山

一 鑛業の概況

鑛業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し爾後年々増加して大正六年中の出願實に六千八百八十九件を數へしも歐洲戰亂後經濟界の變調に伴ひ漸次減少するに至れり最近四箇年間の出願及許可件數左の如し

鑛業出願及許可件數

年	出願件數			許可件數		
	内地人	朝鮮人	合計	内地人	朝鮮人	合計
大正八年	八六	一六	一〇二	三六	一四	五〇
同九年	一〇八	四	一一二	三三	〇	三三
同十年	一、一九	九三	一、一〇二	三六	六〇	九六
同十一年	一六	九七	一一三	一五	五七	七二

大正十一年末現在許可鑛區は左表の如く二千二百五十一にして前年末に比し百二十八を減少せり

鑛種別鑛區數及面積

鑛種	鑛區數	面積	鑛種	鑛區數	面積
金銀鑛	五〇	一、五三、三三三	タングステン鑛	三	七、三〇、四九四
銅鑛	四二	一、四、三九、九二	水鉛鑛	八	九、四、四九九
鉛銀鑛	四	一、五五、九五五	タングステン鑛	二	一、四〇、七一五
水銀鑛	三	五〇、九五五	亞鉛鑛	三	一、〇、四、四七一
亞鉛鑛	八	八八、六〇〇	亞鉛鑛	一	三、九、一、〇〇〇
鐵鑛	二四	八、二〇〇、九〇〇	亞鉛鑛	二	三、九、一、〇〇〇
硫磺鑛	二	一、四、五七	亞鉛鑛	二	四、三、四
備用鑛	三	一、三、八、三三三	炭鑛	五	三、九、六、〇八三
			石鑛	五	八、九、八、九五

鑛種	鑛區數	面積	積	鑛種	鑛區數	面積	積
雲母	一七		四、二八、四八一	砂金	一區		三、八、四六、五七三
石綿	一		四、〇九六	砂鐵	一區		X 八、〇〇、〇〇六
高嶺土	吳		五、七六、五八六	一切の鑛物	四		X 一、六〇、九三、五八〇
硅砂	六		六、七四、四〇六	合計	二、三五二		X 一、五三、三六、一九〇
							X 八、三三、五八六

備考 本表には本府所屬金銀銅鉛亜鉛鑛三件及雲山特許鑛區の一切鑛物一件は鑛區數のみを掲上せりX印は河床の延長に依り許可したるものにして單位を里、丁、間とす次表又同し

前表中大正十一年中に於いて多少に拘はらず鑛物を産出したるものを計上すれば内地人百五十九、朝鮮人三十四、外國人四合計百九十七にして前年に比し六鑛區(三分)を減少せり又總鑛區數に對する稼行鑛區の割合は百分の八強に相當す

鑛種別稼行鑛區數及面積

鑛種	鑛區數	面積	積
金銀鑛	五	三、〇〇五、八四六	四九〇、六四四

鑛種	鑛區數	面積	積
鐵鑛	一		
銅鑛	一		
鉛鑛	二		一、三、四六、八三三
亞鉛鑛	一		一、六、四、一〇三
錫鑛	一		一、三、三、四〇三
雲石	一		X 九、〇〇、〇〇〇
炭	三		X 一、〇〇、〇〇〇
煤	三		X 一、〇〇、〇〇〇
合計	一七		X 五、〇五、〇〇〇

大正十一年中に於ける鑛産物價額は千四百五十萬三千七百八十一圓にして前年に比し百三萬三千四百四十四圓(六分七厘強)を減少せり之を國人別にすれば其の割合内地人七割二分強朝鮮人八厘弱外國人二割七分二厘弱となれり

鑛産額

種別	數量	價額	種別	數量	價額
金	八〇三、二四四	三、二九、〇三二	粗銅	二、九二四	四、四八
砂金	八四、五七	三、一、六三三	高嶺土	三、〇九	四、二六
金銀	二、五四五、三〇	三、〇〇、〇〇〇	砂鐵	六四、八三九、五〇〇	六、三、九〇〇
鐵	一、四九二、一〇七	一、二四九、四八一	鐵鑛	一、八五、五〇〇	一、一、五、三三四
錫	八八、四三三	四、五、〇〇〇	亞鉛	八三、三三	五、〇五五、一三九

砒	三、五〇〇斤	石	一〇、四三三	炭	三、七〇〇
雲	三、三三三斤	合	一八、〇〇〇	計	一四、五〇三、七六一
黒	三、〇〇〇斤		一九、七〇〇		
鉛					

二 特許鑛山

明治二十七八年戦役後諸外國人にして朝鮮半島の利權に注目する者頗に増加し米國人ゼームス・アール・モールスは明治二十九年四月十七日雲山郡一圓に於ける一切の鑛物を採掘するの權利を特許せられたりしが是れ實に外國人の鑛山の採掘權を許可せられたる嚆矢にして在留諸外國使臣をして最惠國條款を名とし時の政府に對し續々其の要求を提起せしむるの俑を作りたるものなり爾來同年咸鏡北道慶源、鏡城鑛山を露國人に三十年江原道金城鑛山を獨逸人に三十一年平安南道殷山鑛山を英國人に三十三年稷山鑛山を日本人に三十四年昌城鑛山を佛國人に三十八年厚昌鑛山を伊太利人に同年遂安鑛山を英國人に明治四十一年甲山鑛山を米國人に各特許したり然れども慶源、鍾城の兩鑛山は事業着手の機に至らずして消滅に歸し金山及殷山鑛山は鑛況不良の爲之を抛棄し稷山鑛山は内外人共同組織の稷山金鑛株式會社に讓渡し同會社は更に鑛業令

に依り鑛業權を取得すると同時に特許權を抛棄し現在存續するものは雲山、遂安、昌城、厚昌、甲山の五鑛山に過ぎず

第三節 鑛床調査と鑛物の調査及試験

一 鑛床調査

鑛床調査は明治四十四年度以降毎年之を施行し從來不明瞭なりし鑛床の性状を概査して其の鑛業的價値を窺知すると共に一面鑛業行政の参考に資し企業家の調査に便するの目的を以て事業開始の初年度には平安北道の北部、平安南道の西半部、黄海道の西部及咸鏡南道の南部を大正元年度には平安北道の南部及西部、平安南道の東半部、及咸鏡南道の中部大正二年度には平安北道の殘部、黄海道の東部、咸鏡南道の北部及咸鏡北道一圓を大正三年度には京畿道及江原道一圓を大正四年度は忠清北道の大部又慶尙北道一圓を大正五年度は忠清北道の殘部、慶尙南道及全羅南道北道一圓の調査を行ふて朝鮮全道の概査を終了し大正六年度には以上の調査後新に發見せられたる重要鑛床に就き補足調査を行ふと共に既往調査の結果につき鑛床調査報告書及鑛床調査要報

を作成刊行し大正七年度に於いては鑛床調査の組織を變更して地質調査所を設置し事業準備に着手すると共に地質鑛床の精査を開始し大正八年度に於いて略其の設備を完了し爾來着々各地の鑛床調査を施行し其の地質圖及報告書を調製しつゝあり而して鑛床調査の結果有望と認め本府に保留したる金鑛及無烟炭地方の内慶尙北道尙州、平安北道義州、咸鏡南道咸興及新興郡に於ける金鑛床の良否多寡を調査し其の經營方法を定めんが爲大正三年度に於いて前記三箇所に本府鑛務課出張所を設けて探鑛を開始し義州區域は大正八年度迄に大體の作業を終了したるを以て大正九年一月限り閉鎖し尙州及新興の二箇所も亦大正十年度迄に大體の探鑛終了したるを以て大正十一年三月末日限り作業を休止せり

二 鑛物の調査及試験

イ 選鑛製鍊試験 選鑛製鍊は鑛業成否の岐るゝ中心作業なるに拘はらず朝鮮に於いては其の施設一般に普及せず姑息幼稚の域を脱せざるもの多し然かも從來之れに對する研究機關の設備なかりしを以て大正十一年度に於いて京城市外漢江々畔鶯梁津に燃料選鑛研究所を新設し朝鮮鑛山に適應せる鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率

を高め又從來遺棄して顧られざりし貧鑛の經濟的處理方法を考究し鑛利の保全、操業の進歩を圖り以て振興發展に資する目的を以て目下其の設備工事進捗中にあり

ロ 石炭調査及試験 燃料動力問題は國民生活及産業開發上極めて重要なる問題なるも從來朝鮮に於いては之に關する研究機關缺如し遺憾尠からざりしを以て大正十一年度に於いて前記選鑛製鍊に關する研究機關と併せ燃料に關する研究機關を設置し先づ石炭の賦存量及鑛床の狀況を明にし石炭の經濟的利用法に付試験研究を施行し以て燃料供給策の樹立に資すると共に燃料給源の開發を圖らむとす

第四節 主要鑛物及其の鑛業

朝鮮に於ける主要鑛物は金、鐵、黑鉛、石炭にして銅、亞鉛、タングステン等之に亞く左に其の產出狀況及鑛業の狀況を略述す

イ 金 金は朝鮮鑛產物の主位を占め其の鑛山の著名なるものは東洋合同鑛業會社（米國會社）に屬する平安北道雲山金山及漢城鑛業會社（米國會社）の經營に係る黃海道遂安鑛山にして此の兩鑛山の產額は朝鮮產金額の主要部分を占む之に次げるは稜

山金鑛、昌城佛國人金鑛(佛國人所屬)久原統營鑛山、谷口栗浦金山、日置鑛山等にして各相當の規模を有する主要鑛山たり其の他驪州、林川、龍城、九峯山、高靈、鳳、順天、光陽、新府面、吉祥、郭山、畫巖等有望の金山尠からず順安及稷山は主要なる砂金地にして共に機械操業の準備として試錐調査を終り稷山金鑛は大正六年末砂金浚渫機操業を開始し成績頗る良好なり以上の外有望の鑛山尠からざりしも歐洲戰亂後物價勞銀昇騰して著く生産費の増加を來したる爲或は休鑛の已むなきに至り久しく不振の状況にありしも近時物價勞銀の低落に伴ひ小規模金鑛業も收支漸々相償ふに至り新に事業に着手するもの若は設備の擴張を行ふものありて金鑛業復活の曙光を見んとせり

口鐵 朝鮮は鐵鑛に富み褐鐵鑛の産出最多く黃州及黑橋驛附近より西兼二浦に至る間及平安南道价川郡に發見せらるゝもの其の他載寧、殷栗の鐵山は皆此種に屬す之に亞けるは赤鐵鑛にして安岳鐵山即ち是なり磁鐵鑛も亦各所に發見せられざるにあらざるも採鑛未だ盛ならず各地の鑛山中其の産出最多きは載寧、殷栗の二鑛山にして共に黃海道に在り該山は舊韓國政府の經營に係り明治四十一年より採掘を開始し同

四十三年一月農商務省の所屬に移れり其の他朝鮮鐵山株式會社所屬安岳鐵山、株式會社日本製鋼所々屬价川鐵山、三菱製鐵株式會社所屬銀山面、載寧、兼二浦各鐵山利原鐵山株式會社所屬利原鐵山等亦相當の産額を有し三陟、江陵、端川、茂山地方に於いても亦鐵鑛床の發見せられたるものあり此等の鑛石は主として内地製鐵業者に供給せらるゝの外一部は三菱兼二浦製鐵所及本溪湖煤鐵公司に給鑛し來りしも歐洲戰役後市價の暴落に因る製鐵事業の縮少に伴ひ需要減退し各鐵山共に事業を縮少し其の産額減少せり

元來朝鮮の製鐵事業は從來極めて幼稚なる舊式操業方法に依りて少量の銑鐵を製造し日用鐵器の製作に供するに過ぎざりしも大正三年四月三菱合資會社は黃海道兼二浦に製鐵所の創立を企て尋で大正六年十月三菱製鐵株式會社の創立を見一切の事業を繼承し爾來銳意工事の完成を圖りたる結果大正七年九月製銑爐を完成して事業を開始し大正八年四月平爐の作業を開始し同六月大型及厚板の製品を見るに至り朝鮮鑛業界に一大異彩を放つに至れり同所は製銑、製鋼、鋼材、骸炭工場及動力設備等を有し製銑には一箇年公稱五萬噸の能力を有する製銑爐二基を備へ製鋼設備には一

装入五十噸の平爐三基ありて一箇年生産能力約十二萬噸を有し鋼材設備としては造塊工場、分解工場、大型工場、厚板工場等あり骸炭設備年額十二萬噸の生産能力、動力設備二萬五千三百十四馬力にして大正十一年中の生産高鉄鐵八萬三千二百二十一佛噸に達せり軟鋼は斯業不振の影響を受け同年中八千三百八十八佛噸を生産したるのみにして五月以降製鋼作業は一時休止するに至りたり

ハ石炭 無烟炭は朝鮮に於ける特有鑛産物の一に屬す平壤無烟炭田は明治四十年以降官營となり平壤鑛業所を設置して採炭事業に従事せしか大正十一年四月一日同所の施設一切及炭田の一部を海軍省に移管し爾來同省に於て海軍燃料廠平壤鑛業部を設置して其の作業を繼續せり同炭田は鑛量頗る豊饒にして品質亦優良に其の百分中に於ける主成分は揮發分七乃至二〇、固定炭素七〇乃至九〇、灰分四乃至十五にして硫黄を含むこと甚だ尠く採掘炭は平南線に依り鎮南浦を経て内地に積出し其の大部分は徳山海軍燃料廠に供給し一部は煉炭は民間に供給せらるゝ煉炭原料に消費せられ其の品質優良にして需要漸増の傾向あり其の他近年鑛床調査の結果平安南道价川順川、徳川、孟山及江原道三陟の諸郡に於いても亦無煙炭の布衍せらるゝを發見し

其の品質番に平壤無煙炭に劣らざるのみならず却て之に比して堅硬の塊炭なるを認めたり

褐炭は質優良ならざるも其の分布甚だ廣く平安南道安州炭田、慶尙北道長鬐炭田、咸鏡南道咸興炭田、及咸鏡北道鏡城炭田、會寧炭田、吉州明川炭田等を主要産地となし其の他東海岸及豆滿江沿岸に沿ひ炭田の散在するもの尠からず

二黒鉛 鱗狀及土狀の二種あり鱗狀黒鉛は平安北道、咸鏡北道を土狀黒鉛は慶尙北道咸鏡南道を主要産となし品質共に良好なり鱗狀黒鉛の需要は殆ど内地に限られ特に歐洲戰時中錫蘭産品の輸入自由ならざりし當時に於ては内地の需要一に朝鮮産に依らざるべからざる状態となり爲に市價の昂騰を來し未曾有の盛況を呈せしも戰後需要減退し且輓近日印爲替相場の關係上錫蘭産品の輸入激増せる爲遂に其の壓迫を蒙り悲況に沈淪するに至り今尙回復の曙光を見る能はず之に反して土狀黒鉛は戰前に於いて内地の需要極めて僅少なりしが爲主として販路を海外に求めたるも戰後内地の需要を増し大正九年度に於ては海外輸出と相俟て稍盛況を呈したりしも大正十年に入り海外市場の不振と内地に於ける生産過剰とに因りて悲境に陥るに至れりさ

れど最近滯貨の漸く消化せらるゝに伴れ市況回復の機運に向ひつゝあり
ホ銅 己知の銅鑛を擧ぐれば咸鏡南道の甲山、慶尙南道の昌原、平安北道の厚昌等
 なりとす甲山銅山は初め米國人特許を得明治四十三年以降引續き探鑛し大正五年五
 月久原鑛業株式會社の經營に移り一時盛況を極めしも戰後銅價暴落の爲大正十年六
 月限一時休業するに至れり

へ**亞鉛** 亞鉛鑛床は銀鉛と共產するを常態と爲すを以て從來銀鉛鑛と認められ其の
 發見は實に近年の事に屬せり平安北道寧邊郡蘇民洞咸鏡南道端川郡檢徳に於ける鑛
 床は其の主要なるものにして共に往古銀鉛山として稼行し共生せる多量の亞鉛鑛は
 遺棄せられたり前者は一時藤田鑛業株式會社に於て之を採掘し後者は探鑛中に屬せ
 しも現時二鑛山共に休鑛せり其の他黃海道載寧郡龍山面蒼川里及瑞興郡内徳面勺詩
 里等に於ける鑛床亦望を屬せらる
トタングステン 歐洲戰爭勃發後軍事上の必要に促されタングステンの需要増加
 したるを以て之が發見採掘に従事するもの多く一時盛況を極めたるも大正七年下半
 期以降市價低落し加ふるに需要者著しく減少したる爲一般に事業を緊縮して休山廢

鑛するもの續出し大正八年末に於いては全部休止するに至れり既知鑛床中江原道金
 剛山附近忠清北道忠州郡及忠清南道靑陽郡に存するものは其の主要なるものにして
 其の他諸所に發見せられたるもの亦尠からず
チ金銀銅亞鉛の混合鑛 此の種鑛床も亦昔時銀鉛として稼行せられたるものにして
 朝鮮内各地方殊に南鮮地方に多く賦存し鎮南浦製鍊所の開設せらるゝに及び漸次其
 の開發を見るに至りしも近時一般鑛業の不振と共に採掘稀なるに至れり

鑛産物一覽表

京 畿 道	金、銀、銅、鉛、亞鉛、鐵、硫化鐵、タングステン、水鉛、黒鉛、石炭、石棉、砂金
忠 清 北 道	金、銀、銅、鉛、亞鉛、鐵、タングステン、黒鉛、石炭、砂金
忠 清 南 道	金、銀、銅、鉛、錫、鐵、タングステン、水鉛、黒鉛、石炭、雲母、石棉、珪砂、砂金
全 羅 北 道	金、銀、銅、鉛、亞鉛、水鉛、黒鉛、珪砂、砂金
全 羅 南 道	金、銀、銅、鉛、亞鉛、鐵、水鉛、黒鉛、石炭、高嶺土、珪砂、砂金
慶 尙 北 道	金、銀、銅、鉛、蒼鉛、亞鉛、鐵、硫化鐵、タングステン、水鉛、鐵、黒鉛、高嶺土、珪砂、砂金
慶 尙 南 道	金、銀、銅、鉛、蒼鉛、亞鉛、鐵、硫化鐵、滿偉、黒鉛、石炭、高嶺土、珪砂、砂金
黃 海 道	金、銀、銅、鉛、水鉛、亞鉛、鐵、タングステン、黒鉛、石炭、雲母、高嶺土、珪砂、砂金

平安南道	金、銀、銅、鉛、安質母尾、水銀、亞鉛、鐵、瀧備、黒鉛、石炭、雲母、砂金
平安北道	金、銀、銅、鉛、亞鉛、鐵、タンクステン、硫、磷、黒鉛、石炭、雲母、砂金
江原道	金、銀、銅、鉛、亞鉛、鐵、硫化鐵、瀧備、タンクステン、水鉛、黒鉛、石炭、石綿、高嶺土、砂金
咸鏡南道	金、銀、銅、鉛、亞鉛、鐵、黒鉛、石炭、雲母、高嶺土、珪砂、砂金
咸鏡北道	金、銀、銅、鉛、亞鉛、鐵、水鉛、黒鉛、石炭、雲母、高嶺土、砂金

備考 水表鑛産物の種類は大正十年末現在許可鑛區の鑛種名に依る

第五節 重なる當業者と其の施設

一 東洋合同鑛業會社 同社は明治二十八年米國人ゼームス・アール・モーリスが韓國政府より平安北道雲山郡北鎮面に於ける金及其の他一切の鑛物の採掘特許を得翌二十九年東洋合同鑛業會社を組織して事業に着手したるものにして鑛業事務所を同地大岩洞に置き朝鮮に於ける金屬鑛山中最も完備の採鑛製鍊設備を有し大岩洞及橋洞に製鍊場を置き雲山面立石上洞に鷲峯水力發電所及橋洞並に大岩洞には火力發電設備を有せり現在大岩、橋洞、鎮後、東谷、西月隱の各所に採鑛して大正十一年中の

採鑛高二十萬六千六百八十八噸に達し鑛石は坑内にて手選を施し之を大岩及橋洞製鍊場に送りて搗鑛し鑛尾は橋洞青化製鍊場に於て處理せり大正十一年中の搗鑛及青化製鍊成績左の如し

イ 搗 鑛 場		採收地金銀價額		コンセントレート	
搗鑛場	搗鑛棒數	處理鑛石	價額	價額	價額
大岩洞	60	3,342.75噸	319,075円	3,342.75噸	8,761.75噸
橋洞	60	1,114.14噸	115,600円	1,114.14噸	1,516.90噸
計	120	4,456.89噸	434,675円	4,456.89噸	10,278.65噸

ロ 青化製鍊場			
製鍊場	處理コンセントレート	青化採收地金銀價額	收 金 率
橋洞	3,342.75噸	505,913円	82.1%

尙同社職員は大部分米國人にして少數の日、英、諾、瑞國人あり鑛夫は朝鮮人を主とし少數の支那人を使役す大正十一年末現在鑛夫二千四百四十七人を算す

二栗浦金山 本金山は大正四年五月林洪錫なるもの黃海道延白郡海月面に於て金の採掘權を得て採掘に着手せしも坑内湧水甚しく事業困難なりしが大正六年一月現鑛業權者谷口與四郎之を讓受け爾來動力設備を完成し銳意排水に努め坑内を改修し製鍊設備を擴張して事業漸く發展の緒に就き以て今日に至り朝鮮に於ける個人經營金鑛中採鍊製鍊設備最も完備せるものと稱せられ二個の製鍊場を設け四百五十封度乃至千五十封度搗鑛機四十二本及青化製鍊場を有し動力設備としては吸入瓦斯發動機、三相交流發電機各四基を備ふ大正十一年中の採鍊高は六萬五千八百九十餘噸にして

青金採收量八十六貫六百匁、年末現在鑛夫は二百三十餘人なり
 三兼二浦製鐵所 大正二年資本金三千萬圓を以て設立せられたる三菱製鐵株式會社の經營に係り黃海道黃州郡兼二浦面に在り大正三年四月本所の建設工事に着手し爾來銳意工事の進捗を計り大正七年六月第一熔鑛爐の火入式を行ひ同年九月に第二熔鑛爐の作業を開始し製鋼工場は大正八年三月平爐第一基同四月平爐第二基同五、六月



所 鐵 製 浦 二 兼

中分塊ロール、大型ロール及原板ロール等の操業を開始し成績頗る良好なりしも歐
 洲戦争後一般鑛業界の沈衰に伴ひ大正十一年五月以降一時製鋼作業を休止し現在は
 製鉄、骸炭、製鋼工場を主とし鑛滓セメント、耐火煉瓦、煉炭等の副産物を製造す、
 此等各工場に於ける大正十一年中の生産額は總價額千百餘萬圓に上り之を細則すれ
 ば左の如し

副産物		鉄	鋼
骸炭	九五、七三	二、九百	10,000
硫酸	一、三六	鋼	
硫酸アンモニア	一、三五	コイル	
ビツチ	三、二二	滓煉瓦	
タール	一、二三	耐火煉瓦	
ナフサリン	一、九六	高爐セメント	
		鑛滓	
		總	

尙同所に於ける原料鐵鑛は内地、支那及鮮内鐵山より買鑛するもの、外同社所屬載寧面、銀山面、兼二浦の各鐵山より給鑛せらる此等は何れも黃海道載寧郡及黃州郡に在りて鐵道及載寧江の舟楫を利用し運搬至便に大正十一年の産額は約五萬噸に達せり

四安岳鐵山 同山は明治四十年麻生音波なるもの黃海道安岳郡龍門面に於て鐵鑛の採掘許可を得稼行に着手したるに始まり爾來漸次事業を擴張し大正二年麻生鑛業合資會社を組織して同社の經營に移し更に大正八年朝鮮鐵山株式會社成立するに及び大正九年三月合資會社を合併解散し黃州鐵山等と共に其社の經營に移せり鐵鑛は赤鐵鑛にして開鑛以來主として八幡製鐵所に給鑛し兼二浦製鐵所成立と共に同所にも賣鑛し歐洲戰爭當時に於いては一日約三百噸を採鑛するの盛況を呈したりしも鐵價暴落後需要減退し現今に於いては一日約百三十噸を採掘するに過ぎず大正十一年中の採鑛高三萬七千餘噸にして同年末現在鑛夫四百三十餘人なり

五江西炭鑛 同炭鑛は大正二年六月加藤藤太郎なるもの平安南道江西郡東津面に於て無烟炭採掘の許可を得探鑛に着手せるも未だ稼行に至らざりしが大正六年三月朝鮮

無烟炭株式會社の成立と共に其の經營に移し爾後探鑛及採炭作業を開始し漸次發展して今日に至り現在長山里及龍井里二坑の採炭に従ひ九哩餘の私設輕便鐵道を有して事業地より平南線岐陽驛に連絡し同驛に積込棧橋を設置し毎日數回貨車を運轉して運炭に便せり産出炭は鮮内販路の徳山海軍燃料廠及京阪地方に移出せられ無煙炭の使用普及に伴れ漸次販路擴張されつゝあり同炭鑛は又曾て無煙炭を原料とする煉炭の製造を企畫し大正七年岐陽驛前に卵型煉炭一箇年製造能力一萬噸の煉炭工場を設置し作業を開始したるも大正十年以降其の成績に鑑みて作業を休止せり大正十一年中の産炭額三萬五千七百餘噸同年末現在鑛夫四百九十餘人なり

六安州炭鑛 同炭鑛は褐炭鑛にして明治鑛業株式會社の經營に依り平安南道安州郡立石面に在り明治四十四年二月松井きよの許可せられたる鑛業を得翌大正元年八月同社に移轉して探鑛及採炭作業を開始し爾來漸次發展し今日に於ては朝鮮民間炭鑛中最も優越なる設備を有し炭質又稍好良にして漸次需要を増加し平壤、鎮南浦、京城等朝鮮主要市場に販路を有せり大正十一年中の産炭額約四萬噸同年末現在鑛夫六百五十餘人なり

七咸興炭礦 同鑛は褐炭にして帝國炭業株式會社の經營に係り咸鏡南道新興郡加平面に在り往時朝鮮人露頭部分の採炭を行ひたることあり其後明治三十九年韓國鑛業法發布と同時に日韓人共同許可を得て試掘に従事したるも幾ならずして放棄せられ明治四十四年五月神林啓太郎外二名新に許可を得翌四十五年二月咸興炭礦株式會社を設立して之を經營し大正六年名稱を咸興炭礦鐵道株式會社と改め會社資本金を増資して事業漸く緒に就たりしが大正十年十二月同社は帝國炭業株式會社に合併せられて解散し爾來其の經營に移り資金の充實と共に一面朝鮮森林鐵道の起工に促され(森林鐵道は咸興を基點とし大正十二年九月中には本炭礦迄開通)諸般設備の擴張に着手せり大正十一年中は主として擴張工事に努め僅に一萬餘噸を出炭するに過ぎざりしも工事竣成の曉は産炭の激増を見るに至るべし

第十五章 水産業

第一節 水産業の概況

朝鮮は本土及島嶼を合せ海岸線の延長四千三百餘里に達し地勢、氣候及潮流等の關係上水産物頗る豊饒にして有利の漁場に乏しからざるも古來漁政に關する基礎極めて薄弱にして營業の安固充分ならざりしのみならず漁業改善の奨勵行はれず漁民も亦漁具漁法の改良を講ずることなく極めて舊式の漁業を營むに過ぎざりき併合以來當局官廳に於て銳意斯業の發達を圖り之が保護取締を周密にし且つ年年相當の經費を投して其の進歩を助長奨勵し各種の調査及試験を行ひ其の結果を公表し優良なる漁民の養成及指導に努めて斯業に關する傳習講習等を行其の他有望なる事業に對しては金を補助貸與して其の發達を助長し漁港及避難港の修築の爲年々工費の一部を補助し水産組合、漁業組合の發達を圖り製品の改良漁村の振興を期し輸移出水産製品の検査を行ひて其の改良統一を圖る等各種の施設を講じたる結果漸次發達の域に進み大正

十一年に於ては水産業者（漁業、養殖、製造）九萬八千二百二十戸、四十二萬百三十四人其の漁獲高四千七百五十三萬六千餘圓、製造高二千六百四十二萬五千餘圓に上り之を十年前の大正二年に於ける六萬八千八百十八戸、二十六萬三千三百四十四人、漁獲高千百五十一萬二千圓、製造高五百四十三萬圓餘に比すれば戸數に於て四割四人口に於て六割の増加を示し漁獲高に於て四倍一三製造高に於て四倍八七に達せり今漁獲高の順序に従ひ百萬圓以上の産額を有するものを擧ぐれば鯖六百二萬圓、鰻四百七十四萬圓、明太魚三百九十六萬圓、石首魚三百二萬圓、鱈二百八十六萬圓、鰯二百四十七萬圓、鯛二百四萬圓、鱈百九十二萬圓、大刀魚百四十五萬圓、鰈百三十四萬圓、海苔百七萬圓、蝦百三萬圓にして百萬圓未滿五十萬圓以上の産額を有するものは海蘢、鱈、和布、鯨、鰯、鱈、鰯、鱈、鰯、鰯、海鼠の十種となす此等重要水族の分布は其の種類に依り回游棲息の狀態一ならずも雖大體鯖及鰻は慶尙南北道の沿岸を主産地とし全南、江原、咸鏡南北道之に亞き、明太魚は咸鏡南北道及江原道、石首魚は西海岸一圓に産し鱈、鯛、鰯は全沿岸に産するも主産地を西海岸とし、鰯は慶尙北道迎日灣を主要漁場として江原道咸鏡南北道等に産し鱈は全沿岸に産し殊に慶尙南北道及咸鏡南北道に最

も多く太刀魚、鱈は西南海岸に多産し鰈は慶尙南北道を主産地とし全沿岸、海苔及海蘢は全羅南道に最も多く慶尙南道、黃海道等之に亞き蝦は全羅を初め西海岸一帯に産し鱈及鰯、鰯は南海岸和布は東海岸及南海岸、鯨は全羅南道、慶尙南北道、黃海道、江原道、咸鏡北道の各道、鰯は東海岸を主とし南海岸、海鼠は慶尙南北道及咸鏡南道等に産す

水産製造物中五十萬圓以上の産額を有するものは素乾明太魚、鹽乾石首魚、開鱈、煮乾鰻、海蔘、鹽藏鯖、鹽藏石首魚、鹽藏太刀魚、鹽藏鱈、和布、海蘢、海苔にして以上製造業の盛衰は主として各地に於ける漁獲の状況と相伴ひ又輸移向製品に在りては仕向地の需給状況に因り製品の種類に多少の變化を生ずることなきにあらざるも大體に於て主要生産地及製造の狀態例年著しき異動なし

第二節 漁業處分

現行漁業令は明治四十四年の制定に係り漁業を分ちて免許漁業、許可漁業、届出漁業の三種と爲す免許漁業は一定の水面に漁具を建設又は敷設し一定の期間之を定置する

もの、一定の水面を區畫して養殖を爲すもの、海濱一定の場所に於て一定の漁期間繰り返し漁網を曳寄するもの、一定の水面に於て一定の期間繰返し漁網を建設又は敷設するもの、一定の水面に漁類を集合せしむる設備を爲すもの及水面を専用するもの、六種となし免許を受けたる者は漁場及保護區内に於て他人を排斥して漁業を營むことを得許可漁業は捕鯨業「トロール」漁業、潛水器漁業鯨族以外の海獸漁業其の他合計十種類の漁業にして漁業の種類に従ひ或は朝鮮總督に於て或は道知事に於て之を許否す本漁業の許可は水産動植物の蕃殖保護及漁業取締を目的とするものにして免許漁業と異り漁業権を有せず届出漁業は前二種の漁業に屬せざる一般の漁業にして單に届出をなし鑑札の下附を受く漁業の出願其の他の手續を爲す者は府令の規定に依り一定の手数料の納付を要し且漁業者は地方費として漁業税を賦課せらる大正十一年末に於ける處分件数は免許七百二十三件許可九千九百九十三件届出一萬三千二百六十八件なり

第三節 水産業の保護獎勵

イ水産物の保護

水産物保護の爲一定の漁業に對する許可は勿論漁具漁法を制限し

濫漁を嚴禁し又漁場漁期並採捕物の體長に一定の制限を加へ捕鯨業の如きは其の船數並漁期を潛水器漁業の如きは使用の區域並其の臺數を制限し有毒物爆發物の使用は絶對に之を禁止せり又其の限地的のものに對しては各道特殊の漁業取締規則を設けて永遠の漁利を圖れり

ロ漁業に關する組合

從來朝鮮水産組合は全鮮を一區として内鮮漁業者を以て組織し水産業の改良發達に關する諸般の施設を爲し來りしも法律上の保護に乏く爲其の基礎薄弱にして事業の遂行困難なるを以て内地水産會法に準し大正十二年一月制令第一號を以て朝鮮水産會令を發布し同年四月一日より實施せり朝鮮水産會は道水産會と之が聯合組織に依る朝鮮水産會との二階級に區分せられ從來の朝鮮水産組合各道支部は之を道水産會とし本部は之を朝鮮水産會とし總べて從來施行せる組合の事業を繼承するの外新に時勢の要求に應ずる施設を爲し一面水産行政の補助機關たる使命を完ふせんことを期せり大正十二年度の事業としては道水産會に於ては水難救済、醫療、施業、漁村調査、水産業の指導講要講話、朝鮮水産會に在りては會報の發刊、水難救済、水産共進會の開催水産業の指導獎勵等其の主たるものにして本府は之に對して年

額三萬圓の補助を與ふ漁業組合は一定の地區内に居住する漁業者が漁業權を取得し又は其の貸付を受くる組合員の漁業に關する共同の施設を爲すを目的として設定したるものにして大正十一年末に於ては百十九組合あり抑々漁村の堅實なる發達は漁業組合の振興に待つ所尠からず然るに現時の状態は其の普及全からざるのみならず既設組合にして經費に乏しく理事者に其の人を得る能はざる等の關係に依り未だ充分に其の機能發揮する能はざる状態に在るもの多きを以て大正十一年度から國費補助の計畫を樹て既設組合に對しては理事者給料補助として一箇年五百四十圓宛三箇年間、新設の場合に設立費として一組合五百圓の外既設組合に準し理事者給料を補助することとし地方費に於ても亦相當補助の途を開き之が普及發達に努めつゝあり此等の補助額は大正十一年度に於て國費二萬四千七百八十圓地方費一萬三千圓大正十二年度に於て國費二萬六千四百六十圓地方費九千八百圓に上れり

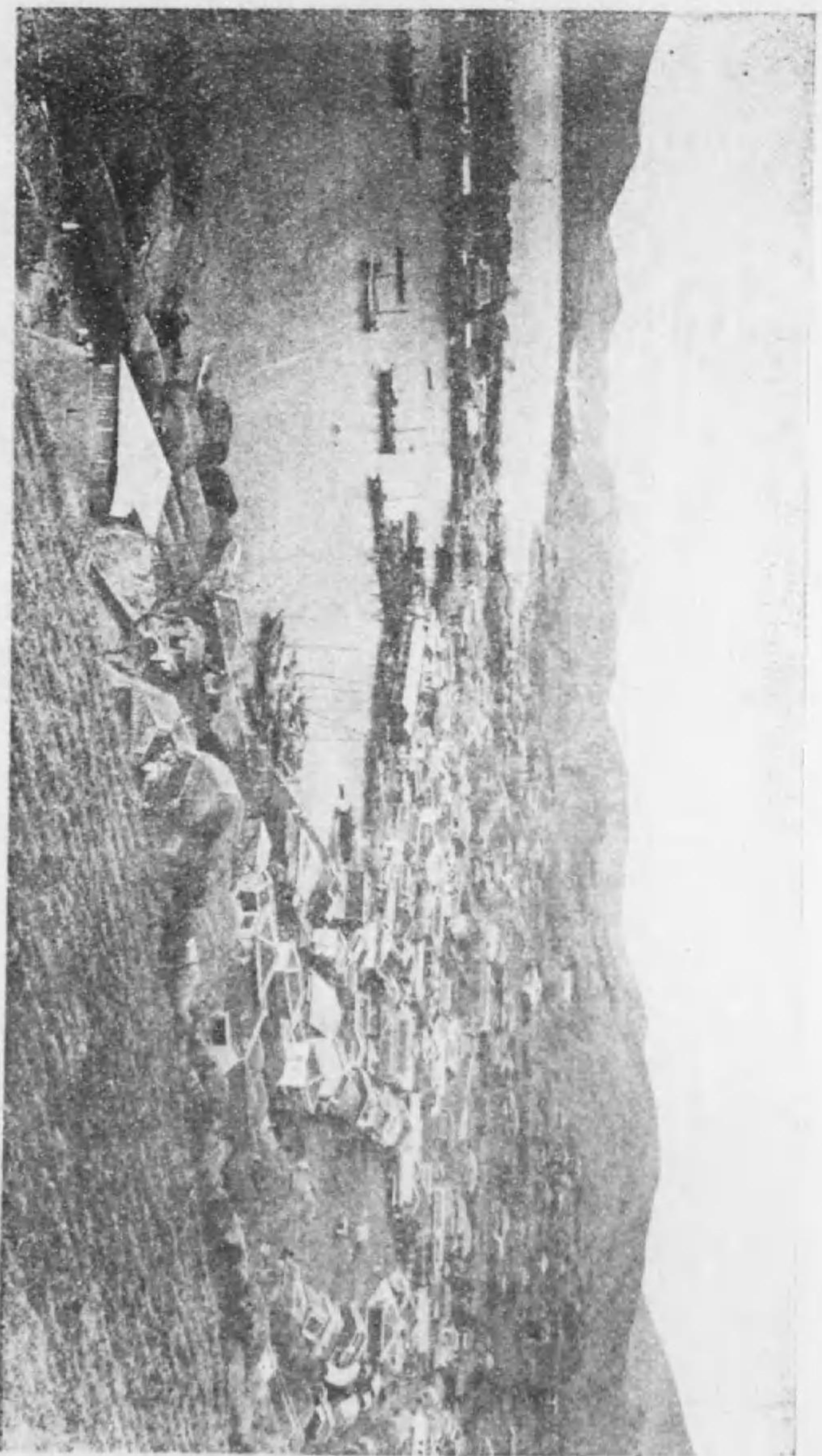
ハ漁業の指導獎勵 漁業者に對する直接の指導獎勵は主として地方廳をして之れに當らしめ地方廳は地方費又は臨時恩賜金を以て漁撈、製造、養殖に關する各種試験及

勸習、漁具、漁船の配付、貸付又は其の購入費の補助、漁業資金貸付、製造養殖業の指導補助、水産講話等の施設をなし傍ら漁業者の副業又は勤儉貯蓄を獎勵し一面内地人漁業者の移住を獎勵する等銳意斯業の發展を期せり大正十二年度に於ける各道事業費の總額は地方費豫算額(授産費を合せ)七十四萬五千圓を算す

ニ漁業避難港修築補助 朝鮮の沿岸には大小の港灣三百有餘あり漁民は常に漁港として使用しつゝあるも多くは天然に放任し何等人工を加へて風浪を屏遮すべき防波堤等の設備を爲したるものなく一朝天候の險惡に際し風波の激動を生ずる時は寄港の便宜を失ふの虞多きを以て總督府は漸次港灣の調査を遂げ年々若干の金額を補助して之が修築を企てつゝあり大正十一年迄に完成せる漁港は忠清南道於青島外九箇所にして其の工費二十八萬二千八百圓内國庫補助額十五萬八千四百圓を算し大正十二年度に於ては前年度より繼續の九龍浦漁港及新に注文津、方魚津の修築を行ふ爲十萬五千圓の補助金を計上せり

ホ水産製品検査 朝鮮に於ける水産製造品の産額増加するに伴ひ輸移出額亦累年其の數量を増加し大正十年に在りては産額二千六百四十二萬五千圓に對し輸移出額約千

八十八萬圓に達するに至れり然れども製品の改良及統一に關しては尙ほ遺憾の點尠からず殊に近來製品量目の増加を圖らむか爲不正の手段を爲すの弊を生し又朝鮮に於ける水産製造業は多くは其の規模小にして製品區々に涉り其の統一を缺き大口の取引に適せず現に外國に輸出するものと雖多くは一旦内地に移出し更に内地商人の手に依りて輸出せらるゝを以て此等の弊害を矯正せむが爲大正七年五月總督府令第五十四號を以て水産製品検査規則を發布し同年七月一日より之を實施し且其の多くは一旦内地に移出せらるゝが故に之が取締及検査は内地と同一方針を採り朝鮮に於て検査に合格したるものは内地に於て再検査を行はざるとなし其の検査品目及検査標等に關しては努めて内地と同一の步調に出づることとし農商務省と協定を遂げ検査は輸出取締の關係上各税關をして之を行はしめ税關の設置なき地に在りては製品の輸移出盛なる箇所に検査所を設置し或は必要に應じ一定の期間臨時検査所を開設することとせり現在検査所は仁川、元山、釜山、鎮南浦、清津、新義州、木浦、甘浦、麗水、統營、濟州、注文津、長箭の十三箇所の常設検査所と鬱陵島、城津、雄基の三箇所の臨時検査所にして検査員は検査の傍ら地方製造地に出張し製品の改良指導に従事せり検査成績



統營市街

は施行後日淺きに拘らず頗る良好の結果を奏し漸次製品の向上取引の改善と共に價格の昂騰を見るに至れり

第四節 水産試験及調査

水産物の種類分布の狀態及習性等を調査して有望なる水族に對する漁法漁獲物の處理及蕃殖保護の方法を研究し遺利の開發と斯業の發達に資する目的を以て大正元年度以降九年度迄水産調査及各種試験を行ひ相當の成績を收めたるも該調査は僅少なる臨時職員を以て之を行ひたるに過ぎずして其の事項の多くは内地の模倣に止まり姑息たるを免れず更に學術的基礎の上に立ち徹底的に試験調査を行ひ斯業の發展を期するには勢ひ獨立せる試験機關を設置するの必要あるを以て大正九年度以降三箇年計畫に依り釜山牧の島に國費に依る水産試験場を設置し大正十一年度を以て其の設備の完成を告げ着々豫期の事業を遂行しつゝあり其の試験調査事項左の如し

一 漁撈部

漁業試験 朝鮮漁業の大宗たる鱈漁業、東海岸に於ける明太漁業、西海岸に

於ける石首魚漁業は今後益々改善發達の餘地あり前途頗る有望なるを以て漁場の擴張、漁期の延長、漁具漁法に關して目下調査試験中に屬す

漁船試験 漁船の改良を行ふ爲主として朝鮮型漁船に關して其の實態を研究し實際に適應したる適種漁具の完成を期せしむとし目下其の調査中に在り

漁場調査 從來漁場の水利、生物の分布、洞游等に關して徹底的に調査せられたるもの尠く爲に既知漁場の整理改善を圖り或は新漁場の開拓を爲さむとする場合に於て不便尠からざるを以て部分的に或る特定漁業試験に依り此等の調査を行ふ外更に一般的に全鮮に亘り漁場として成立し得べき見込ある海岸に於て其の位置、廣袤、水深、底質、海潮流温度、鹹度風力、風向等各種現象を觀測すると共に漁具を使用して漁獲する重要水族の分布洞游の状態を知り之を圖上に記録して漁場の状態を明瞭ならしめ精密なる漁場海圖を作製し以て適確なる指針ならしむるの目的を以て現に調査中に屬す

二製 造 部

鮮魚冷却貯藏試験 鮮魚を凍結して貯藏運搬上最も經濟的に最も簡便に而かも肉の

組織及食味に變化なからしめ以て漁業者收利の増加と價額の調節需給の圓滿を圖らむ爲め目下之れに關する各種の事項に付試験中に屬す

魚類内臟利用試験 魚類内臟利用に關しては現時僅かに肝油等を製するに過ぎずして其の他は何れも肥料等に供するに止まり製品としての價値あるもの稀なり之が利用の途を講ずるは啻に水産經濟の増進上必要なるのみならず一般社會を利する所大なるべきを以て先づ漁獲の大量生産ある鯖、鱈、明太魚、石首魚等に就き之が内臟利用の試験中に屬す

三養 殖 部

重要魚族生活史の研究 生物學的に魚群の去來集散の狀況を推知し以て漁業の安固を圖らむとし目下慶尙北道近海の鯨に就き之が試験中に屬す

池沼堤堰利用養殖試験 朝鮮は到る所沼池堤堰多く之が利用上養殖適種を選定し施設奨勵の基礎たらしむるは最も緊要なる事業たるを以てカムルチー、鰻、公魚ソカリ等に就き試験を行はんとし目下カムルチー、鰻に就き基礎調査を行ひつゝあり

干潟利用養殖試験 朝鮮西海岸に於ける干潟地及淺海は頗る廣大なるを以て之が利用養殖の振興に資せむが爲め牡蠣及海苔の養殖法を講究し併せて其の地域擴張等試験中に屬す

四海洋調査部

朝鮮近海の海象を調査し水理及生物學的方面より海流、潮流、水質浮游、生物等漁業の基本となるべき事項に付研究を遂げ漁業の確實を期せむが爲從來總督府に於て行ひたる事業を繼承し大正十一年度に於ては左の通施行せり

海洋横斷觀測 調査船鸚丸を以て巨濟島近海、對島、釜山間、對島海峽西水道横斷觀測を行へり
實地觀測 朝鮮全海岸の調査に資せむ爲各燈臺及水産製品検査所に囑託して施行せり

以上の各種試験調査は開始以來日尙淺く之が成績は未だ發表するに至らずと雖大體に

於て何れも良好なる結果を齎しつゝあり之が完成の曉は朝鮮に於ける漁業上の一大考となりて其の發達に資する所大なるべし

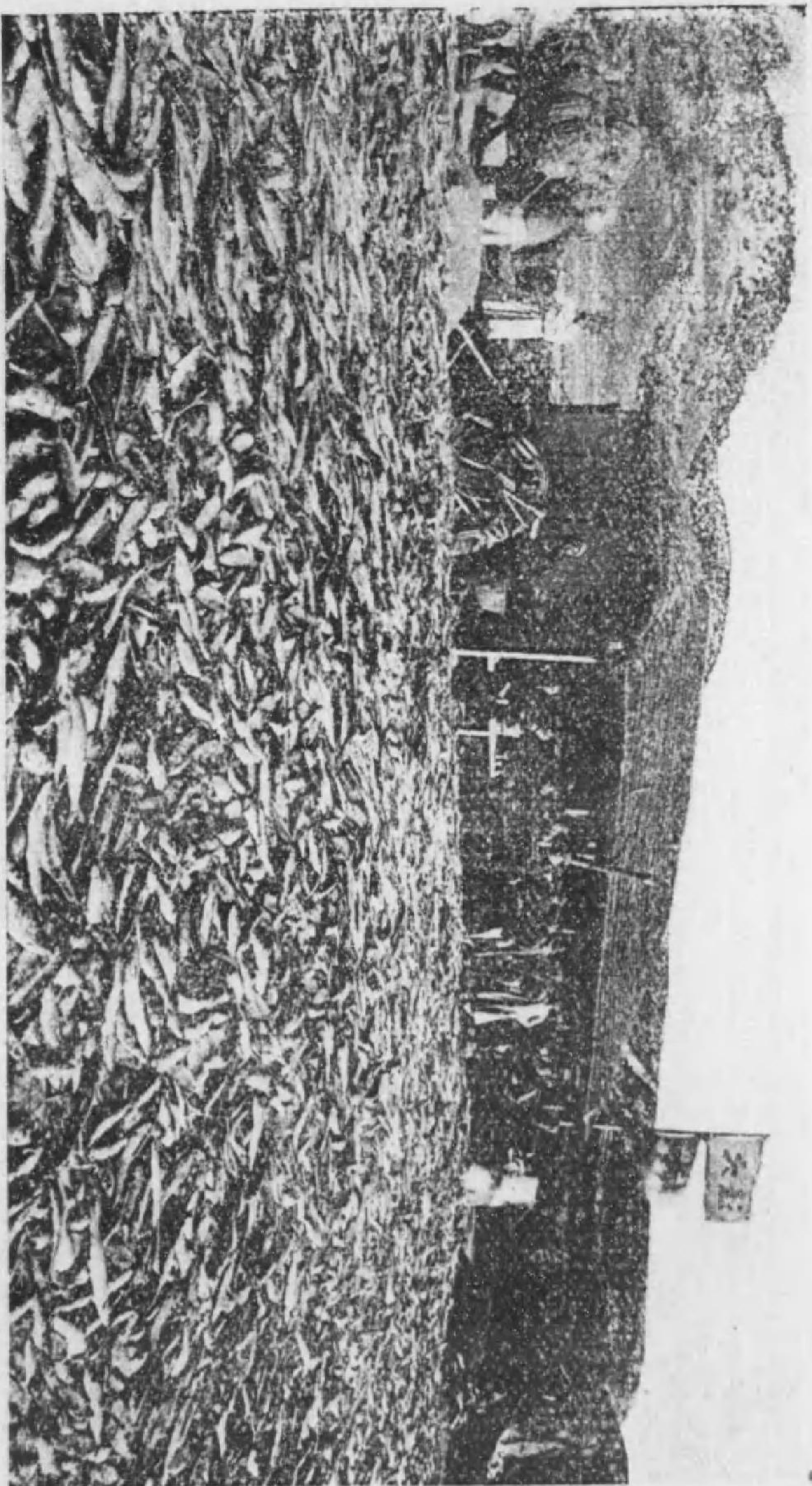
右の外地方費に係る試験場は慶尙北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道、黃海道の五道に設置せられ何れも地方的特種事項に就き試験調査中にあるを以て今後本府の水産試験場と相俟て斯業に貢獻するに至るべし

第五節 水産發展の狀況

一日本海方面 日本海に面して豆滿江口より釜山港に至れる東海岸は海岸線の延長約一千哩に達し東朝鮮灣を中心として「く」の字形を爲し沙濱懸崖相連りて好箇の沿岸漁場を形成せり潮汐の干満は微少なるも水深く各種魚族の滯留に適し且つ「リマ」海流は北より寒帶性魚族を送り對馬海流は南より溫帶性魚族を齎らして魚族の分布を濃厚ならしめ漁業の利殆と無盡藏と稱せらる此の沿岸に於ける漁業發展の狀態は併合以來頗る顯著にして往時は朝鮮人の經營に係る咸鏡南道の明太魚、江原道

の鰻鮑及慶尙北道の鯨の外観るべきものなりしも内地人の移住増加と共に舊來の漁具漁法を改善し大敷網、八角網、角網等の定置漁業、巾着網、權現網等の運用漁等比較的大規模漁業の普及發達を來し舊來の漁獲を一層増大せるのみならず從來振はざりし鱈、鯖、鱈漁業も急速の發達を爲し大正二年度に比すれば其の價額に於て四倍乃至十倍餘に上り其の製法亦改善せられ殊に近年新に勃興せる乾鱈製造の如きは其の産額百萬圓に上り鱈漁業の一大發展を促せり其の他素乾明太魚、乾牡蠣、鹽鱈及鱈、鱈肥料等も亦著しく製法を改良するに至れり

二多島海方面 釜山港より木浦附近に至る南海岸は大小の島嶼甚布散點し其の沿岸は犬牙錯雜し半島岬灣相交りて廣漠たる海域を占め水深概ね八十尋内外にして漁具の使用に便なるのみならず寒暖兩海流の影響を受けて魚族の分布豊かに且廣大なる平野に接して市場に近かく大河港灣を控へ九州中國方面の連絡亦容易なるを以て漁獲物の集散地となり内鮮人の漁業共に進歩し釜山、馬山近海に於ける鱈、鯖漁業の如き鎮南浦海灣附近の鰻漁業、羅老、青山、巨文の各島及所安島近海の鯛、鯖、鱈、鱈漁業の如き濟州島沖に於ける鱈、鮑、石花菜及鱈業の如き汝自灣に於ける蝦及麗



(道北奇慶)

揚陸鯨の鱈日記

水灣に於ける玉珙貝漁業等の如きは有利にして其の製造品も亦頗る豊富に就中統營麗水地方の煮乾鱈、巨濟島の乾鱈、濟州島の乾鮑及鮑罐詰麗水灣の乾蝦、貝柱木浦の海藻類は其の主なるものとす其の他慶尙南道の鱈は産額四百四十萬圓を越へ之が製品たる煮乾鱈は四百二十萬圓に達し鱈は百三十萬圓同製品百萬圓に上り全羅南道に於ては海藻、和布、海苔、天草等の海藻二百十萬圓を算し南海岸に於ける水産物の大宗となれり

三 黄海方面 黄海に面接して木浦附近より鴨綠江口に至れる西沿岸は西朝鮮灣及仁川近海群山近海等「ろ」字形に彎曲し河口、瀋灣、鴻洲、礁脈、淺灘及群嶼相食みて海岸線の出入甚たしく海底は遠淺にして黄海の中心に至るも水深五十尋を越えず爲に潮汐の干満大にして三十尺に達する處あり冬季暖帶性魚族の滯留に適せざるも春季八十八夜前後に至れば石首魚、鯛、鯖、鮫、鱈等産卵の爲二十尋以内の淺所に群來するを以て年々豊漁あり就中全羅南道の七山灘、忠清道の煙島近海黄海道の延平灘及平安道の魚泳島近海に於ける石首魚漁業は東海岸の明太魚、鯖と相匹敵し朝鮮海三大漁業の一と稱せらる尙此の方面に於ては蛤蜊等の貝類多く棲息し且各種魚

鮫鱈網等の網漁業之に次ぎ其の漁獲成績の如きも内地人漁業者に比し甚しき遜色を見ず又大敷網、巾著網、揚操網、臺網等を経営する者漸次其の數を増加せり
 漁船の改良は漁具漁法の改良と共に近來著しく朝鮮人の使用する改良漁船の數は大正二年に於て僅に千九百四十六隻に過ぎざりしもの大正十一年末に於ては七千三百三十九隻を算し之を大正十年末に比すれば三百六十九隻を増加せり

一 内鮮人の漁業 大正十一年中に於ける内鮮人漁獲高は内地人二千三百五十五萬九百一圓朝鮮人二千三百九十八萬五千三百二圓合計四千七百五十三萬六千八十一圓にして既往三箇年間に於ける漁業概況左の如し

朝鮮沿海漁業概況

年	出漁船數		出漁人員		漁獲高		平均漁獲高	
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	一人二付	一人一付
大正九年	一三、六六〇	六、四四〇	三三、五五九	九、三三三	四、八二九	六、五三〇	三、七〇	三、九〇
同十年	二二、六三三	八、三三三	五五、五五七	一四、九〇九	七、三三三	一〇、三三三	三、八〇	三、九〇
同十一年	二五、〇〇〇	九、〇〇〇	六五、〇〇〇	一八、〇〇〇	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四、〇〇	四、〇〇

同十一年 内地人 出漁船數 25,000 出漁人員 65,000 漁獲高 8,000 平均漁獲高 4.00
 朝鮮人 出漁船數 9,000 出漁人員 18,000 漁獲高 10,000 平均漁獲高 4.00

二 内鮮人の養殖業

漁業の奨励と同時に水産物濫獲の取締を爲し其の蕃殖を保護し更に進で人工増殖と需給の調節を圖る目的を以て養殖業を奨励し本府に於ては鮭、鱒及鯉の人工孵化及貝類養殖試験を爲し各道に於ては海苔、蛭、牡蠣、蜆、鯉、鱒等の養殖試験を行ふと共に適地を調査して適種魚介藻類の養殖を奨励したる結果一般に其の有利なるを認むるに至りしも未だ盛況を見るに至らず現在民間事業として最も發達せるは全羅南道及慶尙南道管内に於ける海苔養殖とし之に次ぐは咸鏡南道永興灣咸鏡北道造山灣全羅南道高興郡の牡蠣養殖にして京畿道忠清南道管内の蛭、全羅南道の灰貝、鱒及慶尙南道、京畿道管内に於ける鯉、鼈の養殖は規模大ならずと雖成績見るべきものあり大正十一年末に於ける養殖面積は千八百六十七萬六千九百七十九坪に達し其の收穫高六十四萬六千七百六十六圓に上れり

三 捕鯨業 現在捕鯨業を許可せるは東洋捕鯨株式會社の一あるのみにして其の捕鯨船數は從來十隻に限定せられたるも大正十一年末二隻を増加せり大正十一年於ける捕獲高は頭數二百二十一其の價額六十九萬一千三百圓なり

捕鯨状況

年	捕鯨頭數	同上價額	捕一鯨隻頭平均數	一頭平均價額
大正九年	三三	七五、四六円	三・三	三、五七円
同十年	三三	七七、九一円	三・三	三、五七円
同十一年	三三	八一、〇〇〇円	三・三	三、五七円

四水産物製造業

朝鮮人間に於ける水産物の加工は漁獲物の保存法として單に之を鹽藏とし又は乾製と爲すに過ぎず其の方法頗る拙劣にして只鮮内の需要に應ずるに止まりしも指導の結果逐年製造方法の改善と利用の發達を見るに至り一面内地人製造業の發展に伴ひ著しく生産額を増加せり大正十一年に於ける製造高は内地人千七十一萬三千八百八十一圓朝鮮人千五百七十一萬五千二百三十三圓合計二千六百四十二萬五千六百十六圓に達せり

水産物製造高

年	内地人	朝鮮人	合計
大正九年	九、五三三、一六円	一、八八一、三六円	一一、四〇四、五二円
同十年	一〇、七九四、四六円	一、四三三、四四円	一二、二二七、九〇円
同十一年	一〇、九一〇、八八円	一、五七二、三三円	一二、四八三、二一円

五内地漁民の通漁

内地漁民の通漁は併合後著しく發展し其の漁場區域は朝鮮全沿海に亘り毎年春季より秋に至るの間最盛に南及東海岸に於ては縛網、巾著網、流網西海岸に於ては鮫鱈網等大中漁業の發達殊に顯著にして通漁者は出漁地方に依り各團體を組織して漁獲物の處理運搬及物資の供給其の他共同の作業に任じ組織的動作頗る整然たるものあり

朝鮮海出漁團體表

名稱	位置	團體員	團基金	團積立金	府縣補助金	事務所經費	漁業根據地	設立年月
香川縣朝鮮海出漁組合	香川縣大川郡津田町	三人	一円	一円	二〇円	八三円	巨文島	大正十年二月

名 稱	位 置	團 員	基 金	積 立 金	府 縣 助 金	事 務 所 費	漁 業 根 據 地	設 立 年 月
佐賀縣朝鮮 海出漁組合	佐賀市赤松町	二〇六人	一〇,〇〇〇円	一円	一円	三,〇〇〇円	羅老島	明治四十年
高來郡朝鮮 海出漁組合	長崎縣南高 來郡役所内	一〇八	一	一	一〇〇	四〇〇	嶋島	明治四十年
長崎縣水産 組合聯合會	長崎市台場町	七〇〇	一	一	一,〇〇〇	二,九四〇	青島	明治三十七年
兵庫縣津名郡 海外出漁團	兵庫縣津名 郡役所内	一五三	一	一	二〇〇	一五〇	大瀬山	明治四十三年
長崎縣水産 組合聯合會	長崎縣應内	二〇六	一	一	二,〇〇〇	四,〇〇〇	統營、長承 浦、方原津	明治四十三年
計		一,〇六六	一〇,〇〇〇	五〇〇	四,一〇〇	一〇,三〇〇		

六内地漁民の移住及漁村經營 内地漁民の移住は關係内地府縣の獎勵と通漁の發展とに伴ひ南鮮地方より漸次北鮮地方に普及し今や邊陲の地と雖團體移住又は單獨移住を爲す者少からず此等移民に對しては漁村の經營上諸般の便宜を與へて其の安定永住を圖り著々實績を挙げつゝあり

内地人水産業戸口

年	漁業		養殖業		水産物製造業		水産物卸賣業		合 計	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
大正九年	三,〇六戸	一三,五三二人	三戸	一〇四人	五九戸	二,〇〇九人	一,三三二戸	三,八八九人	四,八七二戸	一八,四八九人
同 十年	三,一九二戸	一二,九五五人	三戸	一〇四人	五九戸	一,九二一人	一,二八八戸	三,一六五人	四,五五七戸	一七,二九七人
同 十一年	三,一九四戸	一二,九五五人	三戸	一〇四人	五九戸	一,九二一人	一,二八九戸	三,一六五人	四,五五七戸	一七,二九七人

七水産業の指導獎勵に關する技術員配置 韓國時代に於ては水産業の指導獎勵に關

して何等制度の備はれるものなく其の事務の如きも農商工部農務局に於て管掌し統監府時代に至りても亦中央部に技師、技手を併せ僅に十一名を配屬せしに過ぎりしが併合と共に直接當業者の指導に當らしむべき各道技術員の配置を必要とし本府技術員を減じて新に各道に一名乃至二名の技術員を配置せり爾來本府及地方廳とも多少の増員を行ひ大正十一年末現在に於ては國費に依る技術員は本府十人地方廳二十二人計三十二人地方費及恩賜金に依る技術員四十八人にして水産に關する各種の調

査試験及指導奨励に當れり

八 水産教育 水産の開発は漁業者の知識技能に負ふ所尠からざるを以て之が啓發上從來本府及地方廳の實地指導の外地方費に依る水産學校の設置又は漁業傳習講習に依り優良なる當業者の養成に努めつゝあり現在水産學校としては慶尙南道の統營水産學校、全羅南道の麗水公立水産學校、全羅北道の群山公立簡易水産學校、平安北道の龍岩浦公立水産補習學校の四校となす又水産傳習講習は道に依りて其の方法を異にするも漁業傳習に在りては大體一定期間講習船に乗組みしめ實地に就きて其の漁具漁法を授け製造傳習講習に在りては一定期間傳習地を定め又は巡回的に之を行ふものにして此等の終了生に對しては成るべく共同して漁業を經營せしむる方針を執り終了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船漁具の購入補助金を交付して其の技能を發揮せしむるに努め地方漁業の中堅たらしむるを期せり傳習事業開始以來の成績は道に依りて異なるも概して良好の成績を挙げ地方に於ける模範漁民として漁村の開発上貢獻する所尠からず

第七節 重なる當業者と其の施設

一 朝鮮水産輸出株式會社 同社は大正七年十月水産物の貿易及之に關係を有する漁業經營の目的を以て資本金一百万圓四分の一拂込を以て創立せられ當時主として潜水器漁船二十臺を以て全羅南道、江原道、咸鏡南道沿岸に多産する瀬戸貝を採捕し之を淡菜に製造して支那に輸出し一面忠清南道沿岸の干潟地約七百五十萬坪に蝗の養殖を經營せしが其の後拂込金を増加して四十萬圓となし漸次事業を擴張し現に慶尙北道、江原道沿岸に於ける鮑罐詰製造所十箇所と共同して之が製品を一手に纏め支那向鮑罐詰のトラストを計畫して朝鮮全道産額一萬箱中の八割迄を手中に收め直接販路を擴張するの外鯖味付罐詰の製造及露領沿海州に於ける鹽鮭鱒を製造販賣し相當の成績を挙げつゝあり

二 廣島鰻網漁業組合員の權現網漁業 廣島縣下の鰻權現網漁業者は明治十六年頃より慶尙南道鎮海灣に通漁し逐年移住する者増加したるを以て大正八年漁業組合を組織し慶尙南道統營に事務所を設けて殖産銀行より四十萬圓の貸出を受け漁業資金の

融通を爲す外製品の販賣、運搬等の共同事業を經營せり現在組合員百名免許漁場百九十餘箇所百餘統の權現網を以て毎年五月より十一月迄就業しつゝあり漁獲物は全部煮乾鰯と爲し内鮮各地に販賣す大正十一年に於ては概して不漁なりしも尙總漁獲高百餘萬圓に達し優秀なる成績を收め居れり

一 林兼商店 同店は明治四十年頃より南鮮方面の鮮魚運搬業を創始し爾來逐年事業を擴張し現に慶尙南道蔚山郡方魚津を根據地として全鮮主要漁業地に出張所或は特約店を設け全沿海の鮮魚を取扱ふ外大敷網漁業、機船巾着網漁業其他大規模なる漁業を直接經營し最近冷凍設備を有する運搬船九隻を建造し益業務の擴張を圖れり使用事務員百名、船員七百名漁夫二千名同店取扱の鮮魚は内地向魚類を主とし朝鮮に於ける主要漁業の漁獲物の仕込契約を結ぶもの五百五十統、直接經營するもの五十餘統に及び其の總數量五百餘萬貫金額二百數十萬圓に達し汽船五隻發動機船五十隻を以て内地各市場に配給しつゝあり

第十六章 拓殖事業——東洋拓殖株式會社

朝鮮に於て拓殖事業に従事するものゝ中共の規模の最大なるを東洋拓殖株式會社とす同社は東洋有數の大會社にして本店を東京に置き京城、大田、大邱、釜山、木浦、裡里、沙里院、平壤、元山、滿洲奉天、哈爾濱、關東州大連、支那山東省、青島の十三個所に支店を設け別に支那吉林省間島に京城支店の出張所あり支那上海、天津、濟南安東其他重要な地に駐在所ありて(一)拓殖上必要な資金の供給(二)農業水利事業及土地の取得、經營處分(三)移住民の募集及分配(四)移住民の爲に必要な建築物の築造、賣買及貸借(五)移住民及農業者に對し必要な物品の供給及其の生産物品の分配(六)委託に依る土地の經營及管理(七)其他必要な事業の經營(八)定期預金等の事業に従事せり同會社の資本金は當初一千萬圓なりしも大正七年五月増資して二千萬圓となし大正八年九月再増資して現在五千萬圓(總株數百萬株、一株額面五十圓、内四十萬株は全額拂込濟六十萬株は二分の一拂込)となり外に社債未償還總額一億四千百三萬五千三百三十一圓五十錢を有す

東洋拓殖株式會社營業概況

年 度	資本金	拂込 資本金	政府 出資金	準備金	政府 納付金	餘裕金	損 益 勘 定			配 當 金	職 員 數
							總 益	總 損	利 益		
大正七年度	30,000,000	12,500,000	3,000,000	1,437,000	1,000,000	7,563,000	9,186,000	7,400,000	1,786,000	6,630,000	326
同八年度	50,000,000	27,500,000	3,000,000	2,339,000	1,000,000	11,669,000	11,287,000	9,899,000	1,388,000	9,511,000	340
同九年度	50,000,000	37,000,000	3,000,000	4,737,000	1,600,000	13,774,000	13,700,000	9,938,000	3,762,000	10,168,000	370
同十年度	50,000,000	35,000,000	3,000,000	4,933,000	3,000,000	14,933,000	18,126,000	14,225,000	3,901,000	14,225,000	385
同十一年度	50,000,000	35,000,000	3,000,000	5,375,000	3,000,000	15,375,000	19,200,000	14,737,000	4,463,000	15,375,000	400

イ土地の經營 會社の經營せる土地は二種類より成る即ち出資地及買收地是なり出資地は舊韓國政府が引受株式六萬株に對して拂込に代へ提供したる土地にして買收地は會社自ら之を買收せるものなり會社所有土地の總面積は併合の年即ち明治四十三年度末に於ては一萬三千十五町歩に過ぎざりしが今や八萬四千餘町歩に達し此等の土地に於ける移住民割當地、造林地、林業苗圃地の如き直營地外の耕地は從來慣例に依り朝鮮人をして小作せしめ一面堤防用水路溜池等の修理改善を行ひ土地の改

良生産の増加に努めつゝあり

東洋拓殖株式會社經營土地

大正十二年九月末日

道 別	番	田	畑	山林	雜種地	合 計
京 畿 道	5,100,000	3,818,000	1,000,000	3,500,000	1,200,000	9,618,000
忠 清 道	2,900,000	2,100,000	500,000	1,500,000	500,000	6,500,000
忠 清 道	5,000,000	2,600,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	11,600,000
全 羅 道	2,100,000	1,100,000	500,000	1,000,000	500,000	5,200,000
全 羅 道	2,100,000	1,100,000	500,000	1,000,000	500,000	5,200,000
全 羅 道	2,100,000	1,100,000	500,000	1,000,000	500,000	5,200,000
慶 尙 道	4,200,000	2,200,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	9,400,000
慶 尙 道	4,200,000	2,200,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	9,400,000
江 原 道	10,000,000	4,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	18,000,000
江 原 道	10,000,000	4,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	18,000,000
平 安 道	6,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	11,000,000
平 安 道	6,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	11,000,000
咸 鏡 道	9,000,000	4,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	17,000,000
咸 鏡 道	9,000,000	4,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	17,000,000
合 計	51,000,000	26,000,000	12,000,000	14,000,000	10,000,000	113,000,000

道 別	畜	田	墾	山林	雜種地	合 計
咸鏡北道	一	一	一	六町	一	六町
計	一	一	一	六町	一	六町

口農事の改良 社有小作地に於ける内鮮農民に對して稻作の改良獎勵の爲明治四十三年以來毎年各地に原採種小作田を設け改良種の栽培普及を圖ると共に苗代の設置施肥、挿秧除草、害虫驅除豫防、調製法等の實地指導を試み又一面種籾、農具、肥料等の貸付をなす等専ら農事の改良に努たる結果著々として好績成を擧げ大正十二年度に於ては社有小作畜中三萬一千二百四十八町歩に改良種の普及を見略一段落を告げたるも此等を幼稚なる鮮農に一任し置くときは逐年混種の量を増加し品質の劣變を來すこと明なるを以て尙一層改良種の普及及赤米の除去異品種の混淆を防除し以て産米品質の改善を期する爲本年度に於ては原種田二十四町歩採種田三百二十五町歩を設置し更新三箇年計畫を樹て全部に亘り改善の實を擧ぐるに努力しつゝあり

ハ金肥配給 鮮米の増收及農産物の増殖を圖らむが爲堆肥、綠肥の普及獎勵は勿論

從來移住民並小作人にのみに限り貸付せし金肥は大正八年の初頭より鮮内一般農民に對しても亦之を配給する必要を認め同年より水旱害の虞少なき地に對し効果確實にして安全なる大豆粕油粕等を低利を以て配給し其の成績良好なるを認めたるを以て大正九年度に於ては其の施用面積約三萬二千町歩金額三百萬圓に達せしも大正十年度に及びては前年度に於ける米價の低落と金融の梗塞とにより施用面積數量共に約五割に減少したり然ども是れ畢竟一時的の現象に過ぎずして今や金肥使用の必要は之によりて既に鮮農間に於て一般に是認せられ十一年度及十二年度に於ては共に十年度と略同數量の金肥を配給し一方自家製肥料の使用を獎勵せり

二種子及農蠶の供給 農事改良及副業獎勵の目的を以て移住民並小作人に對して改良種籾、大豆、紫雲英等の種苗及揚水車、製繩器、製筵器、唐箕、稻扱器及蠶具等を貸付せり

ホ殖林經營 明治四十三年以來年々經營の歩武を進め大正十一年末に於ては慶尙南道、咸鏡南道、江原道、黄海道の五道に亘りて其の面積合計四萬六百町歩に達したり用材の主なる樹種はカラマツ、アカマツ、ケヤキ、クリ、クルミ、ニセアカシ

ヤ等にして又薪炭林に在りてはクヌギ、カシハ、ナラ等の植樹及天然生稚樹保育に依り造林を行ひつゝあり苗圃は咸鏡南道德源同文川郡江原道中坪里及黃海道馬洞の四箇所に之を設け合計面積一萬五千六十四坪を經營し幼苗九十八萬二千百本成苗八十五萬三千六百餘本を生産せり

へ竹林經營 朝鮮の南部は竹林經營の適地なるも從來多くは天然に委ねて栽培を行はず年々荒廢するの狀態なりしを以て明治四十五年以來慶尙南道及全羅南道に於て民有竹林八十町歩餘を買収し之を改良して模範林の經營に着手し一面には竹林新植の模範を示す爲國有未墾地の貸付を受け或は民有未墾地を買収し苗竹の新植を爲したるに今や其の經營面積二百七十八町歩餘にして其の生育頗る佳良なり是れ實に朝鮮に於ける竹林新植の嚆矢となす

ト水利開墾

一平安北道泰川水利工事 大正二年五月平安北道龜城郡五峰面泰川郡西面及南面の三面に跨る川坊江(大寧江の支流)流域畑地の改耕に着手し大正四年十二月竣功したるも更に其の完全を期して大正五年三月以來改良工事を起し同年十一月完成

し其の灌溉區域田約一千九百町歩に達し川坊江に井堰を設けて用水を引き路幹支線延長五萬九千三百餘間隧道三箇所長七百餘間井堰一箇所伏樋十箇所流込二百十六箇所分水樋九十五箇所橋梁三百四十二箇所堤防延長一千六百間を算し工費四十八萬五千六百餘圓に上れり

二宮三面機力用水工事 全羅南道羅州郡良谷面及旺谷面一帶の同會社所有地は榮山江の左岸に在りて土地肥沃なるも河水耕地面より十數尺の低きに在るを以て灌溉の用を爲さず仍て大正五年五月灌溉用揚水機械を据付け工事に着手し同年十二月之を竣工し蒙利水田二百五十餘町歩は施工前五箇年の平均に比し小作料毎年九百石内外を増收せり該工事は揚水機械(吸入瓦斯機十四吋センチメートルガール唧筒)一臺、機械及其の他附 建物四棟、水路延長三千二百三十八間、暗渠及土管九箇所、掛樋一箇所、土橋十一箇所等にして其の工事費金二萬六千六百餘圓なり

三長安坪開墾工事 本工事は京畿道高陽郡蘇島面長安坪所在國有草地五百餘町歩を開墾し漢江の氾濫を防止し移住民の收容を目的としたるものにして大正元年九月起工し同四年七月竣功を告げ開墾整理地面積四百二十八町歩餘を得大正六年

三月總督府より其の無償附與を受け目下鮮人に貸付し良好の成績を擧げつゝあり
工事の主なるものは堤防延長九千五百八十四間、閘門四箇所、用排水路二萬一千
九百二十一間、道路二萬九千七百四十九間、橋梁三十箇所等にして竣工後更に完
全を期する爲改良増築工事を施し工事費通計金三十三萬四千餘圓に及べり

四羅岩里開墾工事 本工事は全羅北道益山郡望城面羅岩里所在國有未墾地百四十
餘町歩の開墾を目的として錦江の汎濫を防止し灌溉排水の途を講ぜんとするもの
にして大正五年四月起工同九月竣功し水田百三十四町一反餘歩の新開墾地を得た
り工事の主なるものは堤防二千五百餘間、用排水路七千四百餘間、道路四千八百
四十餘間、樋管四箇所等にして其の工費三萬三千六百餘圓を算し毎年約二千石
の小作料を收穫せり

五方丑池埋立工事 本工事は全羅南道羅州郡旺谷面方丑里所在舊溜池面積十三町
八反一畝二十一歩を埋立て之を水田に墾成利用するの目的を以て大正六年六月起
工し同年八月五日竣功し耕地整理を行ひ良田十二町八反一畝十四歩を墾成せり用
水は池塘に新設せる調節門に依り宮三面機力用水を利導するに雨水を貯へて補給

し同時に排水を良好ならしめたり工事の主なるものは土工二千八百間、調節水門
一箇所、階段工一箇所、橋梁六箇所、幹線水路百七十二間、排水土管三箇所其の
他附帯工事等にして工費二千五百二十七圓九十五錢を要し毎年小作料二百石を收
得す

六崇仁面開墾工事 本工事は同會社が京畿道高陽郡崇仁面地内國有未墾地十町三
畝二十五歩を開墾したるものにして既墾畑六反五畝歩は大正九年四月無償付與を
受け鮮人に貸付小作せしめつゝあり又本事業に關聯する舊河敷地十町一畝二十歩
は同所中浪津河身改修を了したる爲同年四月總督府より付與せられたり

七細技面土地改良工事 全羅南道羅州郡細技面所在の同會社所有田は灌溉の設備
不完全なる爲連年旱害を蒙り收穫不定なるを以て同會社は該地方一帶の水利普及
を企て工費金三萬七千餘圓を投じ大正七年八月起工同八年八月竣功し大正九年度
の如きは附近一般耕地移植挿秧に困難せしも獨り本貯水池蒙利地は其の貯水に因
り收穫頗る良好なり其の後更に右蒙利地の上部に位する畝八十九町歩の灌溉を
全からしむる計畫を樹て工費一萬四千七百圓を以て目下工事實施中なり

八古阜水利工事 全羅北道古阜平野は耕地約四千町歩の沃野なるも古來水旱害の爲作付不能地尠からざるを以て灌溉排水工事を企劃し關係地主の賛同を得て大正五年水利組合を組織し大正八年四月工事の大部を完了し同年度穀四萬石を増收せり本工事費は七十萬餘圓を要せり

九大池里土地改良工事 全羅南道羅州郡洞江面大池里同會社所有地面積六十一町歩は地味肥沃なるも水旱害の爲收穫貧弱なるを以て之が改良工事を圖り其の第一期工事として貯水溝を新設すること、し金五千一圓を投じ大正八年七月豫定の工事を終了せり

一〇自防浦開墾工事 全羅南道務安郡一老面所在干潟地二百六十六町歩を開墾し新に水田二百五町を得んとするものにして大正七年八月工事費金十七萬三千圓の豫算を以て起工し貯水池工事(目下起工準備中)を除く外大正九年五月竣功せり

一一龍岡開墾工事 大正八年十月平安南道龍岡郡瑞和面草生地百二十四町歩の開墾に着手し尙貯水池敷地に充つるの目的を以て國有地十萬六千餘坪は同年十二月拂下を受け直に工事に著手九年五月竣功し大正十年全部開墾を了したり

一二於之屯水利工事 同區域は所謂載寧平野の一部にして從來水路を有するも其の施設不完全にして殊に用水採入堰堤は假土堤なるを以て屢決潰の厄に遭遇し灌溉不能に終るが如き慘害を蒙る狀況に在りき之が爲其の改良案を立て九年十二月實測を了し十年六月其の設計を完了し八月地主に交付し九月地主會を開催し成規の手續を以て組合設立申請をなすこと、なれり其の蒙利面積四千六百五十一町歩(内社有地千二百六十町歩)工事費は豫算六十一萬圓となす

一三其の他 大正十二年度に於て社有地改良施工済のもの三箇所百十一町歩、同工事中のもの二箇所五十九町歩、干潟地工事實施準備中のもの四箇所九百町歩、出願中のもの十五箇所一萬六千五百七十二町歩に上り同社に於て實施設計を爲し又は調査を施せる水利組合大小十二箇所其の面積三萬二千四十一町歩(内社有地七千八百八十三町歩)を算す

子移民事業 明治四十三年移住規則を制定して拓地移民の計畫を樹立し主として内地人移民の募集分配を行ひ爾來移民を收容すること十二年其の戸數約四千戸人口約二萬人讓渡面積八千五百餘町歩江原道平安南道咸鏡北道の三道を除く外朝鮮全土に

互りて地方開發農事改良に貢獻せり又大正四年及同六年兩度には移住規則を改正し土地讓渡、移住費貸付等に對して便法を講ぜる外純農業者以外の農業兼營者の移住の途を開き第二種移住民の一時拂込金並利率を低減し且つ移住民農業上の指導副業獎勵は勿論組合を組織して共同販賣及購買を斡旋し移住地の選定に一層周到なる注意を拂ふと共に教育、宗教、衛生、交通其の他移住民に關する諸種の新施設を講じ其の他移住民表彰手續を定め優良移住民に對しては特別の保護を與ふるの外褒狀及賞品を授與して永く之を旌彰するの途を開けり既往十三回の移住民募集狀況を示せば即ち左の如し

回 期	應募戸數	承認戸數	現在 戸 口		割當地面積	移 住 費
			戸 數	人 口		
第二回(明治四十三年)	1,335	1,025	115	575	147	10,110
第三回(明治四十四年)	1,184	914	122	1,065	147	11,564

大正十二年九月末日

東洋拓殖株式會社移民事業

第三回(大正元年)	1,024	1,141	114	1,440	1,141	11,111
第四回(同 二年)	1,121	1,110	111	1,430	1,110	10,224
第五回(同 三年)	1,235	1,104	110	1,420	1,104	10,101
第六回(同 四年)	1,183	1,104	111	1,410	1,104	10,111
第七回(同 五年)	1,101	1,100	111	1,400	1,100	10,111
第八回(同 六年)	1,155	1,100	111	1,390	1,100	10,111
第九回(同 七年)	1,150	1,090	111	1,380	1,090	10,111
第十回(同 八年)	1,111	1,080	111	1,370	1,080	10,111
第十一回(同 九年)	1,100	1,070	111	1,360	1,070	10,111
第十二回(同 十年)	1,100	1,060	111	1,350	1,060	10,111
第十三回(同 十一年)	1,100	1,050	111	1,340	1,050	10,111

本表に於て應募戸數に比し承認戸數の少なるは素質を精選せる結果と承認後申込者の都合に依り承認を取消したるもの等あるが爲めにして承認後病氣其他の事故に基き移住を中止し又は解約を爲せるもの等に因り現在戸數は承認戸數に比して自然減少せるを免れず

次に各道に於ける移住民分布狀況左の如し

府 縣	戸 數	種 類		府 縣	戸 數	府 縣	戸 數
		第一種	第二種				
京 畿	道	一六	一	計	一七	六三	六三
忠 清	道	二六	一		二七	三二	三二
忠 清	道	一八	一		一九	三三	三三
全 羅	道	五五	一		五六	五六	五六
全 羅	道	六四	一		六五	七七	七七
慶 尙	道	四八	一		四九	六六	六六
慶 尙	道	六二	一		六三	六六	六六
黃 海	道	一	一		二	六	六
平 安	道	一〇	一		一一	一一	一一
咸 鏡	道	三九五	一	計	三九六	三八三	三八三

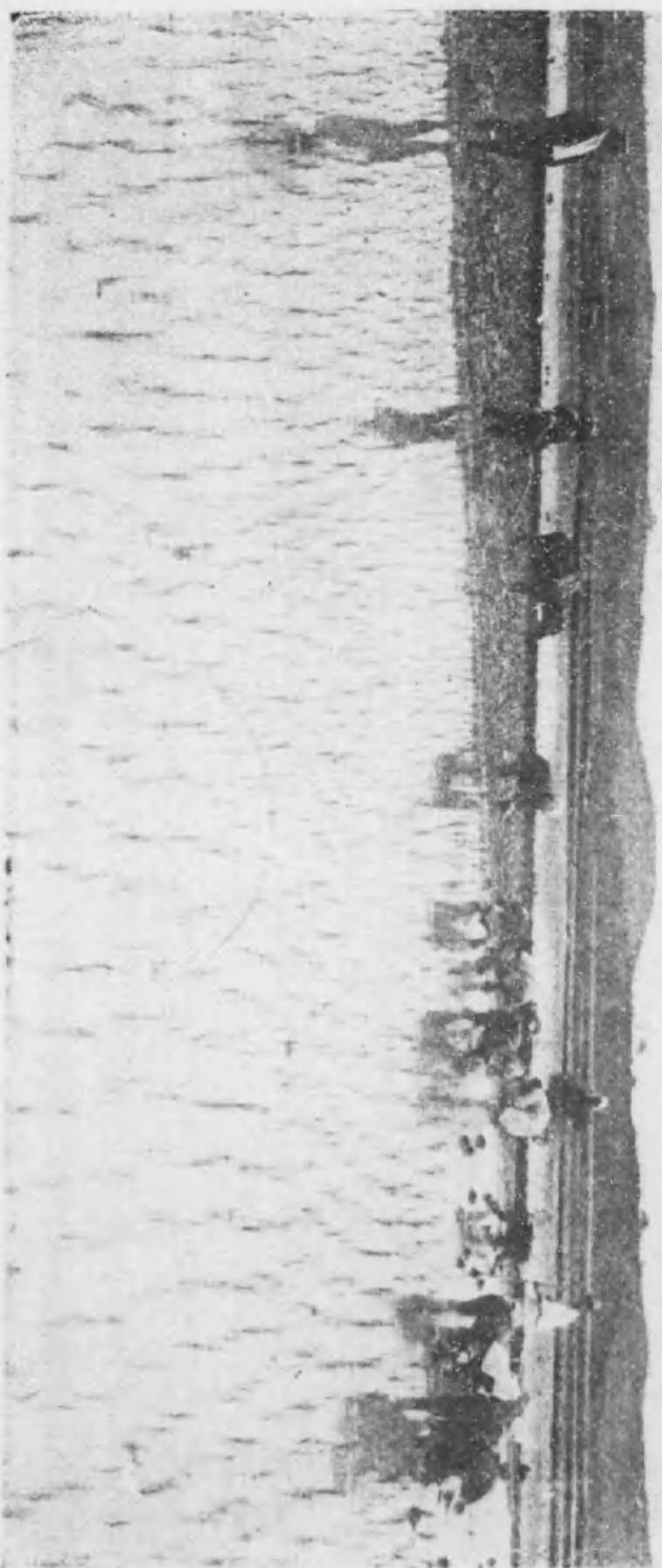
更に移住民を出身府縣別に依り示せば左の如し

高 知	四九	愛 媛	一六	石 川	一〇	茨 城	九
徳 島	二一	大 分	一六	奈 良	一〇	東 京	九
宮 城	一〇	和 歌 山	一六	島 根	一〇	京 城	九
佐 賀	一〇	新 潟	一六	都 府 野	一〇	東 京	九
福 岡	一〇	福 井	一六	静 岡	一〇	大 阪	九
山 口	一〇	福 重	一六	北 海 道	一〇	滋 賀	九
山 本	一〇	三 重	一六	山 梨	一〇	秋 田	九
熊 本	一〇	鹿 兒 島	一六	兵 庫	一〇	神 奈 川	九
香 川	一〇	山 形	一六	長 野	一〇	岩 手	九
廣 島	一〇	宮 崎	一六	富 山	一〇	埼 玉	九
長 崎	一〇	福 島	一六	千 葉	一〇	計	九
岐 阜	一〇	鳥 取	一六	栃 木	一〇		九

會社の移住民は之を分ちて二種とす即ち第一種移住民及第二種移住民にして第一種移住民は一戸に付田畑二町歩以内の土地の割當を受け其の土地代金に年六分の利子を付し五箇年据置き二十五箇年以内の年賦拂込を爲したる後該土地の所有權を取得するものにして全部自作することを要し第二種移住民は割當地十町歩以内の土地の割當を受

け土地引渡の際土地代金の四分の一以上を一時に拂込み残額は年七分の利子を付し二十五箇年以内の年賦拂込に依り土地を譲渡せられ其の一部を自作すれば他を小作せしむることを得然れども大正十年四月移住せる第十一回移住民より第二種移住民の割當地は五町歩以内と定めたり尙第十二回以後募集の方法を改正し當分第一種を募集せず第二種五町歩移住民のみを募集することとし小作地の調節及集約的に成るべく農事の良成績を擧げんことを期せり

前記第二種の移住民は資力十分に且農事の經驗を有して内鮮人を指導し得るに足るべき地方の中心人物を招致する方針にして第一種及第二種共移住後五箇年を経過し土地代金等二分の一以上を拂込むときは割當地の譲渡を受け又第一種の移住民は土地の状況其の他の事情に依り割當地の變更又は増加を受くる外土地購入の爲資金の貸付を受くるものなり以上の外鑛山業其他拓殖事業經營者の業務に従事する傍ら農業を営まむとする者に對しては其の經營者連帯保證の下に第一種移住民として承認せる特種移住民及五戸以上申合せ社有地以外の土地の購入を會社に要求し會社が該土地を買入れ之を割當て第一種移住民たる事を承認せる買入譲渡移住民あり其の他移住民に薪炭供



(近附郡州羅道南羅全) 秧 挿 の 民 移 拓 東

給の目的を以て移住地附近に適當なる造林用地あるときは成るべく之を貸付し又住家納屋の建築費又は購入費、種苗、肥料、農具及耕牛の購入費の補助として第一種移住民に限り一戸に付移住費二百圓以内の貸付の外住家建築材料の一部又は購入費補助を與へ又移住民は渡航の際汽車汽船の割引を受け或は邊陲地方の移住民に對して特に土地代金拂込方法及移住費貸付に關し特殊の方法を設けて之が保護を厚うし更に凶歉其他災害を蒙りたる者に對しては救済資金の貸付及土木復舊工事費の貸付を行へり移住申込の手續は毎年二三月頃其の年に於て募集すべき移住民の戸數並移住地を官報及主要なる新聞雜誌に公告するを以て同社移住民たらむとする者は同社移住規則に依り移住申込書を作成の上市區町村長又は府尹郡守島司の證明を得て京城支店に申出づべく申込書には最近の戸籍謄本又は民籍謄本を添附することを要し毎年九月末日迄に提出するものとせり

り資金貸付 會社の拓殖上必要なる資金貸付の方法左の如し

一 定期償還貸付 (一) 移民に對し五年以内の移住費貸付 (二) 生産者に對し其の生産を擔保とする一年以内の貸付 (三) 不動産、鐵道、鑛業權其他不動産上の權利

を擔保とする五年内の貸付(四)公共團體又は特別の法令に依り組織したる産業組合に對し五年以内の無擔保貸付(五)農業者二十人以上連帶して債務を負ふ者に對し五年以内の無擔保貸付(六)財團其の他確實なる物件を擔保とする五年以内の貸付(七)移住民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券を質とする五年以内の貸付

二年賦償還貸付 (一)移住民に對し二十五年以内の移住費貸付(二)不動産、鐵道、鑛業權其の他不動産上の權利を擔保とする三十年以内の貸付(三)公共團體又は特別の法令に依り組織したる産業組合に對し三十年以内の無擔保貸付(四)財團其の他確實なる物件を擔保とする三十年以内の貸付

三移住民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券の應募引受

拓殖資金の需要は逐年遞増の趨勢を示せり即ち併合當時明治四十三年度末の貸付總額は百三十二口、五十八萬七千五百三十圓に過ぎりしが大正十年九月末七千八百八十口、四千萬千二百九十五圓五十二錢となり實に六十八倍強となり將來益開展の傾向を有す

而して之が使途は株券及債券引受の外土地開墾及改良、水利、築堤、農事經營、麥圃經營、植林、果樹栽培、公共事業等各種の拓殖方面に亘り就中近來水利事業の放資最多きを占む

大正拾年度末現在貸付高(朝鮮内各支店計)

區別	口數	金額	備考
内地人	三七三	九、一九八、七九六	
朝鮮人	一、〇〇〇	五、三三四、三四四	
内地人連帶	一〇	一八六、六八一	
支那人	三三〇	一、〇三四、五四〇	
公共團體	八	五二、五六〇	
小計	二、〇二二	一、〇、七七一、一〇一	
内地人	六八五	六、四三三、三四一	
朝鮮人	五、〇三五	一八、三三九、四七七	

區 別	口 數	金 額	備 考
内地人連帯	四	104.7	
支 部 人	一	11,077	
公 共 團 體	三	5,311.48	
小 計	五, 七九八	17,195.77	
株 券 及 債 券 引 受 高	三	14,639,000	
總 計	九, 六〇〇	17,814,795.77	

備考 (一) 株券引受はカ社、十八口、合計金一、七六五、四五〇圓也

債券引受は二社、四口、合計金三、一七〇、〇〇〇圓也

(農工債券現在残高二、八〇〇、〇〇〇圓を含む)

(二) 移住費貸付高は移民事業の部に表示せしを以て本表中之を省く

第十七章 祭祀及宗教

第一節 朝鮮従來の祭祀

神祇を尊敬し祖先を崇拝するは政教の根源として併合後に於ても亦内地古來の風習儀制に基く神社崇敬の儀と朝鮮従來の規格を存續して祭祀を行ふ儀と今尙並び行はる左に朝鮮従來の規格を存して行ふ祭祀に關し其の概要を記す

イ八殿三陵の享祀 高麗朝以前に於ける歴代始祖の魂殿と陵墓中享祀の先格あるもの、祭祀を繼受して之を行ふものにして京畿道管内の二殿一陵慶尙北道管内の三殿慶尙南道管内の一殿平安南道管内の二殿二陵即ち是れなり毎年春秋兩度祝幣祝香を捧げ供饌其他渾て舊格式法に依りて行はる又殿陵守護の當時奉仕者は參奉と稱し殿陵の保存に要する經費は國庫より支辨し參奉者の候補は成るべく享祀の主神の後裔中より任用するの慣例を尊重せり

ロ歴代王陵の守護 歴代王陵に守護人を置きて人民の侵略を制し放牧、侵墾、採樵

等を禁ずる爲明治四十五年度より陵の大小と所在地の距離等を斟酌し八十五人の守護人を置きて監守を爲さしむ即ち京畿道に於ては開城、長湍、江華及高陽の四郡に五十人慶尙北道慶州郡に三十人慶尙南道金海郡駕洛國（國史に任那と書するもの）の王陵に一人又平安南道平壤府の箕子陵、中和郡の高句麗王の陵に三人を配置し各陵墓に深縁ある後裔者を擧げて其の任に膺らしむ

第二節 神 社

神祇を崇敬するは日本國民の風習にして凡そ内地人の移住集團せる地に於ては概ね神社を建立して崇敬の神祇を奉祭せざるはなし依て國風の移殖に便すると共に統制ある規律の下に其の取締を行ふの必要を認め大正四年八月府令を以て神社に關する必要の規則を定め同年十月一日より之を施行し内地に於ける神社取扱方と略其の規矩を同ふせり但し府縣社以下神社の社格に關する規定は目下詮議中に屬し幣帛供進に關する制度も亦未だ實施せらるるに至らず然れども各地神社の現狀は年を逐ふて國風の移殖に好印象を住民に與へつつあり大正十一年末現在神社は三十八を算す又神祠は神社經營

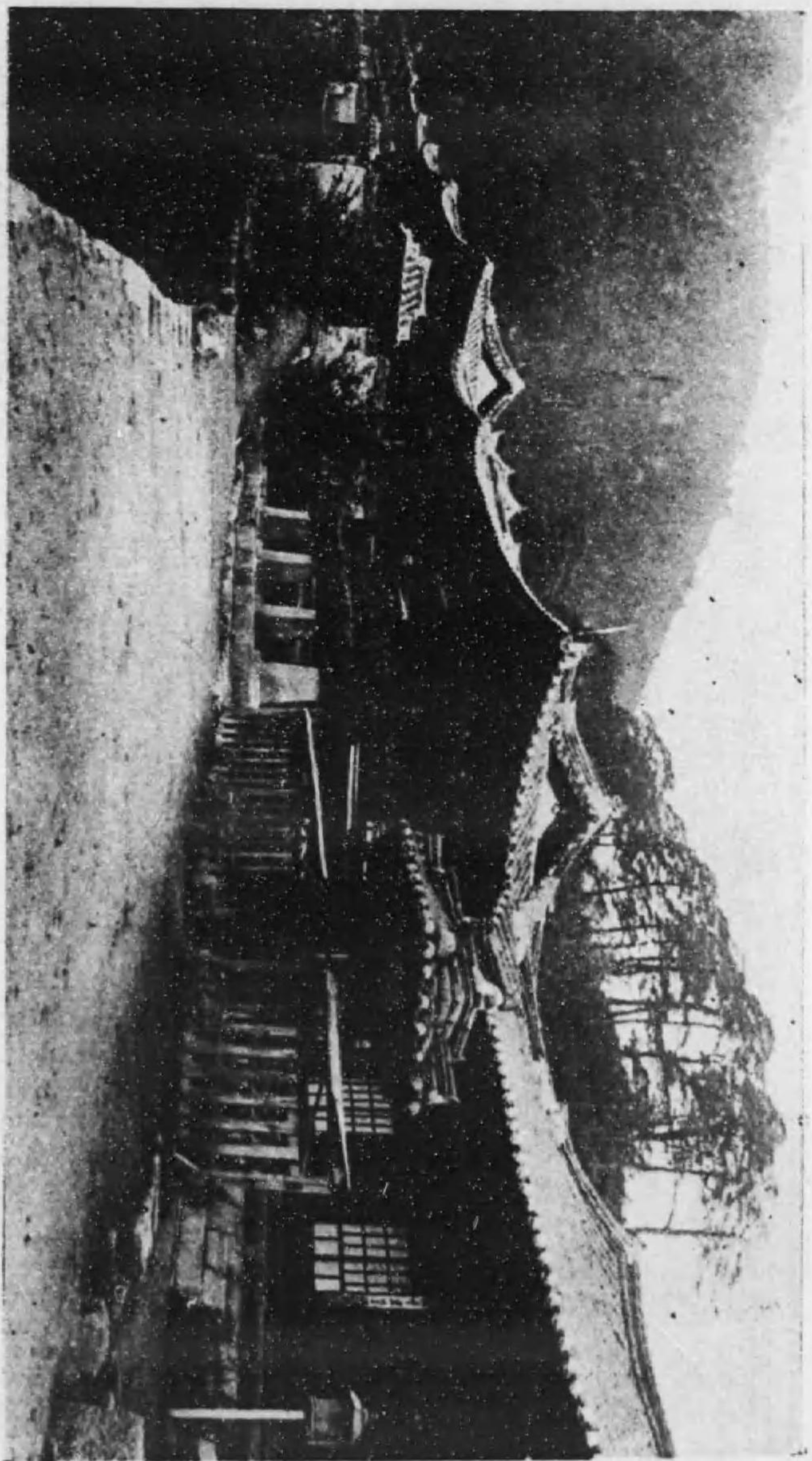
の力に乏しき地方民をして小規模にして敬神崇祖の精神表現の對象を得しむるものにして大正六年三月府令を以て神祠の創立其の他に關する規定を設けて其の神聖を保たしむることを圖り大正十一年末現在六十六を數ふ

朝鮮神社の造營は大正八年七月内閣告示第十二號を以て神社の位置を京城府南山に奠められ 天照大神 明治天皇を祭神とし社格を官幣大社に列せられたり爾來大正九年五月二十七日を以て地鎮祭を行ひ土功の歩を進め又用材の蒐集に努め大正九年十一月二十七日山口祭と柚取の儀とを兼て神殿用材挽割始の儀式を行ひ大正十年六月十日造營工事の鉦始式を執行して大正十一年七月神殿の基礎工事完成し建組工事著手の準備として御須屋組立の作業に著手し十月七日に至り之を完成したるを以て翌八日より神殿の建組大正十二年七月十七日より中門及祝詞舎の建組八月十二日より拜殿の組建に著手したり又同年八月十三日より第三石造華表、十七日より第二石造華表、二十八日より第一石造華表の立柱に著手し各豫定の如く順調に工事を進め居れり

第三節 宗 教

イ朝鮮に於ける宗教の概況 朝鮮に於ける宗教の地方的分布を見るに各地を通じて基督教最も優勢の地位を占め佛教之に亞き神道は布教者信徒數共に最も少なし朝鮮固有の佛教は其の由來太だ古く三國鼎立の時代に於て高句麗の首都に佛寺の創立せられたるを發端とし尋て百濟新羅の領土に漸次流傳して高麗の末期に至るまで寛大なる保護の下に隆昌を極めしも李朝に至り寺刹の新創を禁じ度僧を制限し特に近古二百有餘年來良民の僧尼と爲るを禁ずる等政治上の抑壓甚しく爲に僧侶は一般人民より輕侮せられて無爲に歲月を送り來りしも併合後明治四十四年寺刹令實施せられて從來羈束せられたる諸種の制限解除せられ寺刹の體用を完ふし併せて布教の自由を許可せられてより僧侶は殆ど蘇生の思を爲し布教興學に力を致せるも因襲の久しき未だ社會上其の地位を充分認めらるるに至らず現在に於ては寺刹千二百六十一僧尼數七千二百十五人を算せり

又内地佛教各宗派中朝鮮の布教に最も早く著手せしは眞宗大谷派となす同派僧侶の始て朝鮮に渡航し釜山に上陸せしは遠く文政年間在り爾來元山、仁川其の他開港場の増加に伴ひ淨土宗、曹洞宗、眞宗本願寺派等より逐次教師を派遣して布教を開



(道南院) 寺 王 韓